

ID: 29

担当部署: 市長公室 広報・協働推進室

処分の概要	利用の許可及び変更等許可(指定管理者が管理する場合を含む。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市リージョンセンターの設置及び管理に関する条例 第3条第1項		
例 規 番 号	平成19年条例第24号		
【根拠条文】 (利用の許可) 第3条 リージョンセンターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも同様とする。 2 市長は、前項の規定によりリージョンセンターの利用を許可する場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 【基準】 根拠条文、第4条及び和泉市暴力団排除条例第10条第1項の規定による。 (利用許可の制限) 第4条 市長は、リージョンセンターを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 (2) 施設、設備等を損傷するおそれがあると認めるとき。 (3) その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)を利するおそれがあると認められるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。 (公の施設における暴力団の排除) 第10条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、本市の設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の利益になると認めるときは、当該利用を許可しない。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 4 年 4 月 1 日

ID: 32

担当部署: 市長公室 広報・協働推進室

処分の概要	利用料金の減免(市長が管理する場合に限る。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市リージョンセンターの設置及び管理に関する条例 第12条		
例 規 番 号	平成19年条例第24号		
【根拠条文】 (利用料金の減免) 第12条 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文及び和泉市リージョンセンターの設置及び管理に関する条例施行規則第10条の規定による。 (利用料金の減免) 第10条 条例第12条の規定により利用料金を減額し、又は免除することができる事由は次の各号に掲げるとおりとし、その額は、それぞれ当該各号に定める額(第3号については、同号に掲げる額を下限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額)とする。 (1) 天災その他緊急事態の発生により避難場所等に利用するとき 全額 (2) 和歌山県伊都郡かつらぎ町に住所を有する者が和泉市南部リージョンセンターを利用するとき 市民等以外の者が利用する場合と市民等が利用する場合の利用料金の差額 (3) 条例別表和泉市南部リージョンセンター基本利用料金の表備考第6号の規定により多目的室において移動観覧席を利用しないとき 半額 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき 市長が必要と認めた額 2 減免後の利用料金に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 4 年 4 月 1 日

ID: 33

担当部署: 市長公室 広報・協働推進室

処分の概要	利用料金の還付承認(市長が管理する場合に限る。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市リージョンセンターの設置及び管理に関する条例 第13条ただし書		
例 規 番 号	平成19年条例第24号		
【根拠条文】 (利用料金の還付) 第13条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。 【基準】 根拠条文及び和泉市リージョンセンターの設置及び管理に関する条例施行規則第11条の規定による。 (利用料金の還付) 第11条 条例第13条ただし書の規定により利用料金の全部又は一部を還付することができる事由は次の各号に掲げるとおりとし、その額は、それぞれ当該各号に定める額(第3号については、同号に定める額を下限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額)とする。 (1) 天災その他緊急事態の発生により利用できなくなったとき 全額 (2) 施設の管理上の支障のため利用許可を取り消したとき 全額 (3) 利用者が、利用日の10日前までに利用許可の取消しを申し出て、これを認めたとき 半額 (4) 附属設備の利用許可の取消しを申し出て、これを認めたとき 全額 (5) 前各号に掲げるもののほか、利用者の責めに帰することができない事由により利用しなかったとき 全額 2 前項の規定による還付額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 4 年 4 月 1 日

ID: 34

担当部署: 市長公室 広報・協働推進室

処分の概要	特別の設備等の承認(指定管理者が管理する場合を含む。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市リージョンセンターの設置及び管理に関する条例 第14条		
例 規 番 号	平成19年条例第24号		
【根拠条文】 (特別の設備等) 第14条 利用者が特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 4 年 4 月 1 日

ID: 1

担当部署: 総務部 総務管財室

処分の概要	情報の公開の決定
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市情報公開条例 第9条第1項
例 規 番 号	平成10年条例第32号
【根拠条文】 (情報の公開の決定及び通知) 第9条 実施機関は、前条の規定による請求があったときは、当該請求を受理した日から起算して15日以内に、情報の公開をする旨又はしない旨の決定をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により公開請求書の補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 2 実施機関は、前項の規定による決定を行ったときは、速やかに当該決定の内容を書面により、請求者に通知しなければならない。 3 実施機関は、第1項の規定による決定が情報の全部又は一部を公開しない旨のものであるときは、前項の書面にその理由を付記しなければならない。この場合において、当該情報が第6条第1項各号に掲げる情報に該当しなくなる期日をあらかじめ明示できるときは、その期日を併せて記載しなければならない。 4 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、その期間を30日を限度として延長することができる。この場合においては、速やかに新たな期限及び当該延長の理由を請求者に通知しなければならない。 5 実施機関は、第1項の規定による決定を行う場合において、請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、必要に応じて、当該第三者の意見を聴くことができる。 6 請求者は、実施機関が第1項に規定する期間(第4項の規定により当該期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間)内に情報の公開をする旨又はしない旨の決定を行わないときは、公開しない旨の決定があったものとみなすことができる。 【基準】 根拠条文及び第5条から第7条までの規定による。 (情報の公開の請求者等) 第5条 次に掲げるものは、実施機関に対し、情報の公開(第5号に掲げるものにあっては、そのものの利害関係に係る情報の公開に限る。)を請求することができる。 (1) 市の区域内に住所を有する者 (2) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者 (3) 市の区域内に存する学校に在学する者 (4) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 (5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が行う事務事業に利害関係を有するもの 2 実施機関は、前項各号に掲げるもの以外のものから情報の公開の申出があった場合においても、情報の公開に努めるものとする。 (公開しないことができる公文書) 第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、情報の公開をしないことができる。 (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画、写真若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア 法令若しくは条例等(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公にさ	

	れ、又は公にすることが予定されている情報 イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報 ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分 (2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。 ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの (3) 市並びに国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの (4) 市又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ イ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ キ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ 2 実施機関は、公文書に前項各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、情報の公開の請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて、当該情報の公開をしなければならない。 (公文書の存否に関する情報) 第7条 情報の公開の請求に対し、当該請求に係る公文書が存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、前条第1項の規定により保護される利益が害されることとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該請求を拒否することができる。 ・ 和泉市情報公開条例の解釈運用基準による。
--	---

標準処理期間

請求を受理した日から起算して15日以内(第9条第1項)

備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 13 日

ID: 6

担当部署: 総務部 総務管財室

処分の概要	行為の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市庁舎管理規則 第6条第1項		
例 規 番 号	昭和56年規則第30号		
【根拠条文】 (許可を必要とする行為) 第6条 庁舎において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 (1) 物品の販売、宣伝、保険の勧誘、寄附金の募集その他これらに類する物品を掲示し、又は配付すること。 (2) 印刷物、ポスター、旗、のぼり、プラカード、宣伝ビラ、広告物その他これらに類する物品を掲示し、又は配付すること。 (3) 庁舎内の放送設備を使用すること。 (4) 講演、演劇、映写その他の催し又は行事を行うこと。 (5) テントその他の施設を設置すること。 (6) 撮影、録音、録画又は放送をすること(市が開催する記者会見等において報道機関が行うもの及び市の職員が職務上行うものを除く。) (7) 前各号に掲げるもののほか、庁舎の管理上支障を及ぼすおそれがあると認められる行為をすること。 2 市長は、前項各号の行為が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるときは、当該行為を許可しない。 3 市長は、第1項の許可をする場合において必要な条件を付し、又は指示をすることができる。 4 第1項の許可を受けようとする者は、あらかじめ和泉市庁舎使用許可申請書(様式第1号)を市長に提出し、市長は、許可を決定したときは当該申請人に対し、その旨を和泉市庁舎使用許可証(様式第2号)により通知するものとする。ただし、当該許可を受けようとする行為に応じて、別に基準を定めたときは、当該基準による。 5 市長は、第1項の許可を受けた者が第2項の規定に該当することが判明し、又はその許可の内容若しくは第3項の条件若しくは指示に違反したときは、許可を取り消し、その行為を中止させ、又は当該物件の撤去を命ずることができる。この場合において、物件の撤去を命ぜられた者が物件を撤去しないときは、市長は当該物件を撤去することができる。 【基準】 ・和泉市庁舎執務室内における物品販売等の取扱いに関する基準による。 ・本庁舎の敷地内におけるのぼりの設置に関する基準による。 ・本庁舎における懸重幕の掲出に関する基準による。 ・和泉市庁内掲示板の利用に関する基準による。 ・和泉市庁内放送の管理及び運営に関する規程による。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 10

担当部署: 総務部 総務管財室

処分の概要	使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市行政財産使用料徴収条例 第4条ただし書		
例 規 番 号	昭和42年条例第7号		
【根拠条文】 (使用料の還付) 第4条 徴収した使用料は、還付しない。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を還付することができる。 【基準】 根拠条文及び和泉市行政財産使用料徴収条例施行規則第10条の規定による。 (使用料の還付) 第10条 条例第4条ただし書の規定により使用料を還付するときは、次のとおりとする。 (1) 本市において当該行政財産を公用又は公共用に供するため使用許可を取り消し、又は変更したとき。 (2) 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)の責めに帰することのできない理由により、当該行政財産の使用の開始又は継続ができないとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が本市の事務事業の遂行上、真にやむを得ないと認めるとき。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 11

担当部署: 総務部 総務管財室

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市行政財産使用料徴収条例 第5条		
例 規 番 号	昭和42年条例第7号		
【根拠条文】 (使用料の減免) 第5条 使用料は、次の各号の1に該当するときは、これを減額し又は免除することができる。 (1) 国又は他の地方公共団体、その他公共団体又は公共的団体に公用若しくは公共用又は公益上の目的のために使用させるとき。 (2) 災害その他の緊急事態の発生により応急施設として短期間使用させるとき。 (3) 前各号に掲げる場合のほか、公益上の必要に基づき使用させるとき。 2 使用料の減額又は免除は、相手方の申請により、これを行うものとする。 【基準】 根拠条文及び和泉市行政財産使用料徴収条例施行規則第11条の規定による。 (使用料の減免基準等) 第11条 条例第5条第1項第1号又は第3号の規定により使用料について減額又は免除を受けようとする者は、行政財産目的外使用料減額・免除申請書(様式第3号)により市長に申請しなければならない。 2 条例第5条第1項の規定により使用料を免除する場合の基準は、次に掲げるところによる。 (1) 条例第5条第1項第1号又は第3号に該当する場合のうち、収益を目的としない使用については、使用料を免除することができる。 (2) 条例第5条第1項第2号に該当する場合の使用については、使用料を免除することができる。 3 条例第5条第1項の規定により使用料を減額する場合の基準は、当該行政財産の使用の実情を考慮して市長が決定するものとする。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 199

担当部署: 総務部 人権・男女参画室

処分の概要	利用の許可及び変更許可		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市立人権文化センター条例 第4条第1項		
例 規 番 号	平成13年条例第1号		
【根拠条文】 (利用の許可) 第4条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 2 市長は、前項の規定によりセンターの利用を許可する場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 【基準】 根拠条文、第5条及び和泉市暴力団排除条例第10条第1項の規定による。 (利用許可の制限) 第5条 市長は、センターを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 (2) 施設、設備等を損傷するおそれがあると認めるとき。 (3) その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)を利するおそれがあると認められるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。 (公の施設における暴力団の排除) 第10条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、本市の設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の利益になると認めるときは、当該利用を許可しない。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 3 日

ID: 202

担当部署: 総務部 人権・男女参画室

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市立人権文化センター条例 第10条		
例 規 番 号	平成13年条例第1号		
【根拠条文】 (使用料の減免) 第10条 市長は、公用に供し、又は公益を目的とするもので特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文及び和泉市立人権文化センター条例施行規則第11条の規定による。 (使用料の減免) 第11条 条例第10条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる事由は、次に定めるとおりとする。 (1) 天災その他緊急事態の発生により避難場所等に利用するとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。 2 前項の規定により減額又は免除を受けようとする者は、使用料減免申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	平成 30 年 10 月 3 日

ID: 408

担当部署: 総務部 人権・男女参画室

処分の概要	使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市立人権文化センター条例 第11条ただし書		
例 規 番 号	平成13年条例第1号		
【根拠条文】 (使用料の還付) 第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。 【基準】 根拠条文及び和泉市立人権文化センター条例施行規則第12条の規定による。 (使用料の還付) 第12条 条例第11条ただし書の規定により使用料の全部又は一部を還付することができる理由及びその額は、次のとおりとする。 (1) 天災その他緊急事態の発生により利用できなくなったとき 全額 (2) 施設の管理上の支障のため利用許可を取り消したとき 全額 (3) 利用者が、利用日の10日前までに利用許可の取消しを申し出て、これを認めたとき 半額 (4) 前3号に掲げるもののほか、利用者の責めに帰することができない事由により利用しなかったとき 全額 2 前項の規定による還付額に、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。 3 使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 29 年 10 月 3 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 13 日

ID: 409

担当部署: 総務部 人権・男女参画室

処分の概要	附属設備の利用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市立人権文化センター条例 第12条第1項		
例 規 番 号	平成13年条例第1号		
【根拠条文】 (附属設備の利用) 第12条 利用者から特に申出があったときは、附属設備の利用を許可することができる。 2 前項の使用料は、市長が定める。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 29 年 10 月 3 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 410

担当部署: 総務部 人権・男女参画室

処分の概要	特別の設備等の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市立人権文化センター条例 第13条		
例 規 番 号	平成13年条例第1号		
【根拠条文】 (特別の設備等) 第13条 利用者が特別の設備をし、又は備付け以外の器具を利用するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 29 年 10 月 3 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 204

担当部署: 総務部 人権・男女参画室

処分の概要	利用の許可及び変更等許可		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市男女共同参画センター条例 第5条第1項		
例 規 番 号	平成14年条例第3号		
【根拠条文】 (利用の許可) 第5条 男女共同参画センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも同様とする。 2 市長は、前項の規定により男女共同参画センターの利用を許可する場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 【基準】 根拠条文、第6条、和泉市男女共同参画センター条例施行規則第5条及び和泉市暴力団排除条例第10条第1項の規定による。 (利用許可の制限) 第6条 市長は、男女共同参画センターを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 (2) 施設、設備等を損傷するおそれがあると認めるとき。 (3) その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。 (利用者の範囲) 第5条 男女共同参画センターを利用できる者は、男女共同参画の推進を目的とする団体とする。 2 前項の規定にかかわらず、男女共同参画センターが実施する事業に参加する場合の利用者の範囲は、別に定める。 (公の施設における暴力団の排除) 第10条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、本市の設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の利益になると認めるときは、当該利用を許可しない。 和泉市男女共同参画センターの登録団体要綱第2条及び8条、及び和泉市男女共同参画センターの一般団体利用要綱第2条、3条及び4条の規定による。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 206

担当部署: 総務部 人権・男女参画室

処分の概要	特別の設備等の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市男女共同参画センター条例 第10条		
例 規 番 号	平成14年条例第3号		
【根拠条文】 (特別の設備等) 第10条 利用者が特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 207

担当部署: 総務部 人権・男女参画室

処分の概要	関係団体の登録		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市男女共同参画センター条例施行規則 第10条第1項		
例 規 番 号	平成15年規則第7号		
【根拠条文】 (関係団体の登録) 第10条 男女共同参画センターの登録団体(男女共同参画の推進を主たる目的とする団体に限る。)として、登録を受けようとする者は、別に定める登録団体申請書を市長に提出しなければならない。 2 市長は、団体の活動内容が男女共同参画の推進を主たる目的としていないと認めるとき、及び別に定める基準を満たさないと認めるときは、前項の登録の申請を認めず、又は既にした登録を取り消すことができる。 【基準】 根拠条文に同じ。 和泉市男女共同参画センターの登録団体要綱第2条及び3条の規定による。			
標準処理期間	7日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 46-2

担当部署: 総務部 人権・男女参画室(人権文化センター図書室)

処分の概要	図書館カードの交付(指定管理者が管理する場合を含む。)
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市立図書館条例施行規則 第4条第3項
例 規 番 号	平成22年教育委員会規則第7号
【根拠条文】 (貸出し) 第4条 市立図書館の資料(以下「図書館資料」という。)は、次に掲げるものを除き、貸し出すものとする。 (1) 郷土資料及び貴重図書 (2) 新聞、広報等の類 (3) 百科事典など全体を通読しなくてもよい事典類 (4) 寄託資料で、その条件として貸出しを禁止しているもの (5) 前各号に準ずるものとして館長が特に指定した資料 2 前項の規定にかかわらず、次項第3号に掲げる団体に対しては、コミック及び視聴覚資料(ビデオテープ、CD、DVDその他これらに類する資料をいう。以下同じ。)は貸し出さない。 3 図書館資料の貸出しは、次に掲げる要件のいずれかに該当し、図書館カード(様式第1号)の交付を受けたものに対して行う。 (1) 本市の区域内に住所を有する者 (2) 本市の区域内に所在する学校、事業所等に通学し、又は通勤する者 (3) 本市の区域内にその活動本拠を置く学校その他の教育機関及び地域団体、職域団体、読書団体、地域文庫その他館長が適当と認める団体 (4) 本市と図書館資料の相互利用に関し、協定を締結した市町の区域内に住所を有する者 (5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が適当と認めるもの 4 図書館カードの交付を受けようとするものは、前項各号に掲げる要件を充たすことを証するに足りる書類を提示して、図書館カード交付申込書を提出しなければならない。 5 図書館資料の貸出しを受けようとするものは、希望する資料に図書館カードを添えて申し込まなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。 図書館資料の貸出要領第2条の規定による。 (利用資格) 第2条 規則第4条第3項第4号の規定により、堺市、泉大津市、高石市及び忠岡町に居住する人は、利用者登録をすることができる。この場合において、住所及び氏名を自動車運転免許証等により確認しなければならない。 2 規則第4条第3項第5号の規定により、和泉市内の病院又は施設に入院入所している人は、利用者登録をすることができる。ただし、その事実及び住所・氏名を確認しなければならない。	
標準処理期間	1日
備考	
【共通担当部署】 総務部 人権・男女参画室(人権文化センター図書室) 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室 生涯学習担当	

設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日
-----------	------------------	---------	----------------

ID: 47-2

担当部署: 総務部 人権・男女参画室(人権文化センター図書室)

処分の概要	図書館カードの再交付(指定管理者が管理する場合を含む。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市立図書館条例施行規則 第5条第3項		
例 規 番 号	平成22年教育委員会規則第7号		
【根拠条文】 (図書館カードの有効期間等) 第5条 図書館カードの有効期間は、最終利用日から5年とする。 2 図書館カードを紛失したとき及び図書館カード交付申込書の記載内容に変更があったときは、その旨を速やかに館長に届け出なければならない。 3 紛失等により図書館カードの再交付を受けるものは、再交付に要する実費相当額を支払わなければならない。 4 図書館カードが登録者以外のものによって使用されたことにより損害が生じた場合においては、その責めは、登録者(団体にあつてはその代表者)に帰するものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。 図書館資料の貸出要領第11条の規定による。 (図書館カード再交付に係る費用) 第11条 規則第5条第3項に係る図書館カードの再交付料は、1件につき100円とする。			
標準処理期間	1日		
備考	【共通担当部署】 総務部 人権・男女参画室(人権文化センター図書室) 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室 生涯学習担当		
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 367-2

担当部署: 総務部 人権・男女参画室(人権文化センター図書室)

処分の概要	損害の賠償		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市立図書館条例施行規則 第11条		
例 規 番 号	平成22年教育委員会規則第7号		
【根拠条文】 (損害の賠償) 第11条 利用者(団体にあつてはその代表者)は、図書館資料を破損し、又は紛失した場合は、同一の現物をもって賠償しなければならない。ただし、館長が特に必要と認めるときは、館長が指示する相当の代物をもってこれに代えることができる。 2 利用者が建物又は設備器具等を汚損、破損又は紛失したときは、その損害を賠償しなければならない。 3 前2項の賠償について、避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであると委員会が認めるときは、免除することができる。 【基準】 根拠条文及び図書館資料の貸出要領第10条の規定による。 (賠償) 第10条 視聴覚資料のうちビデオテープ及びDVDについては、利用者から紛失または破損の届出があつたときは、原則として同一物を賠償させるものとする。その手続きは、利用者が図書館の指定する取次店へ代金を振り込み、その後振込領収書の写し(または原本)及び資料紛失(破損)届けを図書館に提出するものとする。 2 前項に規定する資料以外の資料については、原則として、同一物を賠償させるものとする。ただし、同一物がないときは、図書館が指定する同価格程度の資料を賠償させるものとする。その手続きは利用者が用意した賠償資料及び資料紛失(破損)届けを図書館に提出するものとする。 3 附属資料を紛失又は破損したときは、附属資料のみの賠償とする。 4 賠償手続中の利用者から資料の貸出しを受けたい旨申出があつたときは、端末画面上で手続中であることを確認の上、通常の貸出しを行う。 5 賠償の必要がある図書館資料のうち他館所蔵のものについては、本籍館から後日連絡があることを利用者に伝えるものとする。			
標準処理期間	30日		
備考	【共通担当部署】 総務部 人権・男女参画室(人権文化センター図書室) 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室 生涯学習担当		
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 248

担当部署: 環境産業部 環境政策室 環境保全担当

処分の概要	土地の埋立て等の許可
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市生活環境の保全等に関する条例 第19条
例 規 番 号	平成11年条例第24号
【根拠条文】 (許可) 第19条 土地の埋立て等を行おうとする者は、埋立て事業区域ごとに、市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土地の埋立て等については、この限りでない。 (1) 埋立て区域の計画面積が500平方メートル未満である埋立て等であって、かつ、埋立て区域における埋立て等を行う前の地盤面の最も低い地点と埋立て等によって生じた地盤面の最も高い地点との垂直距離が1メートル未満のもの (2) 国、地方公共団体その他規則で定める公共団体が行う土地の埋立て等で、あらかじめ市長に届け出たもの (3) 法令等の規定による許可その他これに相当する手続を経て行う行為のうち規則に定めるもので、あらかじめ市長に届け出た土地の埋立て等 (4) 土地の造成その他これに類する行為を行う土地の区域内において行う土地の埋立て等であって、当該区域内において発生した土砂等のみを用いて行われるもの (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める土地の埋立て等 【基準】 根拠条文及び第21条の規定による。 (許可の基準) 第21条 市長は、第19条の許可の申請が、次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ同条の許可をしてはならない。 (1) 埋立て事業区域及びその周辺における道路、河川、水路その他の公共施設の維持管理上支障がないこと。 (2) 埋立て等の施工に関する計画が規則で定める構造上の基準に適合していること。 (3) 埋立て事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画が埋立て事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置に関する基準として規則で定める基準に適合していること。 (4) 前条第2項の同意を得ていること。 (5) 申請者が次のアからエまでのいずれにも該当しないこと。 ア 第32条又は第33条の規定により命令を受け、必要な措置を完了していない者 イ 第31条第1項又は第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者 ウ 第31条第4項の規定により埋立て等の停止を命じられ、その停止期間が経過しない者 エ 埋立て等の施工に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 (6) 当該申請に係る埋立て等の期間が3年以内の期間であること。	
標準処理期間	60日
備考	

設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 6 年 4 月 10 日
-----------	------------------	---------	-----------------

ID: 249

担当部署: 環境産業部 環境政策室 環境保全担当

処分の概要	変更の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市生活環境の保全等に関する条例 第22条第1項		
例 規 番 号	平成11年条例第24号		
【根拠条文】 (変更の許可等) 第22条 第19条の許可を受けた者は、許可に係る事項を変更して埋立て等を行おうとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときはこの限りでない。 2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める図書を添えて市長に提出しなければならない。 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 変更の内容及びその理由 (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項 3 第19条の許可を受けた者は、第1項ただし書に規定する軽微な変更があったときは、その旨を市長に届け出なければならない。 4 前条の規定は、第1項の許可について準用する。この場合において、前条第6号中「3年」とあるのは、「1年」とする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 6 年 4 月 10 日

ID: 1008

担当部署: 環境産業部 環境政策室 環境保全担当

処分の概要	有害物質使用届出施設等に係る人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認		
例 規 名 根 拠 条 項	大阪府生活環境の保全等に関する条例 第81条の4第1項ただし書		
例 規 番 号	平成6年 大阪府条例第6号		
【根拠条文】 (使用が廃止された有害物質使用届出施設等に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査) 第81条の4 使用が廃止された有害物質使用届出施設(第49条第2項に規定する届出施設であって、同項第1号の規則で定める物質(特定有害物質であるものに限る。)をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。)又はダイオキシン特定施設(以下「有害物質使用届出施設等」という。)に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者(以下「所有者等」という。)であって、当該有害物質使用届出施設等を設置していたもの又は次項の規定により知事から通知を受けたものは、規則で定めるところにより、当該土地の土壌の管理有害物質(規則で定める管理有害物質に限る。)による汚染の状況について、土壌法第4条第2項に規定する指定調査機関(以下「指定調査機関」という。)に規則で定める方法により調査させて、その結果を知事に報告しなければならない。ただし、規則で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壌の管理有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の知事の確認を受けたときは、この限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。 ※大阪府生活環境の保全等に関する条例第111条による事務移譲			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 18 日	最終変更年月日	令和 6 年 7 月 31 日

ID: 1010

担当部署: 環境産業部 環境政策室 環境保全担当

処分の概要	有害物質使用特定施設又は有害物質使用届出施設等に係る人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の知事の確認		
例 規 名 根 拠 条 項	大阪府生活環境の保全等に関する条例 第81条の6第3項ただし書		
例 規 番 号	平成6年 大阪府条例第6号		
【根拠条文】 (有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場等の敷地である土地の調査) 第81条の6 3 有害物質使用特定施設(土壤法第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設をいう。以下同じ。)又は有害物質使用届出施設等(以下「有害物質使用特定施設等」という。)が設置されている工場又は事業場の敷地である土地の所有者等は、当該土地の形質の変更をしようとする場合(当該土地が当該有害物質使用特定施設等に係る当該工場又は事業場の敷地として利用されないときに限る。)には、規則で定めるところにより、当該土地(土壤法第3条第8項若しくは第4条第3項又はこの条例第81条の4第6項、前条第2項若しくは前項に規定する調査の対象となる土地を除く。)の土壤の管理有害物質(規則で定める管理有害物質に限る。)による汚染の状況について、指定調査機関に第81条の4第1項の規則で定める方法により調査させて、その結果を知事に報告しなければならない。ただし、規則で定めるところにより当該土地について予定されている利用の方法からみて土壤の管理有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の知事の確認を受けたときは、この限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。 ※大阪府生活環境の保全等に関する条例第111条による事務移譲			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 18 日	最終変更年月日	令和 6 年 7 月 31 日

ID: 1030

担当部署: 環境産業部 環境政策室 環境保全担当

処分の概要	基準に適合する旨の知事の確認		
例 規 名 根 拠 条 項	大阪府生活環境の保全等に関する条例 第81条の13第1項第1号		
例 規 番 号	平成6年 大阪府条例第6号		
【根拠条文】 (要届出管理区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令) 第81条の13 要届出管理区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の14日前までに、規則で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。 (1) 土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針(規則で定めるところにより、規則で定める基準に適合する旨の知事の確認を受けたものに限る。)に基づく次のいずれにも該当する土地の形質の変更 イ 土地の土壌の管理有害物質による汚染が専ら自然又は専ら土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして規則で定める要件に該当する土地における土地の形質の変更 ロ 人の健康に係る被害が生ずるおそれがないものとして規則で定める要件に該当する土地の形質の変更 【基準】 根拠条文に同じ。 ※大阪府生活環境の保全等に関する条例第111条による事務移譲			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	令和2年4月7日	最終変更年月日	令和6年7月31日

ID: 1014

担当部署: 環境産業部 環境政策室 環境保全担当

処分の概要	汚染土壌の適切処理の確認		
例 規 名 根 拠 条 項	大阪府生活環境の保全等に関する条例 第81条の19第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)		
例 規 番 号	平成6年 大阪府条例第6号		
【根拠条文】 第81条の19 汚染土壌(ダイオキシン類によって汚染されているものに限る。以下この条において同じ。)を当該管理区域外に搬出する者(その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行う者を除く。)は、当該汚染土壌の処理が適切に行われることについて、規則で定めるところにより、知事の確認を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 (1) 1の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の管理区域の間において、1の要措置管理区域から搬出された汚染土壌を他の要措置管理区域内の土地の形質の変更に、又は1の要届出管理区域から搬出された汚染土壌を他の要届出管理区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させるために搬出を行う場合 (2) 非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合 (3) 汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合 2 前項本文の規定は、非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌を当該管理区域外に搬出した者について準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。 ※大阪府生活環境の保全等に関する条例第111条による事務移譲			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 18 日	最終変更年月日	令和 6 年 7 月 31 日

ID: 1021

担当部署: 環境産業部 環境政策室 環境保全担当

処分の概要	工事設計の基準適合の確認		
例 規 名 根 拠 条 項	大阪府特設水道条例 第5条第1項		
例 規 番 号	昭和33年 大阪府条例第30号		
【根拠条文】 (確認) 第5条 特設水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が前条各号に掲げる基準に適合するものであることについて、知事の確認を受けなければならない。 2 前項の確認の申請をするには、申請書に、規則で定める書類及び図面を添えて、知事に提出しなければならない。 3 知事は、前項の申請を受理した場合において、当該工事の設計が前条各号に掲げる基準に適合することを確認したときは、申請者にその旨を通知し、適合しないと認めたとき又は申請書の添付書類によっては適合するかしないかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を付して、申請者にその旨を通知しなければならない。 4 前項の規定による通知は、第2項の申請を受理した日から起算して30日以内に、書面をもってしなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。 ※大阪府特設水道条例第15条による事務移譲			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 18 日	最終変更年月日	令和 6 年 7 月 31 日

ID: 269

担当部署: 環境産業部 環境政策室 生活環境担当

処分の概要	一般廃棄物処理手数料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例 第23条		
例 規 番 号	平成5年条例第29号		
【根拠条文】 (一般廃棄物処理手数料の減免) 第23条 市長は、天災その他特別の事情があると認めるときは、前条に定める手数料を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	概ね15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 6 年 4 月 10 日

ID: 271

担当部署: 環境産業部 環境政策室 生活環境担当

処分の概要	許可証の再交付		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例施行規則 第14条第1項		
例 規 番 号	平成6年規則第9号		
【根拠条文】 (許可証の再交付) 第14条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者若しくは浄化槽清掃業者は、一般廃棄物収集運搬業許可証又は一般廃棄物処分業許可証若しくは浄化槽清掃業許可証を亡失し、又は識別が困難な程度に損傷し、若しくは汚損したときは、遅滞なく市長に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。 2 前項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、許可証再交付申請書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	概ね15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 6 年 4 月 10 日

ID: 272

担当部署: 環境産業部 環境政策室 生活環境担当

処分の概要	指定の更新		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市一般廃棄物再生利用業者の個別指定に関する規則 第9条第1項		
例 規 番 号	平成11年規則第39号		
【根拠条文】 (指定の更新) 第9条 指定業者は、当該指定に付された期限の満了後も引き続き当該指定に係る事業を行おうとするときは、当該期限の満了する日の3月前から当該期限の満了する日の1月前までに第2条第1項の申請書を市長に提出しなければならない。 2 前項の規定により更新の申請があった場合において、当該期限の満了する日までに当該申請に対する処分がなされていないときは、当該指定は、当該期限の満了する日後も当該申請に係る処分がなされるまでの間はおおその効力を有するものとする。 3 前項の場合において、指定の更新がなされたときは、当該指定の期限は、従前の期限の満了の日の翌日から起算して定めるものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 6 年 4 月 10 日

ID: 273

担当部署: 環境産業部 環境政策室 生活環境担当

処分の概要	指定証の再交付		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市一般廃棄物再生利用業者の個別指定に関する規則 第10条		
例 規 番 号	平成11年規則第39号		
【根拠条文】 (指定証の再交付) 第10条 指定業者は、第5条又は第8条の指定証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、一般廃棄物再生利用業者指定証再交付申請書(様式第5号)により市長に指定証の再交付の申請をすることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	概ね15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 6 年 4 月 10 日

ID: 119

担当部署: 環境産業部 産業振興室 商工観光担当

処分の概要	操業計画の認定及び変更認定		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市産業集積促進条例 第4条第1項及び第3項		
例 規 番 号	平成25年条例第42号		
【根拠条文】 (操業計画の認定) 第4条 補助を受けようとする者は、規則で定めるところにより、産業集積促進地域における建物の取得、新築、増築又は改築(以下「取得等」という。)の概要その他事業を営む上で必要な事項を記載した計画(以下「操業計画」という。)を作成し、市長に申請して、その認定を受けなければならない。 2 市長は、前項の規定による申請の内容を審査し、適正であると認めるときは、操業計画の認定を行うものとする。 3 前項の認定を受けた企業等(以下「認定企業等」という。)は、取得等をする建物その他の操業計画の内容に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、市長に操業計画の変更を申請し、その認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。 4 第2項の規定は、操業計画の変更の認定について準用する。 【基準】 根拠条文及び第3条の規定による。 (対象者) 第3条 この条例による補助(以下「補助」という。)の対象者は、産業集積促進地域において工場等を操業し、若しくは新たに操業しようとする企業等又は事務所を設置し、若しくは新たに設置しようとする企業等とする。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 368

担当部署: 環境産業部 産業振興室 商工観光担当

処分の概要	事業者の指定		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市ホテル・旅館の誘致に関する条例 第4条第2項		
例 規 番 号	平成27年条例第46号		
【根拠条文】 (事業者の指定) 第4条 補助を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請し、指定を受けなければならない。 2 市長は、前項の規定による申請の内容を審査し、第1条に定める目的の達成に寄与するものであると認めるときは、事業者の指定を行うものとする。 3 市長は、前項の規定により指定するときは、当該新設しようとするホテル・旅館に関して、条件を付することができる。 【基準】 根拠条文及び第3条の規定による。 (対象者) 第3条 この条例による補助(以下「補助」という。)の対象者は、市内にホテル・旅館を新設しようとするホテル・旅館事業者とする。			
標準処理期間	設定なし		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 10 月 13 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 369

担当部署: 環境産業部 産業振興室 商工観光担当

処分の概要	申請事項変更の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市ホテル・旅館の誘致に関する条例 第5条第1項		
例 規 番 号	平成27年条例第46号		
【根拠条文】 (申請事項の変更) 第5条 前条の規定により指定を受けた者(以下「指定事業者」という。)は、同条の規定による申請事項に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に変更の申請をし、その承認を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。 2 前条第2項及び第3項の規定は、変更の承認について準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	設定なし		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 10 月 13 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 370

担当部署: 環境産業部 産業振興室 商工観光担当

処分の概要	補助金の交付		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市ホテル・旅館の誘致に関する条例 第7条第2項		
例 規 番 号	平成27年条例第46号		
【根拠条文】 (補助金の交付申請) 第7条 指定事業者は、規則で定めるところにより、市長に補助金の交付の申請をしなければならない。 2 市長は、前項の申請の内容を審査し、適正であると認めるときは、補助金の交付を行うものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	設定なし		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 10 月 13 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 121

担当部署: 環境産業部 産業振興室 商工観光担当

処分の概要	利用の許可及び変更許可(指定管理者が管理する場合を含む。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市産業振興プラザ条例 第5条第1項		
例 規 番 号	平成24年条例第43号		
【根拠条文】 (利用の許可) 第5条 別表に定める施設(以下「有料施設」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも同様とする。 2 市長は、前項の規定によりプラザの利用を許可する場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 3 試作開発室(工場型・事務所型)の利用ができる者は、本市の産業振興に寄与することが期待される事業を営もうとする者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。)であること。ただし、会社にあつては資本の額又は出資の総額の50パーセント以上を中小企業の基準を超える企業に所有されていないこと。 (2) 利用料金の支払能力を有する者 4 市長は、利用許可を受けようとする者の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 (2) 施設、設備等を損傷するおそれがあると認めるとき。 (3) プラザの設置目的に沿わないと認めるとき。 (4) その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。 【基準】 根拠条文及び和泉市暴力団排除条例第10条第1項の規定による。 (公の施設における暴力団の排除) 第10条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、本市の設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の利益になると認めるときは、当該利用を許可しない。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 13 日

ID: 122

担当部署: 環境産業部 産業振興室 商工観光担当

処分の概要	利用許可の期間の更新(指定管理者が管理する場合を含む。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市産業振興プラザ条例 第6条第2項		
例 規 番 号	平成24年条例第43号		
【根拠条文】 (利用許可の期間等) 第6条 有料施設の利用許可の期間は、5年以内とする。 2 前項の利用許可の期間又はこの項の規定により更新された利用許可の期間は、5年以内で更新することができる。この場合において、引き続くこととなる利用許可の期間は、10年を超えてはならない。ただし、利用期間終了後当該施設の利用者が他にない場合は、5年を限度として延長することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 13 日

ID: 126

担当部署: 環境産業部 産業振興室 商工観光担当

処分の概要	利用料金の減免(市長が管理する場合に限る。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市産業振興プラザ条例 第13条		
例 規 番 号	平成24年条例第43号		
【根拠条文】 (利用料金の減免) 第13条 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文及び和泉市産業振興プラザ条例施行規則第11条の規定による。 (利用料金の減免) 第11条 条例第13条の規定により利用料金を減額し、又は免除することができる事由は、次に掲げるものとする。 (1) 天災その他緊急事態の発生により避難場所等に利用するとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 127

担当部署: 環境産業部 産業振興室 商工観光担当

処分の概要	利用料金の還付承認(市長が管理する場合に限る。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市産業振興プラザ条例 第14条ただし書		
例 規 番 号	平成24年条例第43号		
【根拠条文】 (利用料金の還付) 第14条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。 【基準】 根拠条文及び和泉市産業振興プラザ条例施行規則第12条の規定による。 (利用料金の還付) 第12条 条例第14条ただし書に規定する市長が別に定める基準は、次に掲げるとおりとする。 (1) 利用者の責めに帰することができない理由によりプラザの施設が利用不能となったとき。 (2) 条例第7条第1項第5号に規定する理由により利用許可を取り消したとき。 (3) その他市長が特に必要と認めるとき。 2 前項各号に掲げる事由があると市長が認めたときは、既納の利用料金を還付する。ただし、月の途中で利用を終了した場合の有料施設の利用料金の還付については、既納の利用料金から第10条第2項に規定する日割計算による利用料金の額を差し引いた額を還付する。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 128

担当部署: 環境産業部 産業振興室 商工観光担当

処分の概要	特別の設備の設置等の許可(指定管理者が管理する場合を含む。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市産業振興プラザ条例 第16条ただし書		
例 規 番 号	平成24年条例第43号		
【根拠条文】 (特別の設備の設置等の禁止) 第16条 利用者は、プラザの施設に特別の設備を設け、又は変更を加えてはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 429

担当部署: 環境産業部 産業振興室 農林担当

処分の概要	利用の許可及び変更許可(指定管理者が管理する場合を含む。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市アグリセンター条例 第4条第1項		
例 規 番 号	令和3年条例第18号		
【根拠条文】 (利用の許可) 第4条 研修室を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 許可を受けた事項を変更するときも同様とする。 2 市長は、前項の規定により研修室の利用を許可する場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 3 第1項の規定による利用許可は、開館時間内において1時間単位で行うことができる。 4 研修室の利用ができる者は、農林業振興に関する研修又は会議を行う個人又は法人その他の団体とする。 【基準】 根拠条文、第5条及び和泉市暴力団排除条例第10条第1項の規定による。 (利用許可の制限) 第5条 市長は、研修室を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 (2) 施設、設備等を損傷するおそれがあると認めるとき。 (3) その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)を利するおそれがあると認められるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。 (公の施設における暴力団の排除) 第10条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、本市の設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の利益になると認めるときは、当該利用を許可しない。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 432

担当部署: 環境産業部 産業振興室 農林担当

処分の概要	特別の設備等の承認(指定管理者が管理する場合を含む。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市アグリセンター条例 第13条		
例 規 番 号	令和3年条例第18号		
【根拠条文】 (特別の設備等) 第13条 利用者が特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 110

担当部署: 環境産業部 産業振興室 農林担当

処分の概要	分担金等の減免等		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市土地改良事業及び林業関係事業分担金並びに農用地総合整備事業負担金 条例 第8条		
例 規 番 号	昭和57年条例第3号		
【根拠条文】 (分担金等の徴収猶予等) 第8条 市長は、天災地変その他特別の事情があると認めるときは、分担金等の徴収を受ける者の申請により、分担金等の徴収を猶予し、又は分担金等の減免をすることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 111

担当部署: 環境産業部 産業振興室 農林担当

処分の概要	利用の許可及び変更等許可(指定管理者が管理する場合を含む。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市農業体験交流施設の設置及び管理に関する条例 第4条第1項		
例 規 番 号	平成20年条例第2号		
【根拠条文】 (利用の許可) 第4条 交流施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも同様とする。 2 市長は、前項の規定により交流施設の利用を許可する場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 【基準】 根拠条文、第5条及び和泉市暴力団排除条例第10条第1項の規定による。 (利用許可の制限) 第5条 市長は、交流施設を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 (2) 施設、設備等を損傷するおそれがあると認めるとき。 (3) その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)を利するおそれがあると認められるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。 (公の施設における暴力団の排除) 第10条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、本市の設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の利益になると認めるときは、当該利用を許可しない。			
標準処理期間	7日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 114

担当部署: 環境産業部 産業振興室 農林担当

処分の概要	利用料金の減免(市長が管理する場合に限る。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市農業体験交流施設の設置及び管理に関する条例 第13条		
例 規 番 号	平成20年条例第2号		
【根拠条文】 (利用料金の減免) 第13条 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文及び和泉市農業体験交流施設の設置及び管理に関する条例施行規則第10条の規定による。 (利用料金の減免) 第10条 条例第13条の規定により利用料金を減額し、又は免除することができる事由は、次のとおりとする。 (1) 天災その他緊急事態の発生により避難場所等に利用するとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 115

担当部署: 環境産業部 産業振興室 農林担当

処分の概要	利用料金の還付承認(市長が管理する場合に限る。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市農業体験交流施設の設置及び管理に関する条例 第14条ただし書		
例 規 番 号	平成20年条例第2号		
【根拠条文】 (利用料金の還付) 第14条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。 【基準】 根拠条文及び和泉市農業体験交流施設の設置及び管理に関する条例施行規則第12条の規定による。 (利用料金の還付) 第12条 条例第14条ただし書の規定により利用料金の全額又は一部を還付することができる事由は次の各号に掲げるとおりとし、その額は、それぞれ当該各号に定める額(第3号については、同号に掲げる額を下限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額)とする。 (1) 天災その他緊急事態の発生により利用できなくなったとき 全額 (2) 施設の管理上の支障のため利用許可を取り消したとき 全額 (3) 利用者が、利用日の10日前までに利用許可の取消しを申し出て、これを認めたとき 半額 (4) 前3号に掲げるもののほか、利用者の責めに帰することができない事由により利用しなかったとき 全額 2 前項の規定による還付額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 116

担当部署: 環境産業部 産業振興室 農林担当

処分の概要	特別の設備等の承認(指定管理者が管理する場合を含む。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市農業体験交流施設の設置及び管理に関する条例 第15条		
例 規 番 号	平成20年条例第2号		
【根拠条文】 (特別の設備等) 第15条 利用者が特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	7日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 412

担当部署: 環境産業部 産業振興室 農林担当

処分の概要	利用の許可及び変更許可(指定管理者が管理する場合を含む。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市コミュニティファーム条例 第5条第1項		
例 規 番 号	平成29年条例第22号		
【根拠条文】 (利用の許可) 第5条 コミュニティファームを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも同様とする。 2 市長は、前項の規定によりコミュニティファームの利用を許可する場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 【基準】 根拠条文、第6条及び和泉市暴力団排除条例第10条第1項の規定による。 (利用許可の制限) 第6条 市長は、コミュニティファームを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 (2) 施設、設備等を損傷するおそれがあると認めるとき。 (3) 営利を目的として利用すると認められるとき。 (4) その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)を利するおそれがあると認められるとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。 (公の施設における暴力団の排除) 第10条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、本市の設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の利益になると認めるときは、当該利用を許可しない。			
標準処理期間	7日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 29 年 10 月 3 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 415

担当部署: 環境産業部 産業振興室 農林担当

処分の概要	特別の設備の承認(指定管理者が管理する場合を含む。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市コミュニティファーム条例 第17条		
例 規 番 号	平成29年条例第22号		
【根拠条文】 (特別の設備) 第17条 利用者が特別の設備をするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	7日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 29 年 10 月 3 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 417

担当部署: 環境産業部 産業振興室 農林担当

処分の概要	利用料金の減免(市長が管理する場合に限る。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市コミュニティファーム条例 第15条		
例 規 番 号	平成29年条例第22号		
【根拠条文】 (利用料金の減免) 第15条 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文及び和泉市コミュニティファーム条例施行規則第11条の規定による。 (利用料金の減免) 第11条 条例第15条の規定により利用料金を減額し、又は免除することができる事由は、次のとおりとする。 (1) 天災その他緊急事態の発生により避難場所等に利用するとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 30 年 10 月 3 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 418

担当部署: 環境産業部 産業振興室 農林担当

処分の概要	利用料金の還付承認(市長が管理する場合に限る。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市コミュニティファーム条例 第16条ただし書		
例 規 番 号	平成29年条例第22号		
【根拠条文】 (利用料金の還付) 第16条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。 【基準】 根拠条文及び和泉市コミュニティファーム条例施行規則第12条の規定による。 (利用料金の還付) 第12条 条例第16条ただし書の規定により利用料金の全部又は一部を還付することができる事由は次の各号に掲げるとおりとし、その額は、それぞれ当該各号に定める額(第3号については、同号に掲げる額を下限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額)とする。 (1) 天災その他緊急事態の発生により利用できなくなったとき 条例別表の年額利用料金を12で除して得た額に利用することができなくなった期間の月数(1月未満の端数がある場合においては、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。以下同じ。)を乗じて得た額 (2) 施設の管理上の支障のため利用許可を取り消したとき 条例別表の年額利用料金を12で除して得た額に利用することができなくなった期間の月数を乗じて得た額 (3) 利用者が、利用開始日の10日前までに利用許可の取消しを申し出て、これを認めたとき 半額 (4) 前3号に掲げるもののほか、利用者の責めに帰することができない事由により利用しなかったとき 全額 2 前項の規定による還付額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 30 年 10 月 3 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 176

担当部署: 福祉部 福祉総務課

処分の概要	利用の許可及び変更許可(指定管理者が管理する場合を含む。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市立福社会館条例 第4条第1項		
例 規 番 号	昭和62年条例第13号		
【根拠条文】 (利用の許可) 第4条 会館を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも同様とする。 2 市長は、前項の規定により会館の利用を許可する場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 【基準】 根拠条文、第5条、和泉市立福社会館条例施行規則第5条及び和泉市暴力団排除条例第10条第1項の規定による。 (利用許可の制限) 第5条 市長は、会館を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 営利を目的として利用するとき。 (3) 建物又は附属施設を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがあるとき。 (4) 会館の設置目的に適さないとき。 (5) その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。 (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。 (利用者の範囲) 第5条 会館を利用することができる者は、次のとおりとする。 (1) 市内に居住する60歳以上の高齢者及びその介助者 (2) 市内に居住する障がい者(児)及びその介助者 (3) 福祉関係の団体及び個人 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者 (公の施設における暴力団の排除) 第10条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、本市の設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の利益になると認めるときは、当該利用を許可しない。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 4 年 4 月 1 日

ID: 197

担当部署: 福祉部 高齢介護室

処分の概要	利用の許可及び変更許可(指定管理者が管理する場合を含む。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市立老人集会所条例 第6条第1項		
例 規 番 号	昭和48年条例第41号		
【根拠条文】 (利用の許可) 第6条 老人集会所を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも同様とする。 2 市長は、前項の規定により老人集会所の利用を許可する場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 【基準】 根拠条文、第7条及び和泉市暴力団排除条例第10条第1項の規定による。 (利用許可の制限) 第7条 市長は、老人集会所を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 (2) 施設、設備等を損傷するおそれがあると認めるとき。 (3) その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)を利するおそれがあると認められるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。 (公の施設における暴力団の排除) 第10条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、本市の設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の利益になると認めるときは、当該利用を許可しない。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 420

担当部署: 福祉部 高齢介護室

処分の概要	特別の設備等の承認(指定管理者が管理する場合を含む。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市立老人集会所条例 第12条		
例 規 番 号	昭和48年条例第41号		
【根拠条文】 (特別の設備等) 第12条 利用者が特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 30 年 10 月 3 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 310

担当部署: 福祉部 高齢介護室

処分の概要	保険料の徴収猶予		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市介護保険条例 第14条第1項		
例 規 番 号	平成12年条例第7号		
【根拠条文】 (保険料の徴収猶予) 第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、当該保険料の納付義務者の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限って徴収猶予することができる。 (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。 (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。 (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。 (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。 (5) 前各号に掲げるもののほか、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入その他の状況により、生計の維持が著しく困難であること。 2 前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。 (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名、住所及び個人番号 (2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月 (3) 徴収猶予を必要とする理由 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 311

担当部署: 福祉部 高齢介護室

処分の概要	保険料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市介護保険条例 第15条第1項		
例 規 番 号	平成12年条例第7号		
【根拠条文】 (保険料の減免) 第15条 市長は、前条第1項各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。 (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名、住所及び個人番号 (2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月 (3) 減免を受けようとする理由 3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、当該保険料の減免の事由となった前条第1項各号の事由が消滅したときは、直ちに、その旨を市長に申告しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 218

担当部署: 福祉部 障がい福祉課

処分の概要	医療証の交付
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市重度障がい者の医療費の助成に関する条例 第4条第2項
例 規 番 号	昭和48年条例第43号
【根拠条文】 (医療証の申請) 第4条 この条例の適用を受けようとする者は、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その資格を審査し、医療費の助成を受けることができる者であることを確認したときは、規則で定める医療証を交付するものとする。 【基準】 根拠条文、第2条及び第2条の2の規定による。 (対象者) 第2条 この条例の規定により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、本市の区域内に住所を有する者であつて、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による被保険者(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳(以下「身体障がい者手帳」という。)を所持する者のうち、その障がいの程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級又は2級に該当するもの (2) 規則で定める判定機関(以下「判定機関」という。)において知的障がいの程度が重度であると判定された者 (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障がい者保健福祉手帳」という。)を所持する者のうち、その障がいの程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項の表において1級に該当するもの (4) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4項に規定する医療受給者証の所持者又は特定疾患治療研究事業実施要綱(昭和48年厚生省衛発第242号)に基づき都道府県知事が交付する受給者証の所持者のうち、その障がいの程度が国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表において1級の第9号に該当するもの(その障がいの程度が同程度以上と認められる者を含む。)又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第2条第1項に規定する障害児のうち、その障がいの程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第3において1級の第9号に該当するもの (5) 身体障がい者手帳を所持し、かつ、判定機関において知的障がいの程度が中度であると判定された者 2 対象者のうち次の各号のいずれかに該当する者については、前項の規定にかかわらず、この条例による助成は行わない。 (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者(その保護を停止されている者を除く。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者 (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく措置により医療費の支給を受けている者 (3) 前2号に掲げるもののほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員(世帯主若しくは組合員であつた者を含む。)又	

は社会保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者、組合員若しくは加入者(被保険者、組合員若しくは加入者であった者を含む。)(以下これらを「対象者等」という。))が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者 (4) 廃止前の和泉市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年和泉市条例第25号)の規定により医療証の交付を受けている者 (5) 和泉市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(昭和55年和泉市条例第17号)又は和泉市こどもの医療費の助成に関する条例(平成5年和泉市条例第22号)の規定により医療証の交付を受けている者 3 国民健康保険法第116条の2第1項各号に規定する入院、入所又は入居(以下「入院等」という。))をしたことにより、同項各号に規定する病院、診療所又は施設(以下「病院等」という。)(大阪府内に所在するものに限る。))の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者(国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律における対象者(国民健康保険組合に加入している対象者を除く。))に限る。))であって、当該病院等に入院等をした際本市の区域内に住所を有していたと認められるものは、第1項の規定にかかわらず、本市の対象者とする。ただし、前項各号のいずれかに該当する者又は2以上の病院等に継続して入院等をしている者であって、現に入院等をしている病院等(以下「現入院病院等」という。))に入院等をする直前に入院等をしていた病院等(以下「直前入院病院等」という。))及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの(以下「特定継続入院等対象者」という。))については、この限りでない。 4 前3項に規定するもののほか、特定継続入院等対象者のうち、次に掲げるものは、本市の対象者とする。ただし、第2項各号のいずれかに該当する者を除く。 (1) 継続して入院等をしている2以上の病院等のそれぞれに入院等をするることによりそれぞれの病院等の所在する場所に順次住所を変更したと認められる者であって、当該2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際本市の区域内に住所を有していたと認められるもの (2) 継続して入院等をしている2以上の病院等のうち1の病院等から継続して他の病院等に入院等をする(以下「継続入院等」という。))により当該1の病院等の所在する場所以外の場所から当該他の病院等の所在する場所への住所の変更(以下「特定住所変更」という。))を行ったと認められる者であって、最後に行った特定住所変更に係る継続入院等の際本市の区域内に住所を有していたと認められるもの (所得制限) 第2条の2 前条の規定にかかわらず、前年の所得(各年の1月から6月までに新たに適用を受けようとする者にあつては前々年の所得。以下同じ。))が、規則で定める額を超える者は、対象者としない。 2 前項の規定にかかわらず、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財、主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋又は機械・器具その他事業の用に供する固定資産(鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。))につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。))がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者(以下「被災者」という。))がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の10月31日までの間は、その損害を受けた年の前年の所得における当該被災者の所得に関しては、同項の規定は、適用しない。 3 第1項の規定による所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。 4 第1項の規定による所得に関し、規則で定める所得の額の計算方法の特例を適用した場合に同項の規定により規則で定める額を超えないこととなるときは、同項の規定は、適用しない。	
---	--

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 13 日
-----------	------------------	---------	-----------------

ID: 219

担当部署: 福祉部 障がい福祉課

処分の概要	医療費の助成		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市重度障がい者の医療費の助成に関する条例 第3条第3項ただし書		
例 規 番 号	昭和48年条例第43号		
【根拠条文】 (助成の範囲) 第3条 本市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合(食事療養又は生活療養に係る給付を除く。)における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額(以下「助成額」という。)を助成する。 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、その限度において助成を行わない。 (1) 対象者の疾病又は負傷について、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けることができるとき。 (2) 社会保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団から社会保険各法の規定により対象者等の支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもって給付が行われたとき。 (3) 対象者が、助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める事由が生じたとき。 3 医療費の助成は、助成額に相当する金額を市長が第1項の規定による助成を取り扱う健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者(以下「医療機関」という。)に支払うことによって行う。ただし、次条の規定による申請のあった日から医療証の交付のあった日の前日までの間に療養を受けたとき及び市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	50日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 3 年 4 月 7 日

ID: 222

担当部署: 福祉部 障がい福祉課

処分の概要	医療証の更新		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市重度障がい者の医療費の助成に関する条例施行規則 第11条第1項		
例 規 番 号	昭和48年規則第32号		
【根拠条文】 (医療証の更新申請) 第11条 受給者は、重度障がい者医療証(交付・更新・再交付)申請書(様式第3号)に前条第1項各号に掲げる書類を添え、これを市長に提出してその医療証の更新を申請することができる。 2 前項の申請があったときは、条例第4条第2項の規定を準用する。 3 市長は、前2項の規定にかかわらず、更新の申請を待たずに、引き続き対象者となる要件に該当することを確認した場合には、医療証を交付することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 4 年 4 月 1 日

ID: 223

担当部署: 福祉部 障がい福祉課

処分の概要	医療証の再交付		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市重度障がい者の医療費の助成に関する条例施行規則 第12条第1項		
例 規 番 号	昭和48年規則第32号		
【根拠条文】 (医療証の再交付申請) 第12条 受給者は、医療証を破り、汚損し、又は紛失したときは、重度障がい者医療証(交付・更新・再交付)申請書(様式第3号)を市長に提出して、再交付を申請することができる。 2 受給者は、前項の規定により医療証の再交付を受けた後、紛失した医療証を発見したときは、速やかに、その医療証を市長に返還しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 381

担当部署: 福祉部 障がい福祉課

処分の概要	徴収金額の変更		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市身体障害者福祉法施行細則 第7条第3項		
例 規 番 号	平成27年規則第55号		
【根拠条文】 (徴収金額の決定等) 第7条 福祉事務所長は、第5条の措置を採ることを決定したときは、前条の規定により徴収金額を決定しなければならない。 2 福祉事務所長は、前項の規定により決定した徴収金額を、措置決定通知書又は措置委託書により通知するものとする。 3 福祉事務所長は、災害その他やむを得ない理由により納入義務者の負担能力に著しい変動が生じたと認められるときは、第1項の規定により決定した徴収金額を変更することができる。 4 前項の規定による変更を受けようとする者は、徴収金額変更申請書(様式第6号)を福祉事務所長に提出しなければならない。 5 福祉事務所長は、第3項の規定により徴収金額を変更したときは、措置(変更・解除)決定通知書又は措置委託(変更・解除)決定通知書により通知するものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 10 月 13 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 382

担当部署: 福祉部 障がい福祉課

処分の概要	徴収金額の変更		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市知的障害者福祉法施行細則 第5条第3項		
例 規 番 号	平成27年規則第56号		
【根拠条文】 (徴収金額の決定等) 第5条 福祉事務所長は、第3条の措置を採ることを決定したときは、前条の規定により徴収金額を決定しなければならない。 2 福祉事務所長は、前項の規定により決定した徴収金額を、措置決定通知書又は措置委託書により通知するものとする。 3 福祉事務所長は、災害その他やむを得ない理由により納入義務者の負担能力に著しい変動が生じたと認められるときは、第1項の規定により決定した徴収金額を変更することができる。 4 前項の規定による変更を受けようとする者は、徴収金額変更申請書(様式第6号)を福祉事務所長に提出しなければならない。 5 福祉事務所長は、第3項の規定により徴収金額を変更したときは、措置(変更・解除)決定通知書又は措置委託(変更・解除)決定通知書により通知するものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 10 月 13 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 280

担当部署: 市民生活部 市民室

処分の概要	使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市設墓地条例 第7条第2項		
例 規 番 号	平成11年条例第5号		
【根拠条文】 (使用の申請) 第7条 墳墓の使用を希望する者は、第5条の申請期間内に、市長に対し申請しなければならない。 2 市長は、前項の申請があった場合には、申請内容を審査し、適正であると認めたときは、墳墓の使用を決定する。この場合において、申請内容が適正であると認めた者の数が募集する墳墓の区画数を超えるときは、公開抽選により、墳墓を使用する者又は使用する墳墓の位置を決定する。 【基準】 根拠条文、第4条、第6条及び第8条の規定による。 (使用の目的) 第4条 墳墓は、焼骨又はこれに準ずるものの埋葬、墓石の建立等墓地本来の目的のためのみ使用することができる。 (使用申請資格) 第6条 墳墓の使用を申請することができる者は、本市に住所を有し、かつ、居住する世帯主でなければならない。 2 市長が、特別の理由があると認めたときは、前項に規定する者以外の者であっても墳墓の使用を申請することができる。 (使用の許可) 第8条 市長は、前条第2項の規定により墳墓の使用を決定した者に対し、墳墓の使用を許可するものとする。 2 前項の規定にかかわらず、その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)を利するおそれがあると認められるときは、墳墓の使用を許可しない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 281

担当部署: 市民生活部 市民室

処分の概要	工事の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市設墓地条例 第11条		
例 規 番 号	平成11年条例第5号		
【根拠条文】 (工事の許可) 第11条 墳墓の使用に伴う工事その他の理由により、墓地内の場所を臨時に使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 284

担当部署: 市民生活部 市民室

処分の概要	使用権の承継の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市設墓地条例 第15条第2項		
例 規 番 号	平成11年条例第5号		
【根拠条文】 (使用権の承継) 第15条 墳墓の使用権は、使用者の相続人又は親族のうち祭祀(し)を主宰すべき者がこれを承継する場合以外は、これを移転することができない。 2 前項の規定により使用権を承継しようとする者は、原因発生の後速やかにその旨を届け出て、市長の承認を得なければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 286

担当部署: 市民生活部 市民室

処分の概要	使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市設墓地条例 第20条ただし書		
例 規 番 号	平成11年条例第5号		
【根拠条文】 (還付金) 第20条 既納の使用料は、還付しない。ただし、第16条若しくは第18条第1項の規定により墳墓の返還を受け、又は第17条第1項の規定により使用許可を取り消したときは、既納の使用料を別表第2に定めるところにより還付する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 287

担当部署: 市民生活部 市民室

処分の概要	行為の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市設墓地条例 第23条ただし書		
例 規 番 号	平成11年条例第5号		
【根拠条文】 (禁止行為) 第23条 墓地内においては、次の行為をしてはならない。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。 (1) 墓地内の施設を損傷し、又は汚損すること。 (2) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。 (3) 行商、募金その他これらに類すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が墓地管理上支障となると認める行為 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 289

担当部署: 市民生活部 市民室

処分の概要	使用許可証の再交付		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市設墓地条例施行規則 第8条		
例 規 番 号	平成11年規則第23号		
【根拠条文】 (使用許可証の再交付) 第8条 使用者は、使用許可証を紛失又は汚損したときは、速やかに和泉市墳墓使用許可証再交付申請書(様式第4号)に住民票の写しを添えて、市長に提出し、使用許可証の再交付を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 290

担当部署: 市民生活部 市民室

処分の概要	利用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市立火葬場条例 第4条第1項		
例 規 番 号	平成14年条例第39号		
【根拠条文】 (利用の許可) 第4条 火葬場を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 2 市長は、前項の許可をする場合において管理上必要があると認めるときは、許可の条件を付けることができる。 3 霊安室及び待合室は、火葬室を利用する者に限り、利用を許可するものとする。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、火葬室を利用しない者であっても、霊安室及び待合室の利用を許可することができる。 【基準】 根拠条文、第5条及び和泉市暴力団排除条例第10条第1項の規定による。 (利用許可の制限) 第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、火葬場の利用を許可しないことができる。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (2) 火葬場の施設、附帯設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。 (3) 火葬場の管理上支障があると認められるとき。 (4) その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)を利するおそれがあると認められるとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當と認めるとき。 (公の施設における暴力団の排除) 第10条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、本市の設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の利益になると認めるときは、当該利用を許可しない。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 294

担当部署: 市民生活部 市民室

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市立火葬場条例 第9条		
例 規 番 号	平成14年条例第39号		
【根拠条文】 (使用料の減免) 第9条 市長は、相当の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文及び和泉市立火葬場条例施行規則第12条の規定による。 (使用料の減免等) 第12条 条例第9条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合及び減額又は免除の基準は、次のとおりとする。 (1) 本市において生活保護を受けている者が、火葬室及び待合室又は霊安室の利用許可を受けた場合 5割 (2) 使用料を納付する資力がないと認められる者が、火葬室及び待合室又は霊安室の利用許可を受けた場合 5割を上限として市長が定める額 (3) 前2号に掲げるもののほか、大規模災害等で死亡した者のためにいずみ霊園を利用する場合であって、市長が特に必要と認めるとき 免除 2 前項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする場合は、和泉市立いずみ霊園使用料減免申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 295

担当部署: 市民生活部 市民室

処分の概要	使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市立火葬場条例 第10条ただし書		
例 規 番 号	平成14年条例第39号		
【根拠条文】 (使用料の還付) 第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 【基準】 根拠条文及び和泉市立火葬場条例施行規則第13条の規定による。 (使用料の還付) 第13条 条例第10条の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。 (1) 天災地変その他利用者の責めに帰することができない理由によりいずみ霊園を利用することができなかった場合 既納の使用料の全額 (2) 利用者が利用許可の取消しを申し出た場合で市長が相当の理由があると認めた場合 既納の使用料の5割。ただし、待合室のみの利用許可の取消しを申し出た場合は、待合室の使用料の還付は行わない。 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に認めた場合 既納の使用料の全額 2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする場合は、和泉市立いずみ霊園使用料還付申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 296

担当部署: 市民生活部 市民室

処分の概要	利用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市営葬儀条例 第4条第1項		
例 規 番 号	平成14年条例第40号		
【根拠条文】 (利用の許可) 第4条 葬儀の利用を希望する者は、市長に申請し、その許可を受けなければならない。 2 市長が必要と認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。 3 市長は、第1項の申請があつた場合において、葬儀の趣旨及び目的に適さないと認めるとき又はその利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるときは、許可をしないことができる。 【基準】 根拠条文、第3条及び和泉市営葬儀条例施行規則第4条の規定による。 (葬儀の対象) 第3条 葬儀は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができる。 (1) 本市に住所を有する者が市内で葬儀を行う場合 (2) 死亡時に本市に住所を有していた者について市内で葬儀を行う場合 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合 (利用許可の制限) 第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、条例第4条第3項の規定に基づき、葬儀の利用を許可しないものとする。 (1) 霊柩(きゆう)車のみ利用するとき (2) 条例第2条の基準及び規格を超えて利用するとき。 (3) 葬儀を執行しようとする場所が、次のいずれかに該当するとき。 ア 和泉市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例(昭和60年和泉市条例第20号)に規定する和泉市コミュニティセンター イ 葬祭業を営む者が、主として自己の業務のために設置した施設 ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が葬儀の執行上支障があると認める場所 (4) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (5) 祭壇その他の葬儀用品を損傷し、又は紛失するおそれがあると認められるとき。 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 298

担当部署: 市民生活部 市民室

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市営葬儀条例 第6条		
例 規 番 号	平成14年条例第40号		
【根拠条文】 (使用料の減免) 第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。 (1) 葬儀の利用者が生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている場合 (2) 使用料を納付する資力がないと認める場合 (3) 前2号に掲げるもののほか、特別な理由があると認める場合 【基準】 根拠条文及び和泉市営葬儀条例施行規則第6条の規定による。 (使用料の減免) 第6条 条例第6条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、その理由を記載した和泉市営葬儀使用料減免申請書(様式第4号)に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (1) 条例第6条第1号の適用がある場合 生活保護受給証明書 (2) 条例第6条第2号の適用がある場合 収入等を証する証明書 2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、次のとおり使用料を減額し、又は免除する。 (1) 条例第6条第1号に規定する者が、一般会場での葬儀(2段飾又はそれに準ずる飾り付けに限る。)又は和泉市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例に規定する和泉市北部コミュニティセンターでの葬儀(仏式飾3号又はそれに準ずる飾り付けに限る。)を利用した場合 5割 (2) 条例第6条第2号に規定する者が、一般会場での葬儀(2段飾又はそれに準ずる飾り付けに限る。)又は和泉市北部コミュニティセンターでの葬儀(仏式飾3号又はそれに準ずる飾り付けに限る。)を利用した場合 5割を上限として市長が定める額 (3) 前2号に定めるもののほか、大規模災害等で死亡した者のために葬儀を利用する場合であって、市長が特に必要と認めたとき 免除 3 前項の規定により、減額又は免除した後に、その内容に虚偽があることが判明した場合は、市長は、申請者に対して当該減免額に相当する額の支払いを求めることができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 299

担当部署: 市民生活部 市民室

処分の概要	使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市営葬儀条例 第7条ただし書		
例 規 番 号	平成14年条例第40号		
【根拠条文】 (使用料の還付) 第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 【基準】 根拠条文及び和泉市営葬儀条例施行規則第7条の規定による。 (使用料の還付) 第7条 条例第7条ただし書の規定により、使用料を還付する場合は、次の各号に掲げる場合とし、その額は当該各号に定めるところによる。 (1) 利用者の都合により利用を取り消した場合 既納の使用料の半額 (2) 利用者の責めによらない理由により利用できなかった場合 既納の使用料の全額 (3) 市長が、市の責めにより利用を取り消した場合 既納の使用料の全額 (4) 前3号の定めるもののほか、市長が特に必要と認める場合 既納の使用料の全額 2 使用料の還付を受けようとする者は、和泉市営葬儀使用料還付申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 300

担当部署: 市民生活部 保険年金室

処分の概要	精神・結核医療給付金の支給		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市国民健康保険条例 第5条の2第1項		
例 規 番 号	昭和35年条例第8号		
【根拠条文】 (精神・結核医療給付金) 第5条の2 被保険者が次に掲げる医療を受けたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、当該医療に要した費用について、精神・結核医療給付金を支給する。 (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第58条第1項に規定する指定自立支援医療であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第3号に規定する精神通院医療 (2) 結核の医療で感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条に規定する医療又は同法第37条の2に規定する医療 2 精神・結核医療給付金の額は、前項各号に掲げる医療に要する費用の額から、当該医療について、法の規定により受けることができる給付により負担される額、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により負担される額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により負担される額並びにその他の法令により受けることができる給付により負担される額を控除した額とする。 3 被保険者が第1項第1号(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第29条及び第29条の2に規定する医療を除く。)及び第2号に掲げる医療を受けたときは、当該被保険者が医療機関等に支払うべき当該医療に要した費用について、精神・結核医療給付金として当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し支給すべき額の限度において、世帯主に代わり、当該医療機関等に支払うことができる。 4 前項の規定による支払があつたときは、世帯主に対し、精神・結核医療給付金の支払があつたものとみなす。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 3 年 4 月 7 日

ID: 301

担当部署: 市民生活部 保険年金室

処分の概要	出産育児一時金の支給		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市国民健康保険条例 第6条の2第1項		
例 規 番 号	昭和35年条例第8号		
【根拠条文】 (出産育児一時金) 第6条の2 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として488,000円を支給する。ただし、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書の規定に該当する場合は、500,000円を支給する。 2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には行わない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 13 日

ID: 302

担当部署: 市民生活部 保険年金室

処分の概要	葬祭費の支給		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市国民健康保険条例 第7条第1項		
例 規 番 号	昭和35年条例第8号		
【根拠条文】 (葬祭費) 第7条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として50,000円を支給する。 2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には行わない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 305

担当部署: 市民生活部 保険年金室

処分の概要	保険料の徴収猶予		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市国民健康保険条例 第25条第1項		
例 規 番 号	昭和35年条例第8号		
【根拠条文】 (徴収猶予) 第25条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6ヶ月以内の期間を限って徴収猶予をすることができる。 (1) 納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。 (2) 納付義務者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。 (3) 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。 (4) 前各号に掲げる理由に類する理由があったとき。 2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (1) 氏名、住所及び個人番号 (2) 納期限及び保険料の額 (3) 徴収猶予を必要とする理由 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 306

担当部署: 市民生活部 保険年金室

処分の概要	保険料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市国民健康保険条例 第26条第1項		
例 規 番 号	昭和35年条例第8号		
【根拠条文】 (保険料の減免) 第26条 市長は、次の各号の一に該当する者のうち必要と認められるものに対し、保険料を減免する。 (1) 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者 (2) 次のいずれにも該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)の属する世帯の納付義務者 ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者 イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であった者 (ア) 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。 (イ) 船員保険法の規定による被保険者 (ウ) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員 (エ) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者 (オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。 (3) その他特別の理由ある者 2 前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (1) 氏名、住所及び個人番号 (2) 納期限及び保険料の額 (3) 減免を受けようとする理由 3 第1項の規定によって保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、ただちにその旨を市長に申告しなければならない。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 426

担当部署: 市民生活部 保険年金室

処分の概要	傷病手当金の支給		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市国民健康保険条例 附則第6条第1項		
例 規 番 号	昭和35年条例第8号		
【根拠条文】 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金) 第6条 給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、傷病手当金を支給する。 2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。 3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	20日		
備考			
設 定 年 月 日	令和2年4月7日	最終変更年月日	令和3年4月7日

ID: 224

担当部署: 市民生活部 くらしサポート課

処分の概要	見舞金の支給																					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市災害見舞金等支給条例 第3条第1項																					
例 規 番 号	昭和48年条例第10号																					
【根拠条文】 (見舞金の支給) 第3条 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき本市の住民基本台帳に登録されている者が次の各号に掲げる災害を受けたときは、その者が属する世帯の世帯主(世帯主が当該災害により死亡した場合にあっては、その遺族)に対し、当該各号に定める見舞金を支給する。 (1) 死亡 災害弔慰見舞金 (2) 規則で定める程度の傷害又は自己の居住する家屋の被害 災害見舞金 2 前項第1号に規定する見舞金は、和泉市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年和泉市条例第25号)の規定による災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給を行う場合においては、支給しない。 3 第1項の規定による見舞金(以下「見舞金」という。)の額、支給方法、手続等は、規則で定める。 【基準】 根拠条文及び和泉市災害見舞金等支給条例施行規則第2条の規定による。 (支給範囲、額等) 第2条 条例第3条第1項第2号に規定する傷害又は家屋の被害の程度及び同条第3項に規定する見舞金の額は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>被害の程度</th><th>単位</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害弔慰見舞金</td><td>死亡</td><td>1人につき</td><td>120,000円</td></tr> <tr> <td rowspan="4">災害見舞金</td><td>傷害</td><td>1人につき</td><td>入院1日につき 1,000円(30日を限度とする。)</td></tr> <tr> <td rowspan="3">家屋</td><td>全壊、全焼、流失</td><td>1世帯につき 100,000円</td></tr> <tr> <td>大規模半壊、半壊、 半焼</td><td>1世帯につき 50,000円</td></tr> <tr> <td>床上浸水等</td><td>1世帯につき 20,000円</td></tr> </tbody> </table> 2 前項に定める被害の程度の認定基準は、別表のとおりとし、家屋に係る被害の程度は、り災証明書により確認する。				種類	被害の程度	単位	金額	災害弔慰見舞金	死亡	1人につき	120,000円	災害見舞金	傷害	1人につき	入院1日につき 1,000円(30日を限度とする。)	家屋	全壊、全焼、流失	1世帯につき 100,000円	大規模半壊、半壊、 半焼	1世帯につき 50,000円	床上浸水等	1世帯につき 20,000円
種類	被害の程度	単位	金額																			
災害弔慰見舞金	死亡	1人につき	120,000円																			
災害見舞金	傷害	1人につき	入院1日につき 1,000円(30日を限度とする。)																			
	家屋	全壊、全焼、流失	1世帯につき 100,000円																			
		大規模半壊、半壊、 半焼	1世帯につき 50,000円																			
		床上浸水等	1世帯につき 20,000円																			
標準処理期間	15日																					
備考																						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日																			

ID: 395

担当部署: 市民生活部 くらしサポート課

処分の概要	災害弔慰金の支給		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市災害弔慰金の支給等に関する条例 第3条		
例 規 番 号	昭和49年条例第25号		
【根拠条文】 (災害弔慰金の支給) 第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。 【基準】 根拠条文、第4条及び第7条の規定による。 (災害弔慰金を支給する遺族) 第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。 (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。 (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。 ア 配偶者 イ 子 ウ 父母 エ 孫 オ 祖父母 (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。 2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち市長が適当と認めるものに支給することができる。 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対して行った支給は、全員に対してなされたものとみなす。 (支給の制限) 第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。 (1) 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 (2) 令第2条に規定する場合 (3) 特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 10 月 13 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 396

担当部署: 市民生活部 くらしサポート課

処分の概要	災害障害見舞金の支給		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市災害弔慰金の支給等に関する条例 第9条		
例 規 番 号	昭和49年条例第25号		
【根拠条文】 (災害障害見舞金の支給) 第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障がいがあるときは、当該市民(以下「障がい者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 10 月 13 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 185

担当部署: 子育て健康部 子育て支援室

処分の概要	徴収金の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則 第5条 第1項		
例 規 番 号	平成13年規則第9号		
【根拠条文】 (徴収金の減免) 第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、特に必要があると認めるものに対し、徴収金を減免することができる。 (1) 和泉市税条例(昭和35年和泉市条例第16号)第23条の規定に基づき市民税の減免を受けた者 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の事情があると認めた者 2 前項の規定による減免を受けようとする者は、徴収金減免申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。 3 市長は、前項による申請があったときは、必要な調査の上その要否の決定を行い、その旨を当該申請者に徴収金減免決定通知書(様式第4号)又は徴収金減免却下通知書(様式第5号)により通知するものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 186

担当部署: 子育て健康部 子育て支援室

処分の概要	医療証の交付		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市こどもの医療費の助成に関する条例 第5条		
例 規 番 号	平成5年条例第22号		
【根拠条文】 (医療証の交付) 第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その資格を審査し、医療費の助成を受けることができる者であることを確認したときは、規則で定める医療証を交付するものとする。 【基準】 根拠条文及び第2条の規定による。 (対象者) 第2条 この条例の規定により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、本市の区域内に住所を有する子どもであって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)による被扶養者であるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としなない。 (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者(その保護を停止されている者を除く。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者 (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく措置により医療費の支給を受けている者 (3) 前2号に掲げるもののほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、国民健康保険法又は社会保険各法の規定により、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員(世帯主若しくは組合員であった者を含む。)又は社会保険各法による被保険者(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)、組合員若しくは加入者(被保険者、組合員若しくは加入者であった者を含む。)(以下これらを「対象者等」という。)が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者 3 第1項の規定にかかわらず、和泉市重度障がい者の医療費の助成に関する条例(昭和48年和泉市条例第43号)の規定により医療証の交付を受けている者又は和泉市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(昭和55年和泉市条例第17号)の規定により医療証の交付を受けることができる者は、医療費の助成を受けることができない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 13 日

ID: 187

担当部署: 子育て健康部 子育て支援室

処分の概要	医療費の助成		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市こどもの医療費の助成に関する条例 第3条第3項ただし書		
例 規 番 号	平成5年条例第22号		
【根拠条文】 (助成の範囲) 第3条 本市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法又は社会保険各法の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額(以下「助成額」という。)を助成する。 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、その限度において助成を行わない。 (1) 対象者の疾病又は負傷について、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けることができるとき。 (2) 社会保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団から社会保険各法の規定により対象者の支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款をもって給付が行われたとき。 (3) 対象者が、助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める事由が生じたとき。 3 医療費の助成は、助成額に相当する金額を市長が第1項の規定による助成を取り扱う健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者(以下「医療機関」という。)に支払うことによって行う。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、対象者の保護者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 3 年 4 月 7 日

ID: 190

担当部署: 子育て健康部 子育て支援室

処分の概要	医療証の再交付		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市こどもの医療費の助成に関する条例施行規則 第6条第1項		
例 規 番 号	平成5年規則第20号		
【根拠条文】 (医療証の再交付申請) 第6条 受給者は、医療証を破り、汚損し、又は紛失したときは、こども医療証(交付・更新・再交付)申請書(様式第3号)を市長に提出して、再交付を申請することができる。 2 受給者は、前項の規定により医療証の再交付を受けた後、紛失した医療証を発見したときは、速やかに、その医療証を市長に返還しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 191

担当部署: 子育て健康部 子育て支援室

処分の概要	医療費の助成		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例 第3条第1項		
例 規 番 号	昭和55年条例第17号		
【根拠条文】 (助成の範囲) 第3条 本市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合(食事療養又は生活療養に係る給付を除く。)における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額(以下「助成額」という。)を助成する。 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、その限度において助成を行わない。 (1) 対象者の疾病又は負傷について、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けることができるとき。 (2) 社会保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団から社会保険各法の規定により対象者の支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもって給付が行われたとき。 (3) 対象者が、助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める事由が生じたとき。 3 医療費の助成は、助成額に相当する金額を市長が第1項の規定による助成を取り扱う健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者(以下「医療機関」という。)に支払うことによって行う。ただし、次条第1項の規定による申請のあった日から医療証の交付のあった日の前日までの間に療養を受けたとき及び市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 3 年 4 月 7 日

ID: 192

担当部署: 子育て健康部 子育て支援室

処分の概要	医療証の交付
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例 第4条第2項
例 規 番 号	昭和55年条例第17号
【根拠条文】 (医療証の申請) 第4条 この条例の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その資格を審査し、医療費の助成を受けることができる者であることを確認したときは、規則で定める医療証を交付するものとする。 【基準】 根拠条文、第2条及び第2条の2の規定による。 (対象者) 第2条 この条例の規定により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、本市の区域内に住所を有する者であつて、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による被保険者(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち、次の各号のいずれかに掲げるものとする。 (1) ひとり親家庭の父又は母及び児童 (2) 養育者及び養育者が養育する前条第3項各号に掲げる児童 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としなない。 (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者(その保護を停止されている者を除く。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者 (2) 前号に掲げるもののほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員(世帯主若しくは組合員であつた者を含む。)又は社会保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者、組合員若しくは加入者(被保険者、組合員若しくは加入者であつた者を含む。)(以下これらを「対象者等」という。)が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者 (3) 廃止前の和泉市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年和泉市条例第25号)の規定により医療証の交付を受けている者 (4) 和泉市重度障がい者の医療費の助成に関する条例(昭和48年和泉市条例第43号)又は和泉市こどもの医療費の助成に関する条例(平成5年和泉市条例第22号)の規定により医療証の交付を受けている者 (5) 児童福祉法に基づく措置により医療費の支給を受けている者又は同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等に入所若しくは入院している者(通所している者を除く。) (所得制限) 第2条の2 前条の規定にかかわらず、ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者(以下「ひとり親等」という。))について次の各号のいずれかに該当するときは、当該ひとり親等及びその監護し、又は養育する児童は、対象者としなない。 (1) ひとり親等の前年の所得(各年の1月から9月までに新たに適用を受けようとする者にあつては、前々年の所得。以下同じ。))が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。))並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前年の12月31日において生計を維持し	

たものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。 (2) ひとり親等の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の前年の所得又はひとり親等の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で、当該ひとり親等と生計を同じくするものの前年の所得が、これらの者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。 2 前項の規定にかかわらず、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財、主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋又は機械・器具その他事業の用に供する固定資産(鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。)につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者(以下「被災者」という。)がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の10月31日までの間は、その損害を受けた年の前年の所得における当該被災者の所得に関しては、同項の規定は、適用しない。 3 第1項の規定による所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。 4 第1項各号の規定による所得に関し、規則で定める所得の額の計算方法の特例を適用した場合に同項各号の規定により規則で定める額を超えないこととなるときは、同項の規定は、適用しない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成26年7月17日	最終変更年月日	令和5年4月13日

ID: 195

担当部署: 子育て健康部 子育て支援室

処分の概要	医療証の更新		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則 第12条第1項		
例 規 番 号	昭和55年規則第16号		
【根拠条文】 (医療証の更新申請) 第12条 受給者は、毎年9月15日から10月14日までの間に、11月1日以後になお継続する者はあらかじめ、ひとり親家庭医療証(交付・更新・再交付)申請書(様式第3号)に前条第1項各号に掲げる書類を添え、これを市長に提出して医療証の更新を申請することができる。 2 前項の申請があったときは、その資格を審査し、医療証を交付する。 3 前2項の規定にかかわらず、更新の申請を待たずに、引き続き対象者となる要件に該当することを確認した場合には、医療証を交付することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 6 年 4 月 10 日

ID: 196

担当部署: 子育て健康部 子育て支援室

処分の概要	医療証の再交付		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則 第13条第1項		
例 規 番 号	昭和55年規則第16号		
【根拠条文】 (医療証の再交付申請) 第13条 受給者は、医療証を破り、汚損し、又は紛失したときは、ひとり親家庭医療証(交付・更新・再交付)申請書(様式第3号)を市長に提出して、再交付を申請することができる。 2 受給者は、前項の規定により医療証の再交付を受けた後、紛失した医療証を発見したときは、速やかに、その医療証を市長に返還しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 180

担当部署: 子育て健康部 健康づくり推進室

処分の概要	利用の許可及び変更等許可		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市保健福祉センター条例 第3条第1項本文		
例 規 番 号	平成14年条例第5号		
【根拠条文】 (利用の許可) 第3条 保健福祉センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可をせず、若しくは既にした利用の許可を取り消し、又は退去を命ずることができる。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 営利を目的として利用するとき。 (3) 保健福祉センターの設置目的に適さないとき。 (4) 施設の管理上支障があるとき。 (5) その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるとき。 2 市長は、施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。 【基準】 根拠条文、和泉市保健福祉センター条例施行規則第6条及び和泉市暴力団排除条例第10条第1項の規定による。 (利用者の範囲) 第6条 保健福祉センターを利用できるものは、次のとおりとする。 (1) 市内に居住する60歳以上の者及びその介助者 (2) 市内に居住する障害者(児)及びその介助者 (3) 第11条の規定による登録を受けた保健福祉関係の団体 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める団体又は個人 (公の施設における暴力団の排除) 第10条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、本市の設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の利益になると認めるときは、当該利用を許可しない。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 182

担当部署: 子育て健康部 健康づくり推進室

処分の概要	関係団体の登録		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市保健福祉センター条例施行規則 第11条第1項		
例 規 番 号	平成15年規則第25号		
【根拠条文】 (関係団体の登録) 第11条 保健福祉センターを利用するため、保健福祉関係の団体(保健、高齢者及び障害者に関する団体に限る。)として登録を受けようとするものは、別に定める団体登録申請書を市長に提出しなければならない。 2 市長は、団体の活動が保健福祉センターの目的に適しないと認めるときは、前項の登録の申請を拒否し、又は既にした登録を取り消すことができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 262

担当部署: 子育て健康部 健康づくり推進室

処分の概要	利用の許可(指定管理者が管理する場合を含む。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市立共同浴場条例 第2条第1項		
例 規 番 号	平成15年条例第11号		
【根拠条文】 (利用の許可) 第2条 浴場を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 2 市長は、浴場を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。 (1) 伝染性疾患があり、又は他の利用者の利用に支障を及ぼすおそれがあると認められる者 (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある者 (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある者 (4) その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められる者 (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上不適當と認められる者 3 浴場の利用者が前項各号のいずれかに該当するときは、市長は、第1項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。 【基準】 根拠条文及び和泉市暴力団排除条例第10条第1項の規定による。 (公の施設における暴力団の排除) 第10条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、本市の設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の利益になると認めるときは、当該利用を許可しない。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 265

担当部署: 子育て健康部 健康づくり推進室

処分の概要	入浴料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市立共同浴場条例 第4条		
例 規 番 号	平成15年条例第11号		
【根拠条文】 (入浴料の減免) 第4条 市長は、別に定める基準に従い、入浴料を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文及び和泉市立共同浴場条例施行規則第3条の規定による。 (入浴料の減免) 第3条 条例第4条の規定により入浴料を減額し、又は免除する基準は、次のとおりとする。 (1) 大規模災害等により居宅において入浴施設が使用できない場合 災害等の規模に応じて、5割減額又は免除 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に認める場合 市長が認める必要性に応じた減額又は免除 2 入浴料の減額又は免除を受けようとする者は、市長に申し出なければならない。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 267

担当部署: 子育て健康部 健康づくり推進室

処分の概要	使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市立保健センター条例 第4条		
例 規 番 号	昭和60年条例第17号		
【根拠条文】 (使用の許可等) 第4条 保健センターの施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。 (1) 第3条に規定する目的に適合しないと認めるとき。 (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 (3) 建物又は付属設備その他の器具備品を破損し、若しくは汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。 (4) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。 (5) その他管理上に支障があると認めるとき。 【基準】 根拠条文及び和泉市暴力団排除条例第10条第1項の規定による。 (公の施設における暴力団の排除) 第10条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、本市の設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の利益になると認めるときは、当該利用を許可しない。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 279

担当部署: 子育て健康部 健康づくり推進室

処分の概要	利用料金等の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市立和泉診療所条例 第7条		
例 規 番 号	平成11年条例第17号		
【根拠条文】 (利用料金等の減免) 第7条 市長は、相当の理由があると認めたときは、利用料金及び手数料を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文及び和泉市立和泉診療所条例施行規則第5条の規定による。 (利用料金等の減免) 第5条 条例第7条の規定による利用料金等の減免は、次の各号のいずれかに該当する者に対し行うものとする。 (1) 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者 (2) 前号に掲げるもののほか、特別の理由があると認められる者 2 前項の規定により利用料金等の減免を受けようとする者は、事前又は診療終了後速やかに料金減免申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。 3 条例第11条第4項の規定による利用料金の減免は、第1項各号のいずれかに該当する者に対し行うものとする。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 357

担当部署: 子育て健康部 健康づくり推進室 病院経営管理担当

処分の概要	手数料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市立総合医療センターの料金等に関する条例 第5条第1項		
例 規 番 号	昭和47年条例第10号		
【根拠条文】 (減免) 第5条 市長は、特に必要があると認めるときは、手数料を減免することができる。 2 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、診療料金及び駐車場の料金を減免することができる。 3 虚偽の申立てにより減免を受けたことを発見したときは、その金額を追徴する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 441

担当部署: 都市デザイン部 都市政策室 都市政策担当

処分の概要	計画提案団体の認定		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市景観条例 第7条第1項		
例 規 番 号	令和5年条例第19号		
【根拠条文】 (計画提案団体) 第7条 法第11条第2項の条例で定める団体は、景観計画の策定又は変更を提案しようとする土地の区域内の市民又は事業者と協働し、当該土地の区域の良好な景観の形成を図ることを目的として活動を行っている団体であって、計画提案を行うことができる団体(次項において「計画提案団体」という。)として、市長の認定を受けた団体とする。 2 計画提案団体の認定等について必要な事項は、規則で定める。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	令和6年4月10日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 157

担当部署: 都市デザイン部 都市政策室 都市政策担当

処分の概要	宅地改変行為等の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市宅地開発地域の良いまちなみ環境の保全に関する条例 第11条第1項		
例 規 番 号	平成11年条例第22号		
【根拠条文】 (宅地改変行為等の許可) 第11条 まちなみ地区内において、宅地改変行為又は宅地の目的外利用行為を行おうとする者は、あらかじめ市長に申請し、許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる宅地改変行為については、前項の許可は要しないものとする。 (1) 公共事業による土地の収用に伴う区画変更行為 (2) 非常災害のために必要な応急措置として行う形質変更行為 (3) 区画宅地への進入のためのスロープ又は階段の設置に係る形質変更行為 (4) 前2号に掲げるもののほか、区画宅地の管理上において必要な規則で定める軽易な形質変更行為 【基準】 根拠条文及び第12条の規定による。 (許可の基準) 第12条 市長は、前条の規定による許可の申請があった場合において、その申請の内容が次に掲げる基準に適合し、かつ、その申請の手続がこの条例及びこの条例に基づく規則の規定に違反していないと認めるときは、許可しなければならない。 (1) 区画宅地の区画変更行為については、変更後の区画宅地の面積が、当該まちなみ地区における基準区画面積以上であること。ただし、地区住民等の相当数の同意を得ている計画であって、その規模が規則で定める規模以上であり、かつ、その内容がまちなみ環境の改善に資するものとして市長が認めた一団の開発については、この限りでない。 (2) 区画宅地の形質変更行為については、隣接する区画宅地に接する部分の地盤の高さを変更しないものであること。ただし、隣接する区画宅地の所有者の承諾を得た場合は、この限りでない。 (3) 宅地の目的外利用行為については、1年以内の期間を定めた仮設的利用又は近隣住民が利用するものであって、市長が公益上必要であると認めたものであること。 2 市長は、良好なまちなみ環境を保全するため必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。			
標準処理期間	7日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 158

担当部署: 都市デザイン部 都市政策室 都市政策担当

処分の概要	まちなみ協議会の認定		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市宅地開発地域の良いまちなみ環境の保全に関する条例 第14条第1項		
例 規 番 号	平成11年条例第22号		
【根拠条文】 (まちなみ協議会の認定等) 第14条 市長は、まちなみ地区において、良好なまちなみ環境の保全育成を図ることを目的として活動する地区住民等で構成された団体を、まちなみ協議会として認定することができる。 2 市長は、前項の規定によりまちなみ協議会を認定したときは、その旨を公告するものとする。 3 市長は、第1項の規定により認定した団体が、まちなみ協議会として適当でないと認めたときは、その認定を取り消すものとする。 4 市長は、前項の規定によりまちなみ協議会の認定を取り消したときは、その旨を公告するものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	記載しない		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 1023

担当部署: 都市デザイン部 都市政策室 都市政策担当

処分の概要	許可区域内における広告物の表示等の許可
例 規 名 根 拠 条 項	大阪府屋外広告物条例 第3条第1項
例 規 番 号	昭和24年 大阪府条例第79号
【根拠条文】 (許可区域) 第3条 次に掲げる地域又は場所(次条第1項各号に掲げる地域又は場所を除く。以下「許可区域」という。)に、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするとき(次条第2項の規定により表示し、又は設置してはならない場合を除く。)は、知事の許可を受けなければならない。 (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域若しくは風致地区、景観法(平成16年法律第110号)第61条第1項の規定による景観地区、都市緑地法(昭和48年法律第72号)第12条の規定による特別緑地保全地区又は文化財保護法(昭和25年法律第214号)第143条第1項の規定により定められた伝統的建造物群保存地区(以下「第二種低層住居専用地域等」という。) (2) 文化財保護法第109条第1項若しくは第110条第1項の規定により指定され若しくは仮指定された史跡、名勝若しくは天然記念物の周辺の地域で、知事が指定するもの又は同法第143条第2項に規定する条例の規定により市町村が定めた伝統的建造物群保存地区 (3) 大阪府文化財保護条例(昭和44年大阪府条例第5号)第46条第1項の規定により指定された大阪府指定史跡、大阪府指定名勝又は大阪府指定天然記念物の周辺の地域で、知事が指定するもの (4) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項第11号の規定により指定された保安林の区域 (5) 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域 (6) 大阪府自然環境保全条例(昭和48年大阪府条例第2号)第11条第1項又は第16条第1項の規定により指定された大阪府自然環境保全地域又は大阪府緑地環境保全地域 (7) 景観法第8条第1項の規定により景観行政団体(同法第7条第1項に規定する景観行政団体をいう。以下同じ。)が定めた景観計画(以下「景観計画」という。)の区域(府が定めた景観計画の区域にあっては、これに隣接する区域を含む。)で、知事が指定するもの (8) 道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、知事が指定するもの (9) 公園、緑地、広場、運動場、動物園、植物園、遊園地、競馬場、競輪場、船着場、火葬場又は葬祭場の敷地内 (10) 河川、湖沼、海浜又はこれらの付近の地域で、知事が指定するもの (11) 社寺又は教会の境域内 (12) 公衆便所の外壁 2 知事は前項の許可に必要な条件を付することができる。 【基準】 第13条の規定による。 (許可の基準) 第13条 第3条、前条並びに第15条第1項及び第2項の規定による許可の基準は、規則で定める。 ※大阪府屋外広告物条例第26条による事務移譲 和泉市における大阪府屋外広告物条例に基づく許可等事務取扱要領による	

標準処理期間	受付をした日から起算して10日以内		
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 18 日	最終変更年月日	令和元年 12 月 27 日

ID: 1024

担当部署: 都市デザイン部 都市政策室 都市政策担当

処分の概要	広告物の表示等の特例許可		
例 規 名 根 拠 条 項	大阪府屋外広告物条例 第8条の2第1項		
例 規 番 号	昭和24年 大阪府条例第79号		
【根拠条文】 第8条の2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条、第4条並びに第5条第1項第3号及び第4号の規定は適用しない。この場合において、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。 (1) 公共団体、自治会、商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に規定する商店街振興組合、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人等がその行う地域における公共的な取組に要する費用の一部に充てるため、広告主(屋外広告業を営む者その他の者に広告物の表示若しくは掲出物件の設置又はこれらの管理をさせる者をいう。次号並びに第25条の2第1項及び第2項において同じ。)との契約に基づき道路(道路法第2条第1項に規定する道路をいう。以下この項において同じ。)又は当該道路に接続する公共団体の所有若しくは管理に属する場所に表示し、又は設置するもので、規則で定めるもの (2) 府又は市町村がその管理する道路の維持、修繕その他の管理に要する費用の一部に充てるため、広告主との契約に基づきその管理する道路に表示し、又は設置するもので、規則で定めるもの 2 知事は、前項の許可に必要な条件を付することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。 ※大阪府屋外広告物条例第26条による事務移譲			
標準処理期間	記載しない		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 18 日	最終変更年月日	令和元年 12 月 27 日

ID: 1025

担当部署: 都市デザイン部 都市政策室 都市政策担当

処分の概要	同一人等の広告物の継続表示の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	大阪府屋外広告物条例 第12条		
例 規 番 号	昭和24年 大阪府条例第79号		
【根拠条文】 第12条 同一人が同じ場所又は物件に、同種類の広告物を引き続き表示しようとするときは、知事は、一定の期間を限って、これを許可することができる。 【基準】 第13条の規定による。 (許可の基準) 第13条 第3条、前条並びに第15条第1項及び第2項の規定による許可の基準は、規則で定める。 ※大阪府屋外広告物条例第26条による事務移譲 和泉市における大阪府屋外広告物条例に基づく許可等事務取扱要領による			
標準処理期間	記載しない		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 18 日	最終変更年月日	令和元年 12 月 27 日

ID: 1026

担当部署: 都市デザイン部 都市政策室 都市政策担当

処分の概要	変更の許可等		
例 規 名 根 拠 条 項	大阪府屋外広告物条例 第15条		
例 規 番 号	昭和24年 大阪府条例第79号		
【根拠条文】 (変更の許可等) 第15条 許可広告物表示者等は、第11条第1項第6号から第10号までに掲げる事項に変更を加え、又はその広告物及び掲出物件を改造し、若しくは移転しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。 2 許可広告物表示者等は、第11条第1項第7号の期間(前項の許可を受けた場合には、その変更後のもの。以下「許可期間」という。)が満了した後、更に継続して広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、当該許可期間の満了前に、知事の許可を受けなければならない。この場合において、当該許可に係る申請をしようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、第16条の2の点検の結果を記載した書面を当該許可に係る申請書に添付しなければならない。 3 前項前段の場合において、申請者が当該許可に係る広告物の所有者等と異なるときは、当該広告物の所有者等は、同項後段に規定する書面をあらかじめ当該申請者に交付しなければならない。 【基準】 第13条の規定による。 (許可の基準) 第13条 第3条、前条並びに第15条第1項及び第2項の規定による許可の基準は、規則で定める。 ※大阪府屋外広告物条例第26条による事務移譲 和泉市における大阪府屋外広告物条例に基づく許可等事務取扱要領による			
標準処理期間	記載しない		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 18 日	最終変更年月日	令和元年 12 月 27 日

ID: 162

担当部署: 都市デザイン部 都市政策室 交通担当

処分の概要	利用の許可(市長が管理する場合を含む。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市駐車場条例 第7条		
例 規 番 号	平成22年条例第16号		
【根拠条文】 (利用の許可) 第7条 駐車場を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、指定管理者の許可を受けなければならない。 【基準】 根拠条文、第3条及び第14条の規定による。 (駐車自動車の区分) 第3条 駐車場に駐車することができる自動車は、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第2条の表に規定する普通自動車のうち規則で定めるものとする。 (利用の拒否) 第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、自動車の入場を断ることができる。 (1) 駐車場が満車であるとき。 (2) 発火、引火又は爆発のおそれがある物品その他危険物を積載しているとき。 (3) 著しい悪臭を発する物品を積載しているとき。 (4) 他の車両の駐車を妨げる物品を積載しているとき。 (5) その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)を利するおそれがあると認められるとき。 (6) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障があると認められるとき。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 164

担当部署: 都市デザイン部 都市政策室 交通担当

処分の概要	利用料金の減免(市長が管理する場合に限る。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市駐車場条例 第12条		
例 規 番 号	平成22年条例第16号		
【根拠条文】 (利用料金の減免) 第12条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより利用料金を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文及び和泉市駐車場条例施行規則第6条の規定による。 (利用料金の減免) 第6条 条例第12条の規定により利用料金を減額し、又は免除することができる場合は次の各号に掲げるとおりとし、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 国又は地方公共団体による緊急を要する公務を行うために駐車させるとき 全額 (2) 駐車場の管理上駐車することが必要な自動車を駐車させるとき 全額			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 165

担当部署: 都市デザイン部 都市政策室 交通担当

処分の概要	利用料金の還付承認(市長が管理する場合に限る。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市駐車場条例 第13条ただし書		
例 規 番 号	平成22年条例第16号		
【根拠条文】 (利用料金の不還付) 第13条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところによりその全部又は一部を還付することができる。 【基準】 根拠条文及び和泉市駐車場条例施行規則第7条の規定による。 (利用料金の還付) 第7条 条例第13条ただし書の規定により既納の利用料金の全部又は一部を還付することができる場合は次の各号に掲げるとおりとし、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 条例第18条の規定により駐車場を利用することができなくなったとき 既納の利用料金の額を当該定期券の有効期間の日数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に、定期利用することができなかった日数を乗じて得た額 (2) 有効期間開始前に定期券を返却するとき 全額 (3) 未使用のプリペイドカードを返却するとき 全額 2 利用者は、前項の場合において利用料金還付請求書(様式第7号)により、還付を請求することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 167

担当部署: 都市デザイン部 都市政策室 交通担当

処分の概要	定期利用の許可(市長が管理する場合を含む。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市駐車場条例施行規則 第4条		
例 規 番 号	平成22年規則第35号		
【根拠条文】 (定期利用の許可申請) 第4条 定期利用の許可を受けようとする者は、定期券購入申請書(様式第5号)により指定管理者に申請しなければならない。 2 指定管理者は、前項の申請が適当と認めたときは、定期券の交付を行うものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 168

担当部署: 都市デザイン部 都市政策室 交通担当

処分の概要	定期券の再交付(市長が管理する場合を含む。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市駐車場条例施行規則 第5条第2項		
例 規 番 号	平成22年規則第35号		
【根拠条文】 (定期券の再交付) 第5条 定期利用の許可を受けた者は、定期券を紛失又は汚損した場合は、定期券再交付申請書(様式第6号)により指定管理者に申請しなければならない。 2 指定管理者は、前項の申請が適当と認めたときは、定期券を再交付するものとする。 3 指定管理者は、定期券の再交付を行うに当たり、再交付に係る事務手数料を徴収することができる。この場合において、事務手数料の額はあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 256

担当部署: 都市デザイン部 都市政策室 交通担当

処分の概要	利用の許可(市長が管理する場合を含む。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例 第8条		
例 規 番 号	平成7年条例第5号		
【根拠条文】 (利用の許可) 第8条 駐車場を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。 【基準】 根拠条文、第4条及び第10条の規定による。 (利用車種) 第4条 駐車場に駐車することができる車種は、駐車場の構造に応じて、自転車、原動機付自転車又は自動二輪車とし、駐車場ごとに別表第1に定めるところによる。 (利用の制限) 第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の利用を許可しないことができる。 (1) 利用許可の申請者の数が、駐車場に駐車できる自転車等の数を超えるときその他駐車場の構造上駐車させることができないとき。 (2) 駐車場の施設、設備等を汚損又は破損するおそれがあると認められるとき。 (3) 自転車等に危険物を積載しているとき。 (4) その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)を利するおそれがあると認められるとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があると認められるとき。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 424

担当部署: 都市デザイン部 都市政策室 交通担当

処分の概要	利用料金の減免(市長が管理する場合に限る。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例 第11条の2		
例 規 番 号	平成7年条例第5号		
【根拠条文】 (利用料金の減免) 第11条の2 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文及び和泉市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則第8条の規定による。 (利用料金の減免) 第8条 条例第11条の2の規定により利用料金を減額することができる場合は次の各号に掲げるとおりとし、その額は、当該利用料金の半額とする。 (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障がい者手帳を交付されている者が定期利用するとき。 (2) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に規定する療育手帳を交付されている者が定期利用するとき。 (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障がい者保健福祉手帳を交付されている者が定期利用するとき。 2 条例第11条の2の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、定期利用料金減免申請書(様式第7号)により指定管理者に申請しなければならない。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	令和 2 年 4 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 258

担当部署: 都市デザイン部 都市政策室 交通担当

処分の概要	利用料金の還付承認(市長が管理する場合に限る。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例 第12条ただし書		
例 規 番 号	平成7年条例第5号		
【根拠条文】 (利用料金の不還付) 第12条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。 【基準】 根拠条文及び和泉市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則第9条の規定による。 (利用料金の還付) 第9条 指定管理者は、利用料金を納付した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用料金の全部又は一部を還付することができる。 (1) 条例第16条の規定により駐車場が利用できなくなったとき。 (2) 定期駐車券の交付を受けている者で、当該月の途中で定期利用料金還付申請書(様式第8号)を提出し許可を受けたとき。 2 前項の規定による還付の額は、当該納付済定期利用料金の利用開始日から解約届出日までの日数に一時利用料金を乗じた額を当該納付済定期利用料金から差し引いた残額とする。ただし、当該残額が生じない場合は、還付を行わないものとする。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 362

担当部署: 都市デザイン部 建築・開発指導室

処分の概要	手数料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市建築基準法施行条例 第70条ただし書		
例 規 番 号	平成13年条例第21号		
【根拠条文】 (還付) 第70条 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 363

担当部署: 都市デザイン部 建築・開発指導室

処分の概要	手数料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市建築基準法施行条例 第71条		
例 規 番 号	平成13年条例第21号		
【根拠条文】 (減免) 第71条 市長は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 148

担当部署: 都市デザイン部 建築・開発指導室

処分の概要	建築物に関する制限の特例の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市和泉中央丘陵地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例第10条		
例 規 番 号	平成4年条例第8号		
【根拠条文】 (建築物に関する制限の特例) 第10条 この条例の規定は、市長が中央丘陵地区計画の方針に沿うと認め、又は公益上必要な建築物で用途上若しくは構造上やむを得ないと認めて許可した場合においては、適用しない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 149

担当部署: 都市デザイン部 建築・開発指導室

処分の概要	公益上必要な建築物の特例の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市和泉コスモポリス地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例 第9条		
例 規 番 号	平成9年条例第28号		
【根拠条文】 (公益上必要な建築物の特例) 第9条 市長がこの条例の適用に関し、公益上必要な建築物で、用途又は構造上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 150

担当部署: 都市デザイン部 建築・開発指導室

処分の概要	公益上必要な建築物の特例の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市三林地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例 第7条		
例 規 番 号	平成10年条例第13号		
【根拠条文】 (公益上必要な建築物の特例) 第7条 市長がこの条例の適用に関し、公益上必要な建築物で、用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 151

担当部署: 都市デザイン部 建築・開発指導室

処分の概要	公益上必要な建築物の特例の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市唐国地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例 第9条		
例 規 番 号	平成23年条例第14号		
【根拠条文】 (公益上必要な建築物の特例) 第9条 この条例の規定は、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可した場合においては、適用しない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 428

担当部署: 都市デザイン部 建築・開発指導室

処分の概要	建築物に関する制限の特例の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市山荘地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例 第7条		
例 規 番 号	令和2年条例第39号		
【根拠条文】 (建築物に関する制限の特例) 第7条 この条例の規定は、市長が山荘地区地区計画の方針に沿うと認め、又は公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可した場合においては、適用しない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 427

担当部署: 都市デザイン部 建築・開発指導室

処分の概要	建築物に関する制限の特例の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市春木地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例 第7条		
例 規 番 号	令和2年条例第40号		
【根拠条文】 (建築物に関する制限の特例) 第7条 この条例の規定は、市長が春木地区地区計画の方針に沿うと認め、又は公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可した場合においては、適用しない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 440

担当部署: 都市デザイン部 建築・開発指導室

処分の概要	建築物に関する制限の特例許可		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市観音寺地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例 第9条		
例 規 番 号	令和5年条例第20号		
【根拠条文】 (建築物に関する制限の特例) 第9条 この条例の規定は、市長が観音寺地区地区計画の方針に沿うと認め、又は公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可した場合においては、適用しない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	令和 6 年 4 月 10 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 153

担当部署: 都市デザイン部 建築・開発指導室

処分の概要	手数料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市都市計画法施行条例 第6条ただし書		
例 規 番 号	平成24年条例第12号		
【根拠条文】 (還付) 第6条 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 154

担当部署: 都市デザイン部 建築・開発指導室

処分の概要	手数料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市都市計画法施行条例 第7条		
例 規 番 号	平成24年条例第12号		
【根拠条文】 (減免) 第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文及び和泉市都市計画法施行細則第39条による。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 226

担当部署: 都市デザイン部 建築住宅室 住宅政策担当

処分の概要	入居者の決定(指定管理者が管理する場合を含む。)
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市営住宅条例 第9条(第36条において準用する場合を含む。)
例 規 番 号	平成9年条例第22号
【根拠条文】 (入居者の選考) 第9条 市長は、前条の規定により入居の申込みをした者で、令第7条各号のいずれかに該当するもの(店舗及び作業所については、その入居者資格に該当するもの)の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超えるときは、公開抽選により入居者を決定するものとする。 【基準】 根拠条文及び第5条から第7条までの規定による。 (公営住宅の入居者資格) 第5条 公営住宅に入居することができる者は、次の各号(規則に定める者にあつては第2号から第8号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあつては第3号)の条件を具備する者でなければならない。 (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。 (2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。 ア その者の世帯構成その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合として規則で定める場合 214,000円 イ 公営住宅が法第8条第1項若しくは第3項又は激甚(じん)災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るものである場合 214,000円 ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円 (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。 (4) 独立の生計を営み、かつ、市の区域内に居住し、又は勤務する者であること。 (5) 家賃及び敷金を支払うことができる者であること。 (6) 過去において市営住宅に入居していた者にあつては、現に家賃、共益費及び駐車場使用料に未納がないこと。 (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。 (8) 現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。 (公営住宅の入居者資格の特例) 第6条 借上公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の公営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条各号に掲げる条件を具備する者とみなす。 2 前条第2号イに掲げる公営住宅の入居者は、同条各号(規則に定める者にあつては、前条第2号から第8号まで)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。 (改良住宅の入居者資格) 第7条 改良住宅には、改良法第18条に規定する者を入居させるものとする。 2 前項の規定により改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合には、当該改良住宅を公営住宅とみなして、第5条(同条第2号イを除く。)及び前条第1項の規定を準用する。この場合において、第5条第2号中「、イ又はウ」とあるのは「又はウ」と、同号ア中「214,000円」とあるのは「158,000円」と、同号ウ中「ア及びイ」とあるのは「ア」と読み替えるものとする。 3 前2項の規定にかかわらず、店舗及び作業所の入居者資格は、別に定める。	

その他募集期間に配布する「申込みのしおり」による。

標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	平成26年7月17日	最終変更年月日	令和2年4月7日

ID: 229

担当部署: 都市デザイン部 建築住宅室 住宅政策担当

処分の概要	家賃の減免又は徴収の猶予		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市営住宅条例 第21条(第27条第2項、第29条第3項、第36条、第46条及び第51条において準用する場合を含む。)		
例 規 番 号	平成9年条例第22号		
【根拠条文】 (家賃及び敷金の減免又は徴収の猶予) 第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、家賃及び敷金を減免し、又はその徴収を猶予することができる。 (1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。 (2) 入居者又は同居者が災害により著しい被害を受けたとき。 (3) 入居者又は同居者が失職、病気等の事情により著しく生活が困難な状態にあるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の事情があると認めるとき。 【基準】 根拠条文に同じ。 和泉市営住宅の家賃等の減免及び徴収猶予実施要綱及び和泉市営住宅の家賃等の減免及び徴収猶予に関する事務取扱要領、和泉市営住宅共益費徴収要綱の基準による。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 232

担当部署: 都市デザイン部 建築住宅室 住宅政策担当

処分の概要	社会福祉事業等に活用する市営住宅の使用許可(指定管理者が管理する場合を含む。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市営住宅条例 第37条第1項		
例 規 番 号	平成9年条例第22号		
【根拠条文】 (社会福祉事業等に活用する市営住宅の使用許可) 第37条 市長は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人及び公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令(平成8年厚生省令・建設省令第1号)第2条に規定する者(以下「社会福祉法人等」という。)が市営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業(以下「社会福祉事業等」という。)を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該市営住宅の使用を許可することができる。 2 市長は、前項の許可に条件を付することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。 社会福祉法人等による和泉市営(公営)住宅の使用等に関する取扱要綱の規定による。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 235

担当部署: 都市デザイン部 建築住宅室 住宅政策担当

処分の概要	みなし特定公共賃貸住宅に活用する市営住宅の使用許可(指定管理者が管理する場合を含む。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市営住宅条例 第42条		
例 規 番 号	平成9年条例第22号		
【根拠条文】 (みなし特定公共賃貸住宅に活用する市営住宅の使用許可) 第42条 市長は、その区域内に特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号。以下「特優賃法」という。)第6条に規定する特定優良賃貸住宅その他の同法第3条第4号イ又はロに掲げる者の居住の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別な事由により市営住宅を同号イ又はロに掲げる者に使用させることが必要であると認める場合において、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該市営住宅をこれらの者に使用させることができる。 【基準】 根拠条文及び第44条の規定による。 (入居者資格) 第44条 第42条の規定により、市営住宅を使用することができる者は、第5条の規定にかかわらず、次の条件を具備する者でなければならない。 (1) 所得が中位にある者で自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があるもの (2) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号)第7条各号に定めるもの			
標準処理期間	未設定		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 237

担当部署: 都市デザイン部 建築住宅室 住宅政策担当

処分の概要	公営住宅に準じて管理する住宅に活用する改良住宅の使用許可(指定管理者が管理する場合を含む。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市営住宅条例 第47条		
例 規 番 号	平成9年条例第22号		
【根拠条文】 (公営住宅に準じて管理する住宅に活用する改良住宅の使用許可) 第47条 市長は、その区域内に公営住宅の不足その他の特別な事由により改良住宅を法第23条に掲げる者に使用させることが必要であると認める場合において、改良住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該改良住宅をこれらの者に使用させることができる。 【基準】 根拠条文及び第49条の規定による。 (入居者資格) 第49条 第47条の規定により、改良住宅を使用することができる者は、第7条の規定にかかわらず、第5条に規定する者とする。			
標準処理期間	60日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 239

担当部署: 都市デザイン部 建築住宅室 住宅政策担当

処分の概要	駐車場の使用許可(指定管理者が管理する場合を含む。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市営住宅条例 第52条第1項		
例 規 番 号	平成9年条例第22号		
【根拠条文】 (駐車場の使用許可) 第52条 市営住宅の入居者又は同居者が当該市営住宅の駐車場(以下「駐車場」という。)を使用しようとするときは、当該入居者が市長の許可を受けなければならない。 2 前項の許可は、駐車場の空き状況を勘案し、1戸につき2台を限度とする。 【基準】 根拠条文及び第53条の規定による。 (駐車場の使用者の資格) 第53条 駐車場を使用する者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。 (1) 市営住宅の入居者又は同居者であること。 (2) 入居者又は同居者自ら使用するため駐車場を必要としていること。 (3) 駐車場の使用料を支払うことができること。 (4) 第32条第1項及び第2項に規定する場合に該当しないこと。 2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる条件を具備しない者に対しても、駐車場の使用を許可することができる。 第53条第2項での使用を許可する使用者の資格は和泉市営住宅駐車場における事務内規第2条による。 (使用者の資格) 第2条 駐車場を使用する者(以下「駐車場使用者」という。)は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。 (1) 地域の活動を行う団体であり、駐車しようとする車両(以下「駐車車両」という。)が専ら地域の活動に資するために利用されること。 (2) 団体の代表者が市営住宅の入居者又は同居者であること。 (3) 駐車車両の自動車車検証の名義が申請団体の名義であること。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 241

担当部署: 都市デザイン部 建築住宅室 住宅政策担当

処分の概要	駐車場の使用料の減免等				
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市営住宅条例 第54条第2項ただし書				
例 規 番 号	平成9年条例第22号				
【根拠条文】 (駐車場の使用料等) 第54条 駐車場の使用料は、次のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <td>1台につき</td> <td>1月5,000円</td> </tr> </table> 2 駐車場の使用料は、原則として減免又は徴収を猶予しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、使用料を減免し、又は徴収を猶予することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。				1台につき	1月5,000円
1台につき	1月5,000円				
標準処理期間	未設定				
備考					
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日		

ID: 169

担当部署: 都市デザイン部 都市整備室 公園緑地担当

処分の概要	行為の許可及び変更許可(指定管理者が管理する場合を含む。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市都市公園条例 第3条第1項(第19条において準用する場合を含む。)		
例 規 番 号	昭和60年条例第13号		
【根拠条文】 (行為の許可) 第3条 公園において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 (1) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。 (2) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。 (3) 興行を行うこと。 (4) 競技会、集会、展示会、博覧会、祭礼その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を利用すること。 2 前項の許可を受けようとする者は、住所、氏名及び職業(法人については、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び事業内容。以下同じ。)、行為の目的、行為の期間、行為を行う公園又は公園施設、行為の内容その他規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。 3 市長は、第1項各号に掲げる行為が、公衆の公園の利用に支障を及ぼさず、かつ、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)を利するおそれがないと認められる場合に限り、同項の許可を与えることができる。 4 市長は、前項の許可に公園の管理上必要な条件を付することができる。 5 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、第1項の許可を受けることを要しない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 170

担当部署: 都市デザイン部 都市整備室 公園緑地担当

処分の概要	有料公園施設の使用の許可(指定管理者が管理する場合を含む。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市都市公園条例 第6条第2項(第19条において準用する場合を含む。)		
例 規 番 号	昭和60年条例第13号		
【根拠条文】 (有料公園施設) 第6条 公園施設のうち有料で利用させるもの(他の条例に規定するものを除く。以下「有料公園施設」という。)は、別表第1のとおりとする。 2 有料公園施設を利用しようとする者は、住所、氏名及び職業、利用の目的、利用の期間、利用しようとする公園施設その他規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。 3 市長は、前項の許可に公園の管理上必要な条件を付することができる。 4 市長は、公園の管理上特に必要があると認めるとき又は暴力団を利するおそれがあると認められるときは、有料公園施設の利用を許可しないことができる。 5 第2項の規定にかかわらず、スポーツ施設情報システムに係る電子計算組織(以下「予約システム」という。)を利用して有料公園施設の利用申請を行う場合は、予約システムに有料公園施設の利用許可申請内容が記録されたことをもって、利用の申請及び許可があったものとする。 6 第2項の規定にかかわらず、有料公園施設のうち自動車駐車場を利用する場合は、駐車券の交付をもって、利用の申請及び許可があったものとする。 【基準】 根拠条文及び和泉市都市公園条例施行規則第6条の規定による。 (有料公園施設の使用許可) 第6条 条例第6条第4項の公園の管理上特に必要があると認められるときは、次のとおりとする。 (1) 市長が、行政目的のために使用するとき。 (2) 営利を目的とするとき。 (3) 興行又はこれに類似する行事のとき。 (4) 有料公園施設の設備を損傷するおそれのあるとき。 (5) 同一使用者が、引き続き3日(自動車駐車場にあっては、2日)を超えて使用するとき。 (6) 発火、引火若しくは爆発のおそれがある物品その他危険物又は著しい悪臭を発する物品を公園内に持ち込むとき。 (7) 条例第18条の2第1項に規定する指定管理者が行う業務又は指定管理者が行う自主事業で市長が認めた事業で使用するとき。 (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が公園の管理に支障があるものとして使用を不適当と認めたとき。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 174

担当部署: 都市デザイン部 都市整備室 公園緑地担当

処分の概要	使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市都市公園条例 第14条(第19条において準用する場合を含む。)
例 規 番 号	昭和60年条例第13号
【根拠条文】 (減免) 第14条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文及び和泉市都市公園条例施行規則第9条の規定による。 (使用料の減免) 第9条 条例第14条の規定による使用料の減免は、次の各号のいずれかに該当するときは、全額免除する。 (1) 国又は地方公共団体、その他公共団体又は公共的団体に公用若しくは公共用又は公益上の目的のために使用させるとき。 (2) 災害その他の緊急事態の発生により避難場所等の応急施設として使用させるとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が公益上特別の理由があると認めた場合に使用させるとき。 2 前項の規定にかかわらず、テニスコートの使用料の減免は、次のとおりとする。 (1) 市内在住、在勤又は在学の障がい者が使用するとき及び市内在住、在勤又は在学の障がい者が半数以上を占める団体で使用するとき 全額免除 (2) 市内在住、在勤又は在学の障がい者が半数未満を占める団体で使用するとき 5割減額 (3) 災害その他の緊急事態の発生により避難場所等の応急施設として使用させるとき 全額免除 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき 減額又は全額免除 3 第1項の規定にかかわらず、自動車駐車場の使用料の減免は、次のとおりとする。 (1) 災害その他の緊急事態の発生により避難場所等の応急施設として使用させるとき 全額免除 (2) 国又は地方公共団体の職員が公園の管理上必要な公務を行うため使用する自動車を駐車させるとき 全額免除 (3) 障がい者が午前6時から午後10時までの区分において使用するとき 使用料が発生してから1時間の使用に係る使用料に相当する額の減額 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき 減額又は全額免除 4 第2項第1号又は第2号に該当する者は、使用の際、障がい者手帳及び市内在住、在勤又は在学を証明できるものを、前項第3号に該当する者は、自動車駐車場から自動車を出動させるときに、障がい者手帳を提示しなければならない。 5 使用料の減免を受けようとする者は、使用日までに使用料減免申請書(様式第17号)を市長に提出しなければならない。ただし、第1項第2号、第2項第3号又は第3項第1号若しくは第3号に掲げる場合は、この限りでない。	
標準処理期間	5日
備考	

設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 13 日
-----------	------------------	---------	-----------------

ID: 175

担当部署: 都市デザイン部 都市整備室 公園緑地担当

処分の概要	使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市都市公園条例施行規則 第7条		
例 規 番 号	昭和60年規則第13号		
【根拠条文】 (使用料の還付) 第7条 次の事由により公園施設の使用又は公園の占有ができないときは、その期間に相当する既納の使用料の全額を還付することができるものとする。 (1) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第27条第2項及び条例第10条の規定による処分を受けたとき。 (2) 天災、その他不可抗力によるとき。 (3) その他使用者の責によらない事由によるとき。 2 前項の規定にかかわらず、有料公園施設の使用料の還付は、次のとおりとする。 (1) 雨天等の理由により施設を閉鎖したため、使用ができなくなったときは、全額を還付する。 (2) 前号以外の理由で使用者が、使用日の7日前までに使用許可の取消しを申請した場合は全額を還付し、使用日前6日から使用日前日までの間に使用許可の取消しを申請した場合は半額を還付する。 3 第1項に規定する場合を除き、有料公園施設の使用料は、使用日前日までに取消申請をしないとき及び取消しの申請をしないで使用しなかった場合並びに使用の許可を取り消された場合は、全額還付しないものとする。 4 使用者が第1項及び第2項の規定により使用料の還付を受けようとするときは、第1項各号及び第2項第1号に該当する場合は使用日から3日以内に、第2項第2号に該当する場合は使用許可の取消しを申し出た日から3日以内に使用料還付申請書(様式第16号)を市長に提出しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 138-01

担当部署: 都市デザイン部 都市整備室 道路河川担当

処分の概要	行為の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市法定外公共物管理条例 第4条第1項		
例 規 番 号	平成15年条例第16号		
【根拠条文】 (行為の許可) 第4条 次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、災害時における維持補修その他やむを得ない事由があると認められる場合は、この限りでない。 (1) 法定外公共物の敷地を占有すること。 (2) 法定外公共物の敷地内において工作物を新築し、改築し、又は除却すること。 (3) 法定外公共物の敷地内において掘削、盛土その他土地の形状の変更をすること。 2 市長は、前項各号の行為により法定外公共物の維持管理に支障を及ぼさないと認められる場合に限り、同項の許可(以下「占有許可」という。)を与えることができる。 3 市長は、占有許可を与える場合において、法定外公共物の維持管理のため必要な条件を付けることができる。 4 第1項ただし書の規定により同項各号に掲げる行為を行った者は、速やかに市長に届け出て、その指示を受けるものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考	【共通担当部署】 都市デザイン部 都市整備室 道路河川担当 都市デザイン部 土木維持管理室		
設 定 年 月 日	平成 27 年 10 月 13 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 139-01

担当部署: 都市デザイン部 都市整備室 道路河川担当

処分の概要	許可の期間の更新		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市法定外公共物管理条例 第5条第2項		
例 規 番 号	平成15年条例第16号		
【根拠条文】 (許可の期間) 第5条 占用許可の期間は、5年以内とする。 2 前項の許可の期間は、許可を受けた者の申請により更新することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考	【共通担当部署】 都市デザイン部 都市整備室 道路河川担当 都市デザイン部 土木維持管理室		
設 定 年 月 日	平成 27 年 10 月 13 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 141-01

担当部署: 都市デザイン部 都市整備室 道路河川担当

処分の概要	占用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市法定外公共物管理条例 第7条		
例 規 番 号	平成15年条例第16号		
【根拠条文】 (占用料の減免) 第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、占用料を減額し、又は免除することができる。 (1) 法定外公共物を公用又は公共の用に供するとき。 (2) 法定外公共物の保全に著しい利益があると認められるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。 【基準】 根拠条文及び和泉市法定外公共物管理条例施行規則第10条の規定による。 (占用料の減免) 第10条 条例第7条第3号の規定により占用料を減額し、又は免除する場合は、次のとおりとする。 (1) 街灯又は防犯灯のために占用するとき。 (2) ガス、電気、電気通信、水道又は下水道の各戸引込管類のために占用するとき。 (3) カーブミラー、掲示板等で営利の目的がなく、交通安全又は公衆の利便に著しく寄与する物件のために占用するとき。 (4) 市民生活上やむを得ず設置する通路橋のために占用するとき。 (5) 大阪府公安委員会が設置する信号機又は交通標識を無償で添架している電柱又は電話柱のために占用するとき。 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めるとき。 2 条例第7条の規定により占用料の減額又は免除を受けようとする者は、和泉市法定外公共物占用料減免申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。			
標準処理期間	15日		
備考	【共通担当部署】 都市デザイン部 都市整備室 道路河川担当 都市デザイン部 土木維持管理室		
設 定 年 月 日	平成 27 年 10 月 13 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 142-01

担当部署: 都市デザイン部 都市整備室 道路河川担当

処分の概要	許可事項の変更の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市法定外公共物管理条例 第11条		
例 規 番 号	平成15年条例第16号		
【根拠条文】 (許可事項の変更) 第11条 占用許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとする場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考	【共通担当部署】 都市デザイン部 都市整備室 道路河川担当 都市デザイン部 土木維持管理室		
設 定 年 月 日	平成 27 年 10 月 13 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 145-01

担当部署: 都市デザイン部 都市整備室 道路河川担当

処分の概要	工事の完了検査		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市法定外公共物管理条例施行規則 第9条第1項		
例 規 番 号	平成16年規則第6号		
【根拠条文】 (工事の完了検査) 第9条 占有許可に係る工事を施行した占有者は、当該工事の完了後直ちに和泉市法定外公共物工事完了届出書(様式第4号)を市長に提出し、検査を受けなければならない。ただし、当該工事が法定外公共物の構造又は機能に著しい支障を及ぼすおそれのない軽易なものであると市長が認めるときは、この限りでない。 2 市長は、前項に規定する検査の結果、法定外公共物の復旧状態その他工事の施行に欠陥があると認めるときは、工事を施行した占有者に対し法定外公共物を占有する物件又は法定外公共物の復旧に使用する材料の改善、補修、工事の再施行その他法定外公共物の管理上必要な措置を採るべきことを命ずるものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考	【共通担当部署】 都市デザイン部 都市整備室 道路河川担当 都市デザイン部 土木維持管理室		
設 定 年 月 日	平成 27 年 10 月 13 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 147

担当部署: 都市デザイン部 都市整備室 道路河川担当

処分の概要	占用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市準用河川占用料条例 第3条		
例 規 番 号	平成16年条例第18号		
【根拠条文】 (占用料の減免) 第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、占用料を減額し、又は免除することができる。 (1) 公用又は公共の用に供するために土地を占用するとき。 (2) かんがいのために土地を占用するとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が公益上特に必要があると認めるとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 129

担当部署: 都市デザイン部 土木維持管理室

処分の概要	分納の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市道路占用料条例 第3条第2項(第10条において準用する場合を含む。)		
例 規 番 号	昭和42年条例第21号		
【根拠条文】 (占用料の徴収方法) 第3条 占用料は、占用許可の際徴収する。ただし、占用期間が1年以上で数会計年度にわたるものについては、初年度分は占用許可の際、次年度以降の分については当該年度分をその年度の始めに徴収する。 2 市長は、占用料が著しく多額に上りその他特別の事由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該年度内において4回以内の分納を許可することができる。 3 前項の規定により分納の許可をうけた者が分納の期日までに分納しないときその他市長において必要と認めるときは、分納の許可を取り消すことがある。 4 法施行令(昭和27年政令第479号)第19条に規定する以外の国の事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条第1項に規定する公営企業に係る占用料の徴収方法については、第1項の規定にかかわらず、市長が定める。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 131

担当部署: 都市デザイン部 土木維持管理室

処分の概要	占用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市道路占用料条例 第5条(第10条において準用する場合を含む。)		
例 規 番 号	昭和42年条例第21号		
【根拠条文】 (占用料の減免) 第5条 占用料は、市長において特別の事由があると認めるときは、これを減免することができる。 【基準】 根拠条文及び和泉市道路占用料条例施行規則第5条の規定による。 (占用料の減免) 第5条 条例第5条の規定により占用料の減免をうけようとする者は、その旨申請して市長の許可をうけなければならない。 2 占用料の減免を許可する場合は、その占用が次の各号の1に該当する場合に限る。 (1) 水道又はガスの各戸引込管の設置のため占用するとき。 (2) 道路に出入するため必要な路端又は法敷を占用するとき。 (3) 一般の通行の用に供する地下道又はその他の施設のため占用するとき。 (4) 街路灯又は防犯灯のため占用するとき。 (5) 恒例による松かざり、縁日、祭典等のため臨時に占用するとき。 (6) 土地区画整理によって築造される道路敷にある家屋でその移転を完了するまで占用するとき。 (7) 前各号のほか、市長が特に必要があると認めるとき。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 132

担当部署: 都市デザイン部 土木維持管理室

処分の概要	占用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市道路占用料条例 第6条ただし書(第10条において準用する場合を含む。)		
例 規 番 号	昭和42年条例第21号		
【根拠条文】 (占用料の還付) 第6条 既納の占用料は、還付しない。ただし、道路の占用の変更を許可したことにより過納となったときその他市長において特別の事由があると認めるときは、この限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 135

担当部署: 都市デザイン部 土木維持管理室

処分の概要	延滞金の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市道路占用料条例 第9条(第10条において準用する場合を含む。)		
例 規 番 号	昭和42年条例第21号		
【根拠条文】 (延滞金の減免) 第9条 災害、不測の事故その他市長においてやむを得ない事由があると認めるときは、延滞金を減免することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 136

担当部署: 都市デザイン部 土木維持管理室

処分の概要	占用権の譲渡等の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市道路占用規則 第9条第1項ただし書		
例 規 番 号	昭和42年規則第31号		
【根拠条文】 (占用権の譲渡等の禁止) 第9条 占用者は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供することができない。 ただし、譲渡又は転貸についてやむを得ない事由により市長の許可を受けたときは、この限りでない。 2 占用者は、前項ただし書の許可を受けようとする場合は、申請書には、占用者及び譲渡又は転貸しようとする者が連署しなければならない。 3 前項の規定により占用権の譲渡を受けた者は、占用者の占用に関する一切の権利義務を承継する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 137

担当部署: 都市デザイン部 土木維持管理室

処分の概要	占用許可の期間の更新		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市道路占用規則 第14条第2項		
例 規 番 号	昭和42年規則第31号		
【根拠条文】 (占用許可の期間) 第14条 占用許可の期間は、5年以内とする。 2 占用期限満了後引き続き占用しようとする者は、前項の占用期間満了前1ヶ月前までに更新の申請をして、市長の許可を受けなければならない。 3 前項の許可の申請については、第3条から第5条までの規定を準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 138-02

担当部署: 都市デザイン部 土木維持管理室

処分の概要	行為の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市法定外公共物管理条例 第4条第1項		
例 規 番 号	平成15年条例第16号		
【根拠条文】 (行為の許可) 第4条 次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、災害時における維持補修その他やむを得ない事由があると認められる場合は、この限りでない。 (1) 法定外公共物の敷地を占有すること。 (2) 法定外公共物の敷地内において工作物を新築し、改築し、又は除却すること。 (3) 法定外公共物の敷地内において掘削、盛土その他土地の形状の変更をすること。 2 市長は、前項各号の行為により法定外公共物の維持管理に支障を及ぼさないと認められる場合に限り、同項の許可(以下「占有許可」という。)を与えることができる。 3 市長は、占有許可を与える場合において、法定外公共物の維持管理のため必要な条件を付けることができる。 4 第1項ただし書の規定により同項各号に掲げる行為を行った者は、速やかに市長に届け出て、その指示を受けるものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考	【共通担当部署】 都市デザイン部 都市整備室 道路河川担当 都市デザイン部 土木維持管理室		
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 139-02

担当部署: 都市デザイン部 土木維持管理室

処分の概要	許可の期間の更新		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市法定外公共物管理条例 第5条第2項		
例 規 番 号	平成15年条例第16号		
【根拠条文】 (許可の期間) 第5条 占用許可の期間は、5年以内とする。 2 前項の許可の期間は、許可を受けた者の申請により更新することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考	【共通担当部署】 都市デザイン部 都市整備室 道路河川担当 都市デザイン部 土木維持管理室		
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 141-02

担当部署: 都市デザイン部 土木維持管理室

処分の概要	占用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市法定外公共物管理条例 第7条		
例 規 番 号	平成15年条例第16号		
【根拠条文】 (占用料の減免) 第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、占用料を減額し、又は免除することができる。 (1) 法定外公共物を公用又は公共の用に供するとき。 (2) 法定外公共物の保全に著しい利益があると認められるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。 【基準】 根拠条文及び和泉市法定外公共物管理条例施行規則第10条の規定による。 (占用料の減免) 第10条 条例第7条第3号の規定により占用料を減額し、又は免除する場合は、次のとおりとする。 (1) 街灯又は防犯灯のために占用するとき。 (2) ガス、電気、電気通信、水道又は下水道の各戸引込管類のために占用するとき。 (3) カーブミラー、掲示板等で営利の目的がなく、交通安全又は公衆の利便に著しく寄与する物件のために占用するとき。 (4) 市民生活上やむを得ず設置する通路橋のために占用するとき。 (5) 大阪府公安委員会が設置する信号機又は交通標識を無償で添架している電柱又は電話柱のために占用するとき。 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めるとき。 2 条例第7条の規定により占用料の減額又は免除を受けようとする者は、和泉市法定外公共物占用料減免申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。			
標準処理期間	15日		
備考	【共通担当部署】 都市デザイン部 都市整備室 道路河川担当 都市デザイン部 土木維持管理室		
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 142-02

担当部署: 都市デザイン部 土木維持管理室

処分の概要	許可事項の変更の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市法定外公共物管理条例 第11条		
例 規 番 号	平成15年条例第16号		
【根拠条文】 (許可事項の変更) 第11条 占用許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとする場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考	【共通担当部署】 都市デザイン部 都市整備室 道路河川担当 都市デザイン部 土木維持管理室		
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 145-02

担当部署: 都市デザイン部 土木維持管理室

処分の概要	工事の完了検査		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市法定外公共物管理条例施行規則 第9条第1項		
例 規 番 号	平成16年規則第6号		
【根拠条文】 (工事の完了検査) 第9条 占有許可に係る工事を施行した占有者は、当該工事の完了後直ちに和泉市法定外公共物工事完了届出書(様式第4号)を市長に提出し、検査を受けなければならない。ただし、当該工事が法定外公共物の構造又は機能に著しい支障を及ぼすおそれのない軽易なものであると市長が認めるときは、この限りでない。 2 市長は、前項に規定する検査の結果、法定外公共物の復旧状態その他工事の施行に欠陥があると認めるときは、工事を施行した占有者に対し法定外公共物を占有する物件又は法定外公共物の復旧に使用する材料の改善、補修、工事の再施行その他法定外公共物の管理上必要な措置を採るべきことを命ずるものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考	【共通担当部署】 都市デザイン部 都市整備室 道路河川担当 都市デザイン部 土木維持管理室		
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 16

担当部署: 教育委員会教育・こども部 こども未来室

処分の概要	入園の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市立幼稚園条例 第3条		
例 規 番 号	昭和34年条例第5号		
【根拠条文】 (入園) 第3条 前条の幼稚園に幼児を入園させようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 18

担当部署: 教育委員会教育・こども部 こども未来室

処分の概要	保護者負担額の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市立幼稚園条例 第5条		
例 規 番 号	昭和34年条例第5号		
【根拠条文】 (保護者負担額の減免) 第5条 市長は、災害、経済的困難その他特別の理由があると認める者については、規則で定めるところにより前条第2項の保護者が負担すべき額を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文及び和泉市立幼稚園条例施行規則第11条の規定による。 (保育料の減免) 第11条 条例第5条の規定により減免することができる保育料は、次のとおりとする。 (1) 国において定める、当該年度幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の定めによるもの (2) その他市長が特別の事情があると認めたもの 2 前項第1号により減免を受けようとする保護者は、保育料等減免措置に関する調書(別記様式第2号)を6月30日までに園長に提出しなければならない。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 379

担当部署: 教育委員会教育・こども部 こども未来室

処分の概要	保護者負担額の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市保育所条例 第4条		
例 規 番 号	昭和48年条例第40号		
【根拠条文】 (保護者負担額の減免) 第4条 市長は、災害、経済的困難その他特別の理由があると認める者については、規則で定めるところにより前条第3項前段の保護者が負担すべき額を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 10 月 13 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 380

担当部署: 教育委員会教育・こども部 こども未来室

処分の概要	保護者負担額の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める規則 第6条第1項		
例 規 番 号	平成27年規則第22号		
【根拠条文】 (保護者負担額の減免) 第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当し、特に必要があると認められるときは、保護者負担額を減額し、又は免除することができる。 (1) 天災その他不慮の災害により保護者負担額の納付が困難であると認められるとき。 (2) 長期疾病、生業不振、失業等のため、その生活が著しく不良となり、保護者負担額の納付が困難であると認められるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、保護者負担額の納付が困難であることについて市長が特別の理由があると認めたとき。 2 前項の規定により保護者負担額の減額又は免除を受けようとする教育・保育給付認定保護者等は、保護者負担額(減免・階層変更)申請書(様式第2号)に、その理由を証する書類を添えて、市長に申請しなければならない。 3 市長は、前項の申請があったときは、必要な調査の上その可否を決定し、申請者に保護者負担額(保育料)変更決定通知書(様式第3号)又は保護者負担額減免(減額)却下通知書(様式第4号)により通知するものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 10 月 13 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 373

担当部署: 教育委員会教育・こども部 こども未来室 幼保育成担当学童保育グループ

処分の概要	入会の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市留守家庭児童会条例 第4条第1項		
例 規 番 号	平成27年条例第3号		
【根拠条文】 (入会の申請及び許可) 第4条 児童を児童会に入会させようとする保護者は、規則で定めるところにより市長に申請し、許可を受けなければならない。 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、児童会への入会を許可しない。 (1) 児童が前条の入会資格を有しないとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が児童会の運営上不適当と認めるとき。 【基準】 根拠条文及び第3条の規定による。 (入会資格) 第3条 児童会に入会することができる児童は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 ただし、市長が特別の理由があると認める者は、この限りでない。 (1) 保護者の労働又は疾病等の理由により、保育を必要とする者 (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校(和泉市立小学校に限る。)に在籍している者			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 10 月 13 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 376

担当部署: 教育委員会教育・こども部 こども未来室 幼保育成担当学童保育グループ

処分の概要	負担金の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市留守家庭児童会条例 第6条第4項		
例 規 番 号	平成27年条例第3号		
【根拠条文】 (負担金) 第6条 児童会に入会した児童の保護者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づき、留守家庭児童会保護者負担金(以下「負担金」という。)を納付しなければならない。 2 負担金の額は、児童1人につき月額5,500円とする。ただし、同一世帯において2人以上の児童が入会するときは、そのうち1人を除く児童の負担金の額は、1人につき月額2,750円とする。 3 前項に定めるもののほか、延長利用(通常の利用時間を超えて児童会を利用することをいう。)に係る負担金の額は、児童1人につき月額1,500円とする。 4 市長は、児童の属する世帯について災害、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより負担金を減額し、又は免除することができる。 5 既納の負担金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 6 前各項に定めるもののほか、負担金の納付については、規則で定める。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 10 月 13 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 377

担当部署: 教育委員会教育・こども部 こども未来室 幼保育成担当学童保育グループ

処分の概要	負担金の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市留守家庭児童会条例 第6条第5項ただし書		
例 規 番 号	平成27年条例第3号		
【根拠条文】 (負担金) 第6条 児童会に入会した児童の保護者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づき、留守家庭児童会保護者負担金(以下「負担金」という。)を納付しなければならない。 2 負担金の額は、児童1人につき月額5,500円とする。ただし、同一世帯において2人以上の児童が入会するときは、そのうち1人を除く児童の負担金の額は、1人につき月額2,750円とする。 3 前項に定めるもののほか、延長利用(通常の利用時間を超えて児童会を利用することをいう。)に係る負担金の額は、児童1人につき月額1,500円とする。 4 市長は、児童の属する世帯について災害、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより負担金を減額し、又は免除することができる。 5 既納の負担金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 6 前各項に定めるもののほか、負担金の納付については、規則で定める。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 10 月 13 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 19

担当部署: 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室 生涯学習担当

処分の概要	利用の許可及び変更許可(指定管理者が管理する場合を含む。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例 第3条第1項		
例 規 番 号	昭和60年条例第20号		
【根拠条文】 (利用の許可) 第3条 コミュニティセンターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも同様とする。 2 市長は、コミュニティセンターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。 【基準】 根拠条文、第4条及び和泉市暴力団排除条例第10条第1項の規定による。 (利用許可の制限) 第4条 コミュニティセンターを利用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は利用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 (2) 施設、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3) その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)を利するおそれがあると認められるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。 (公の施設における暴力団の排除) 第10条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、本市の設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の利益になると認めるときは、当該利用を許可しない。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 22

担当部署: 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室 生涯学習担当

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例 第9条		
例 規 番 号	昭和60年条例第20号		
【根拠条文】 (使用料の減免) 第9条 市長は、公用に供し、又は公益を目的とするもので特別の理由があると認めたときは、その使用料を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文及び和泉市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則第10条の規定による。 (使用料の減免) 第10条 条例第9条の規定により和泉市コミュニティセンターの使用料を減額し、又は免除することができる理由は、次のとおりとする。 (1) 天災その他緊急事態の発生により避難場所等に利用するとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。 2 条例第9条の規定により和泉市北部コミュニティセンターの使用料を減額し、又は免除することができる理由は、次のとおりとする。 (1) 市が使用するとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。 3 前2項の規定により減額又は免除を受けようとする者は、和泉市コミュニティセンター使用料減免申請書(様式第5号)又は和泉市北部コミュニティセンター使用料減免申請書(様式第5号の2)を市長に提出しなければならない。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 23

担当部署: 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室 生涯学習担当

処分の概要	使用料の還付承認													
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例 第10条ただし書													
例 規 番 号	昭和60年条例第20号													
【根拠条文】 (使用料の還付) 第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。 【基準】 根拠条文、和泉市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則第11条及び和泉市コミュニティセンター運用に関する内規第4条の規定による。 (使用料の還付) 第11条 条例第10条ただし書の規定により使用料の全部又は一部を還付することができる事由及びその額は、次のとおりとする。 (1) 天災その他緊急事態の発生により利用できなくなったとき 全額 (2) 施設の管理上の支障のため利用許可を取り消したとき 全額 (3) 利用者が、多目的ホール及びこれと同時に利用する施設につき、利用日の60日前までに利用許可の取消しを申し出て、これを認めたとき 半額 (4) 利用者が、その他の諸室等につき、利用日の10日前までに利用許可の取消しを申し出て、これを認めたとき 半額 (5) 附属設備の利用許可の取消しを申し出て、これを認めたとき 全額 (6) 前各号に掲げるもののほか、利用者の責めに帰することができない事由により利用しなかったとき 全額 2 前項の規定による還付額に、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。 3 使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。 (使用料の還付) 第4条 規則第11条第1項第1号の規定は、和泉市又は泉州地方に暴風警報又は特別警報が発令された場合とし、対象区分等は次の表とおりにする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>発令時間</th><th>対象となる区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">午前7時から午前9時まで</td><td>午前</td></tr> <tr> <td>午前・午後</td></tr> <tr> <td>全日</td></tr> <tr> <td rowspan="2">午前9時から午後1時まで</td><td>午後</td></tr> <tr> <td>午後・夜間</td></tr> <tr> <td>午後1時以降</td><td>夜間</td></tr> </tbody> </table>				発令時間	対象となる区分	午前7時から午前9時まで	午前	午前・午後	全日	午前9時から午後1時まで	午後	午後・夜間	午後1時以降	夜間
発令時間	対象となる区分													
午前7時から午前9時まで	午前													
	午前・午後													
	全日													
午前9時から午後1時まで	午後													
	午後・夜間													
午後1時以降	夜間													
標準処理期間	3日													
備考														
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日											

ID: 24

担当部署: 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室 生涯学習担当

処分の概要	附属設備の利用の許可(指定管理者が管理する場合を含む。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例 第11条第1項		
例 規 番 号	昭和60年条例第20号		
【根拠条文】 (附属設備の利用) 第11条 利用者から特に申出があったときは、附属設備の利用を許可することができる。 2 前項の使用料は、市長が定める。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 25

担当部署: 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室 生涯学習担当

処分の概要	特別の設備等の承認(指定管理者が管理する場合を含む。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例 第12条		
例 規 番 号	昭和60年条例第20号		
【根拠条文】 (特別の設備等) 第12条 利用者が特別の設備をし、又は備付け以外の器具を利用するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 35

担当部署: 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室 生涯学習担当

処分の概要	利用の許可及び変更許可(指定管理者が管理する場合を含む。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市生涯学習センター条例 第5条第1項		
例 規 番 号	平成14年条例第9号		
【根拠条文】 (利用の許可) 第5条 生涯学習センターを利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会(以下「委員会」という。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも同様とする。 2 委員会は、前項の規定により生涯学習センターの利用を許可する場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 【基準】 根拠条文、第6条及び和泉市暴力団排除条例第10条第1項の規定による。 (利用許可の制限) 第6条 委員会は、生涯学習センターを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 (2) 施設、設備等を損傷するおそれがあると認めるとき。 (3) その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)を利するおそれがあると認められるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。 (公の施設における暴力団の排除) 第10条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、本市の設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の利益になると認めるときは、当該利用を許可しない。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 39

担当部署: 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室 生涯学習担当

処分の概要	利用料金の減免(市長が管理する場合に限る。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市生涯学習センター条例 第12条		
例 規 番 号	平成14年条例第9号		
【根拠条文】 (利用料金の減免) 第12条 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文、和泉市生涯学習センター条例施行規則第10条及び和泉市生涯学習センターの管理運営に関する要綱第5条の規定による。 (利用料金の減免) 第10条 条例第12条の規定により利用料金を減額し、又は免除することができる事由は次の各号に掲げるとおりとし、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 天災その他緊急事態の発生により避難場所等に利用するとき 全額 (2) 和歌山県伊都郡かつらぎ町に住所を有する者が和泉市生涯学習センターを利用するとき 市民等以外の者が利用する場合と市民等が利用する場合の利用料金の差額 (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めるとき 委員会が必要と認めた額 (利用料金の減免) 第5条 規則第10条第2号に規定する委員会が必要と認めるものは、次に掲げるものとする。 (1) 駐車場利用料金の免除 ア 和泉シティプラザでの公務のため和泉市等が使用する公用車 イ 和泉シティプラザでの作業又は工事のため、業者等が使用する自動車			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 40

担当部署: 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室 生涯学習担当

処分の概要	利用料金の還付承認(市長が管理する場合に限る。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市生涯学習センター条例 第13条ただし書		
例 規 番 号	平成14年条例第9号		
【根拠条文】 (利用料金の還付) 第13条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。 【基準】 根拠条文及び和泉市生涯学習センター条例施行規則第11条の規定による。 (利用料金の還付) 第11条 条例第13条ただし書の規定により利用料金の全部又は一部を還付することができる事由は次の各号に掲げるとおりとし、その額はそれぞれ当該各号に定める額(第3号及び第4号については、同号に定める額を下限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額)とする。 (1) 天災その他緊急事態の発生により利用できなくなったとき 全額 (2) 施設の管理上の支障のため利用許可を取り消したとき 全額 (3) 利用者が、文化ホール及びこれと同時に利用する施設につき、利用日の60日前までに利用許可の取消しを申し出て、これを認めたとき 半額 (4) 利用者が、生涯学習に関する諸室等につき、利用日の10日前までに利用許可の取消しを申し出て、これを認めたとき 半額 (5) 附属設備の利用許可の取消しを申し出て、これを認めたとき 全額 (6) 前各号に掲げるもののほか、利用者の責めに帰することができない事由により利用しなかったとき 全額 2 前項の規定による還付額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 41

担当部署: 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室 生涯学習担当

処分の概要	特別の設備等の承認(指定管理者が管理する場合を含む。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市生涯学習センター条例 第14条		
例 規 番 号	平成14年条例第9号		
【根拠条文】 (特別の設備等) 第14条 利用者が特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用するときは、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 42

担当部署: 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室 生涯学習担当

処分の概要	集会室の利用の許可及び変更等許可(指定管理者が管理する場合を含む。)									
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市立図書館条例 第6条第1項									
例 規 番 号	平成22年条例第21号									
【根拠条文】 (集会室の利用の許可) 第6条 集会室を利用しようとする者(以下「集会室の利用者」という。)は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。 2 委員会は、前項の規定により集会室の利用を許可する場合において、管理上必要な条件を付けることができる。										
【基準】 根拠条文、第7条及び和泉市暴力団排除条例第10条第1項の規定による。 (集会室の利用許可の制限) 第7条 委員会は、集会室の利用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 (2) 施設、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3) 暴力団を利するおそれがあると認められるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。 (公の施設における暴力団の排除) 第10条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、本市の設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の利益になると認めるときは、当該利用を許可しない。										
和泉市立図書館条例施行規則第15条及び第19条の規定による。 (集会室利用許可の申請) 第15条 条例第6条第1項の規定により集会室の利用許可を受けようとする者は、和泉市立和泉図書館集会室利用許可申請書(様式第2号)を委員会に提出しなければならない。 2 前項の規定による申請は、次の表の左欄に掲げる施設の区分及び中欄に掲げる利用者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる受付期間に行わなければならない。ただし、委員会が図書館の運営に支障がないと認めるときは、この限りでない。										
<table><tr><th>施設の区分</th><th>利用者の区分</th><th>受付期間</th></tr><tr><td rowspan="2">集会室1・2</td><td>市内に居住し、通勤し、若しくは通学している個人又は市内に事務所若しくは事業所を有する個人若しくは法人その他の団体(以下「市民等」という。)</td><td>利用日の属する月の6月前の1日から利用日の当日まで</td></tr><tr><td>市民等以外のもの</td><td>利用日の属する月の5月前の1日から利用日の当日まで</td></tr></table>			施設の区分	利用者の区分	受付期間	集会室1・2	市内に居住し、通勤し、若しくは通学している個人又は市内に事務所若しくは事業所を有する個人若しくは法人その他の団体(以下「市民等」という。)	利用日の属する月の6月前の1日から利用日の当日まで	市民等以外のもの	利用日の属する月の5月前の1日から利用日の当日まで
施設の区分	利用者の区分	受付期間								
集会室1・2	市内に居住し、通勤し、若しくは通学している個人又は市内に事務所若しくは事業所を有する個人若しくは法人その他の団体(以下「市民等」という。)	利用日の属する月の6月前の1日から利用日の当日まで								
	市民等以外のもの	利用日の属する月の5月前の1日から利用日の当日まで								
3 前項の規定にかかわらず、1時間単位での利用に係る受付期間は、利用日の14日前(この日が休館日のときは直前の開館日)から利用日までの間とする。ただし、委員会が必要と認めたときは、これを変更することができる。 4 前項の規定にかかわらず、指定管理者が管理上支障があると認めた場合は、委員会と協議の上、1時間単位での利用を行わないことができる。 (利用の取消し等) 第19条 条例第6条第1項の規定による許可を受けた事項の取消し又は変更をしようとする者は、和泉市立和泉図書館集会室利用取消(変更)申請書(様式第4号)を直ちに委員会に提出										

しなければならない。

- 2 委員会は、前項の規定による取消し又は変更を許可したときは、和泉市立和泉図書館集会室利用取消(変更)許可書(様式第5号)を交付する。

標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成26年7月17日	最終変更年月日	令和2年4月7日

ID: 43

担当部署: 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室 生涯学習担当

処分の概要	利用料金の還付承認(教育委員会が管理する場合に限る。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市立図書館条例 第13条第7項		
例 規 番 号	平成22年条例第21号		
【根拠条文】 (集会室の利用料金) 第13条 集会室の利用に係る料金(以下この条において「利用料金」という。)は、別表に定める額を上限とする範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。 2 前項に定めるもののほか、集会室の附属設備の利用料金については、市長が別に定める。 3 集会室の利用者は、第6条第1項の規定による利用の許可を受けたときに、利用料金を支払わなければならない。ただし、市長が別に定める基準に従い、指定管理者が認めたときは、この限りでない。 4 前3項の規定による利用料金は、指定管理者の収入として収受させる。 5 市長は、第1項の規定により指定管理者が利用料金の額を定めたときは、速やかにこれを公告するものとする。 6 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。 7 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。 【基準】 根拠条文及び和泉市立図書館条例施行規則第22条の規定による。 (利用料金の還付) 第22条 条例第13条第7項の規定により利用料金の全部又は一部を還付することができる事由は次の各号に掲げるとおりとし、その額はそれぞれ当該各号に定める額(第3号については、同号に定める額を下限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額)とする。 (1) 天災その他緊急事態の発生により利用できなくなったとき 全額 (2) 施設の管理上の支障のため利用許可を取り消したとき 全額 (3) 利用者が、利用日の10日前までに利用許可の取消しを申し出て、これを認めたとき 半額 (4) 附属設備の利用許可の取消しを申し出て、これを認めたとき 全額 (5) 前各号に掲げるもののほか、利用者の責めに帰することができない事由により利用しなかったとき 全額 2 前項の規定による還付額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 45

担当部署: 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室 生涯学習担当

処分の概要	利用料金の減免(教育委員会が管理する場合に限る。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市立図書館条例 第13条第6項		
例 規 番 号	平成22年条例第21号		
【根拠条文】 (集会室の利用料金) 第13条 集会室の利用に係る料金(以下この条において「利用料金」という。)は、別表に定める額を上限とする範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。 2 前項に定めるもののほか、集会室の附属設備の利用料金については、市長が別に定める。 3 集会室の利用者は、第6条第1項の規定による利用の許可を受けたときに、利用料金を支払わなければならない。ただし、市長が別に定める基準に従い、指定管理者が認めたときは、この限りでない。 4 前3項の規定による利用料金は、指定管理者の収入として収受させる。 5 市長は、第1項の規定により指定管理者が利用料金の額を定めたときは、速やかにこれを公告するものとする。 6 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。 7 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。 【基準】 根拠条文及び和泉市立図書館条例施行規則第21条の規定による。 (利用料金の減免) 第21条 条例第13条第6項の規定により利用料金を減額し、又は免除することができる事由は、次のとおりとする。 (1) 天災その他緊急事態の発生により避難場所等に利用するとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 401

担当部署: 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室 生涯学習担当

処分の概要	特別の設備等の承認(指定管理者が管理する場合を含む。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市立図書館条例 第14条		
例 規 番 号	平成22年条例第21号		
【根拠条文】 (特別の設備等) 第14条 集会室の利用者が特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用するときは、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 29 年 10 月 3 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 46-3

担当部署: 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室 生涯学習担当

処分の概要	図書館カードの交付(指定管理者が管理する場合を含む。)
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市立図書館条例施行規則 第4条第3項
例 規 番 号	平成22年教育委員会規則第7号
【根拠条文】 (貸出し) 第4条 市立図書館の資料(以下「図書館資料」という。)は、次に掲げるものを除き、貸し出すものとする。 (1) 郷土資料及び貴重図書 (2) 新聞、広報等の類 (3) 百科事典など全体を通読しなくてもよい事典類 (4) 寄託資料で、その条件として貸出しを禁止しているもの (5) 前各号に準ずるものとして館長が特に指定した資料 2 前項の規定にかかわらず、次項第3号に掲げる団体に対しては、コミック及び視聴覚資料(ビデオテープ、CD、DVDその他これらに類する資料をいう。以下同じ。)は貸し出さない。 3 図書館資料の貸出しは、次に掲げる要件のいずれかに該当し、図書館カード(様式第1号)の交付を受けたものに対して行う。 (1) 本市の区域内に住所を有する者 (2) 本市の区域内に所在する学校、事業所等に通学し、又は通勤する者 (3) 本市の区域内にその活動本拠を置く学校その他の教育機関及び地域団体、職域団体、読書団体、地域文庫その他館長が適当と認める団体 (4) 本市と図書館資料の相互利用に関し、協定を締結した市町の区域内に住所を有する者 (5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が適当と認めるもの 4 図書館カードの交付を受けようとするものは、前項各号に掲げる要件を充たすことを証するに足りる書類を提示して、図書館カード交付申込書を提出しなければならない。 5 図書館資料の貸出しを受けようとするものは、希望する資料に図書館カードを添えて申し込まなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。 図書館資料の貸出要領第2条の規定による。 (利用資格) 第2条 規則第4条第3項第4号の規定により、堺市、泉大津市、高石市及び忠岡町に居住する人は、利用者登録をすることができる。この場合において、住所及び氏名を自動車運転免許証等により確認しなければならない。 2 規則第4条第3項第5号の規定により、和泉市内の病院又は施設に入院入所している人は、利用者登録をすることができる。ただし、その事実及び住所・氏名を確認しなければならない。	
標準処理期間	1日
備考	【共通担当部署】 総務部 人権・男女参画室(人権文化センター図書室) 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室 生涯学習担当

設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日
-----------	------------------	---------	----------------

ID: 47-3

担当部署: 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室 生涯学習担当

処分の概要	図書館カードの再交付(指定管理者が管理する場合を含む。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市立図書館条例施行規則 第5条第3項		
例 規 番 号	平成22年教育委員会規則第7号		
【根拠条文】 (図書館カードの有効期間等) 第5条 図書館カードの有効期間は、最終利用日から5年とする。 2 図書館カードを紛失したとき及び図書館カード交付申込書の記載内容に変更があったときは、その旨を速やかに館長に届け出なければならない。 3 紛失等により図書館カードの再交付を受けるものは、再交付に要する実費相当額を支払わなければならない。 4 図書館カードが登録者以外のものによって使用されたことにより損害が生じた場合においては、その責めは、登録者(団体にあつてはその代表者)に帰するものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。 図書館資料の貸出要領第11条の規定による。 (図書館カード再交付に係る費用) 第11条 規則第5条第3項に係る図書館カードの再交付料は、1件につき100円とする。			
標準処理期間	1日		
備考	【共通担当部署】 総務部 人権・男女参画室(人権文化センター図書室) 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室 生涯学習担当		
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 367-3

担当部署: 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室 生涯学習担当

処分の概要	損害の賠償		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市立図書館条例施行規則 第11条		
例 規 番 号	平成22年教育委員会規則第7号		
【根拠条文】 (損害の賠償) 第11条 利用者(団体にあつてはその代表者)は、図書館資料を破損し、又は紛失した場合は、同一の現物をもって賠償しなければならない。ただし、館長が特に必要と認めるときは、館長が指示する相当の代物をもってこれに代えることができる。 2 利用者が建物又は設備器具等を汚損、破損又は紛失したときは、その損害を賠償しなければならない。 3 前2項の賠償について、避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであると委員会が認めるときは、免除することができる。 【基準】 根拠条文及び図書館資料の貸出要領第10条の規定による。 (賠償) 第10条 視聴覚資料のうちビデオテープ及びDVDについては、利用者から紛失または破損の届出があつたときは、原則として同一物を賠償させるものとする。その手続きは、利用者が図書館の指定する取次店へ代金を振り込み、その後振込領収書の写し(または原本)及び資料紛失(破損)届けを図書館に提出するものとする。 2 前項に規定する資料以外の資料については、原則として、同一物を賠償させるものとする。ただし、同一物がないときは、図書館が指定する同価格程度の資料を賠償させるものとする。その手続きは利用者が用意した賠償資料及び資料紛失(破損)届けを図書館に提出するものとする。 3 附属資料を紛失又は破損したときは、附属資料のみの賠償とする。 4 賠償手続中の利用者から資料の貸出しを受けたい旨申出があつたときは、端末画面上で手続中であることを確認の上、通常の貸出しを行う。 5 賠償の必要がある図書館資料のうち他館所蔵のものについては、本籍館から後日連絡があることを利用者に伝えるものとする。			
標準処理期間	30日		
備考	【共通担当部署】 総務部 人権・男女参画室(人権文化センター図書室) 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室 生涯学習担当		
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 49

担当部署: 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室 生涯学習担当

処分の概要	特別設備等の許可(指定管理者が管理する場合を含む。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市立図書館条例施行規則 第23条		
例 規 番 号	平成22年教育委員会規則第7号		
【根拠条文】 (特別設備の承認) 第23条 利用者は、特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、その内容を示す書面を委員会に提出しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 75

担当部署: 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室 生涯学習担当

処分の概要	利用の許可及び変更許可(指定管理者が管理する場合を含む。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市立青少年の家条例 第3条第1項		
例 規 番 号	昭和36年条例第16号		
【根拠条文】 (利用の許可) 第3条 青少年の家を利用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも同様とする。 2 委員会は、前項の規定により青少年の家の利用を許可する場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 【基準】 根拠条文、第4条及び和泉市暴力団排除条例第10条第1項の規定による。 (利用許可の制限) 第4条 青少年の家を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 (2) 施設、設備等を損傷するおそれがあるとき。 (3) その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)を利するおそれがあると認められるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。 (公の施設における暴力団の排除) 第10条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、本市の設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の利益になると認めるときは、当該利用を許可しない。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 78

担当部署: 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室 生涯学習担当

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市立青少年の家条例 第9条		
例 規 番 号	昭和36年条例第16号		
【根拠条文】 (使用料の減免) 第9条 市長は、公用に供し、又は公益を目的とするもので特別の理由があると認めたときは、その使用料を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文及び和泉市立青少年の家条例施行規則第5条の規定による。 (使用料の減免) 第5条 条例第9条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる理由は、次のとおりとする。 (1) 天災その他緊急事態の発生により避難場所等に利用するとき 全額 (2) 和歌山県伊都郡かつらぎ町に住所を有する者が使用するとき 市内に居住し、通勤し、若しくは通学している個人又は市内に事務所若しくは事業所を有する個人若しくは法人その他の団体(以下「市民等」という。)以外の者が利用する場合と市民等が利用する場合の使用料の差額 (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めるとき 委員会が必要と認めた額 2 前項に規定する減額又は免除を受けようとする者は、使用料減免申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。ただし、第2号に該当する者は、使用の際、住所を確認できるものを提示することによりこれに代えることができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 79

担当部署: 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室 生涯学習担当

処分の概要	使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市立青少年の家条例 第10条ただし書		
例 規 番 号	昭和36年条例第16号		
【根拠条文】 (使用料の還付) 第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 利用者の責に帰することができない事由により利用しなかったとき。 (2) 利用期日前3日までに利用の取消しを申し出て委員会が承認したとき。 (3) 第5条第1項第2号の規定により利用しなかったとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 403

担当部署: 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室 生涯学習担当

処分の概要	特別の設備等の承認(指定管理者が管理する場合を含む。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市立青少年の家条例 第11条		
例 規 番 号	昭和36年条例第16号		
【根拠条文】 (特別の設備等) 第11条 利用者が特別の設備をし、又は備付け以外の器具を利用するときは、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 29 年 10 月 3 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 81

担当部署: 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室 生涯学習担当

処分の概要	行為の許可及び変更許可(指定管理者が管理する場合を含む。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市立槇尾山森林浴コース設置及び管理に関する条例 第2条第1項		
例 規 番 号	平成6年条例第8号		
【根拠条文】 (行為の許可) 第2条 和泉市立槇尾山森林浴コース(以下「森林浴コース」という。)において次に掲げる行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 (1) ロケーション又は業として写真撮影をすること。 (2) 興行を行うこと。 (3) 競技会、集会その他これらに類する催しのために森林浴コースの全部又は一部を利用すること。 2 教育委員会は、前項の許可に森林浴コースの管理のための必要な範囲内で条件を付することができる。 3 教育委員会は、その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)を利するおそれがあると認められるときは許可しない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 83

担当部署: 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室 スポーツ振興担当

処分の概要	利用の許可及び変更許可(指定管理者が管理する場合を含む。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市立体育館条例 第8条第1項		
例 規 番 号	昭和51年条例第7号		
【根拠条文】 (利用の許可) 第8条 体育館を利用しようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも同様とする。 2 委員会は、前項の規定により体育館の利用を許可する場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 【基準】 根拠条文、第9条及び和泉市暴力団排除条例第10条第1項の規定による。 (利用許可の制限) 第9条 委員会は、体育館を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 (2) 施設、設備等を損傷するおそれがあると認めるとき。 (3) 体育館設置の目的を阻害するおそれがあると認めるとき。 (4) 市又は市の機関が主催する行事のあるとき。 (5) その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)を利するおそれがあると認められるとき。 (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。 (公の施設における暴力団の排除) 第10条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、本市の設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の利益になると認めるときは、当該利用を許可しない。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 86

担当部署: 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室 スポーツ振興担当

処分の概要	利用料金の還付承認(教育委員会が管理する場合に限る。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市立体育館条例 第13条ただし書		
例 規 番 号	昭和51年条例第7号		
【根拠条文】 (利用料金の還付) 第13条 既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。 【基準】 根拠条文及び和泉市立体育館条例施行規則第10条の規定による。 (利用料金の還付) 第10条 条例第13条ただし書の規定により利用料金の全部又は一部を還付することができる理由は、専用利用に限り、次の各号に掲げるとおりとし、その額はそれぞれ当該各号に定める額(第4号については、同号に掲げる額を下限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額)とする。 (1) 天災その他緊急事態の発生により利用できなくなったとき 全額 (2) 施設の管理上の支障のため利用許可を取り消したとき 全額 (3) 前2号以外の理由で利用者が、利用日の22日前までに利用許可の取消しを申し出て、これを認めたとき 全額 (4) 第1号及び第2号以外の理由で利用者が、利用日前21日から利用日前7日までの間に利用許可の取消しを申し出て、これを認めたとき 半額 (5) 前各号に掲げるもののほか、利用者の責めに帰することができない理由により利用しなかったとき 全額 2 利用日前7日までに取消しの申出をしないとき及び条例第10条の規定により利用の許可を取り消されたときは、全額還付しないものとする。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 87

担当部署: 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室 スポーツ振興担当

処分の概要	利用料金の減免(教育委員会が管理する場合に限る。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市立体育館条例 第14条		
例 規 番 号	昭和51年条例第7号		
【根拠条文】 (利用料金の減免) 第14条 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文及び和泉市立体育館条例施行規則第12条の規定による。 (利用料金の減免) 第12条 条例第14条の規定により利用料金を減額し、又は免除することができる理由は次の各号に掲げるとおりとし、その額は、それぞれ当該各号に定める額(第3号については、同号に掲げる額を下限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額)とする。 (1) 天災その他緊急事態の発生により避難場所等に利用するとき 全額 (2) 市内在住、在勤又は在学の障がい者が利用するとき及び市内在住、在勤又は在学の障がい者が半数以上を占める団体に利用するとき 全額 (3) 市内在住、在勤又は在学の障がい者が半数未満を占める団体に利用するとき 半額 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき 市長が必要と認めた額 2 第1項第2号又は第3号に該当する者は、障がい者手帳及び市内在住、在勤又は在学を証明できるものを利用の際、提示しなければならない。 3 減免後の利用料金に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 422

担当部署: 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室 スポーツ振興担当

処分の概要	特別の設備等の承認(指定管理者が管理する場合を含む。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市立体育館条例 第16条		
例 規 番 号	昭和51年条例第7号		
【根拠条文】 (特別の設備等) 第16条 利用者が特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用するときは、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 30 年 10 月 3 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 89

担当部署: 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室 スポーツ振興担当

処分の概要	利用の許可及び変更許可(指定管理者が管理する場合を含む。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市立運動施設条例 第3条第1項		
例 規 番 号	昭和59年条例第8号		
【根拠条文】 (利用の許可) 第3条 運動施設を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会(以下「委員会」という。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも同様とする。 2 委員会は、前項の規定により運動施設の利用を許可する場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 【基準】 根拠条文、第4条及び和泉市暴力団排除条例第10条第1項の規定による。 (利用許可の制限) 第4条 委員会は、運動施設を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 (2) 施設、設備等を損傷するおそれがあると認めるとき。 (3) その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)を利するおそれがあると認められるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。 (公の施設における暴力団の排除) 第10条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、本市の設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の利益になると認めるときは、当該利用を許可しない。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 93

担当部署: 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室 スポーツ振興担当

処分の概要	利用料金の減免(教育委員会が管理する場合に限る。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市立運動施設条例 第12条		
例 規 番 号	昭和59年条例第8号		
【根拠条文】 (利用料金の減免) 第12条 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文及び和泉市立運動施設条例施行規則第10条の規定による。 (利用料金の減免) 第10条 条例第12条の規定により利用料金を減額し、又は免除することができる理由は次の各号に掲げるとおりとし、その額は、それぞれ当該各号に定める額(第3号については、同号に掲げる額を下限として、指定管理者が委員会の承認を得て定める額)とする。 (1) 天災その他緊急事態の発生により避難場所等に利用するとき 全額 (2) 市内在住、在勤又は在学の障がい者が利用するとき及び市内在住、在勤又は在学の障がい者が半数以上を占める団体に利用するとき 全額 (3) 市内在住、在勤又は在学の障がい者が半数未満を占める団体に利用するとき 半額 (4) 和歌山県伊都郡かつらぎ町に住所を有する者が和泉市総合スポーツセンターを利用するとき 市内に居住し、通勤し、若しくは通学している個人又は市内に事務所若しくは事業所を有する個人若しくは法人その他の団体(以下「市民等」という。)以外の者が利用する場合と市民等が利用する場合の利用料金の差額 (5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めるとき 委員会が必要と認めた額 2 前項第2号又は第3号に該当する者は、利用の際、障がい者手帳及び市内在住、在勤又は在学を証明できるものを提示しなければならない。 3 減免後の利用料金に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 94

担当部署: 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室 スポーツ振興担当

処分の概要	利用料金の還付承認(教育委員会が管理する場合に限る。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市立運動施設条例 第13条ただし書		
例 規 番 号	昭和59年条例第8号		
【根拠条文】 (利用料金の還付) 第13条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。 【基準】 根拠条文及び和泉市立運動施設条例施行規則第8条の規定による。 (利用料金の還付) 第8条 条例第13条ただし書の規定により利用料金の全部又は一部を還付することができる理由は、専用利用に限り、次の各号に掲げるとおりとし、その額はそれぞれ当該各号に定める額(第4号については、同号に掲げる額を下限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額)とする。 (1) 天災その他緊急事態の発生により利用できなくなったとき 全額 (2) 施設の管理上の支障のため利用許可を取り消したとき 全額 (3) 前2号以外の理由で利用者が、利用日の7日前までに利用許可の取消しを申し出て、これを認めたとき 全額 (4) 第1号及び第2号以外の理由で利用者が、利用日前6日から利用日前日までの間に利用許可の取消しを申し出て、これを認めたとき 半額 (5) 前各号に掲げるもののほか、利用者の責めに帰することができない理由により利用しなかったとき 全額 2 利用日の前日までに取消しの申出をしないとき、及び利用の許可を取り消されたときは、全額還付しないものとする。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 95

担当部署: 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室 スポーツ振興担当

処分の概要	特別の設備等の承認(指定管理者が管理する場合を含む。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市立運動施設条例 第14条		
例 規 番 号	昭和59年条例第8号		
【根拠条文】 (特別の設備等) 第14条 利用者が特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用するときは、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 96

担当部署: 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室 スポーツ振興担当

処分の概要	利用の許可及び変更許可(指定管理者が管理する場合を含む。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市温水プール条例 第4条第1項		
例 規 番 号	平成8年条例第19号		
【根拠条文】 (利用の許可) 第4条 温水プールを利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会(以下「委員会」という。)の許可を受けなければならない。温水プールの利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、許可された事項を変更しようとするときも同様とする。 2 委員会は、前項の規定により温水プールの利用を許可する場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 【基準】 根拠条文、第5条及び和泉市暴力団排除条例第10条第1項の規定による。 (利用許可の制限) 第5条 委員会は、温水プールを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 (2) 施設、設備等を損傷するおそれがあると認めるとき。 (3) その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)を利するおそれがあると認められるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。 (公の施設における暴力団の排除) 第10条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、本市の設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の利益になると認めるときは、当該利用を許可しない。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 99

担当部署: 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室 スポーツ振興担当

処分の概要	利用料金の減免(教育委員会が管理する場合に限る。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市温水プール条例 第13条		
例 規 番 号	平成8年条例第19号		
【根拠条文】 (利用料金の減免) 第13条 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文及び和泉市温水プール条例施行規則第5条の規定による。 (利用料金の減免) 第5条 条例第13条の規定により利用料金を減額し、又は免除することができる理由は次の各号に掲げるとおりとし、その額は、それぞれ当該各号に定める額(第3号から第6号については、同号に掲げる額を下限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額)とする。 (1) 本市、泉大津市又は高石市に住所を有する障がい者及びその介添者(1名) 全額 (2) 未就学児 全額 (3) 本市、泉大津市又は高石市に住所を有する高齢者(満65歳以上の者) 半額 (4) 3分の2以上の者が本市、泉大津市又は高石市に住所を有する者で構成されている団体(50人以上) 2割 (5) 本市、泉大津市又は高石市に住所を有する定期利用者 別表第1に定める額 (6) 別表第2に定める場合 同表に定める額 (7) 天災その他緊急事態の発生により避難場所等に利用するとき 全額 (8) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき 市長が必要と認めた額 2 前項第1号に該当する者は、障がい者手帳を、同項第3号に該当する者にあつては、満65歳以上であることを証明するもの及び住所を確認できるものを利用の際、提示しなければならない。 3 第1項第5号に該当する者は、申請の際、住所を確認できるものを提示しなければならない。 4 減額する利用料金に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 100

担当部署: 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室 スポーツ振興担当

処分の概要	利用料金の還付承認(教育委員会が管理する場合に限る。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市温水プール条例 第14条ただし書		
例 規 番 号	平成8年条例第19号		
【根拠条文】 (利用料金の還付) 第14条 既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。 【基準】 根拠条文及び和泉市温水プール条例施行規則第6条の規定による。 (利用料金の還付) 第6条 条例第14条ただし書の規定により利用料金の全部又は一部を還付することができる事由及びその額は、次のとおりとし、その額はそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 天災その他緊急事態の発生により利用できなくなったとき 全額 (2) 施設の管理上の支障のため利用許可を取り消したとき 全額			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 101

担当部署: 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室 スポーツ振興担当

処分の概要	特別の設備等の承認(指定管理者が管理する場合を含む。)		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市温水プール条例 第15条		
例 規 番 号	平成8年条例第19号		
【根拠条文】 (特別の設備等) 第15条 利用者が特別の設備をし、又は備付け以外の器具を利用するときは、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 73

担当部署: 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室 青少年センター

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市立青少年センター条例 第4条本文		
例 規 番 号	昭和54年条例第2号		
【根拠条文】 (使用許可) 第4条 センターの施設を使用しようとするときは、委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可せず、又は使用の許可を取り消し、若しくは使用を停止することがある。 (1) 管理上支障があるとき。 (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が不適當と認めるとき。 【基準】 根拠条文、和泉市立青少年センター運営規則第4条及び和泉市暴力団排除条例第10条第1項の規定による。 (使用資格) 第4条 センターを使用することができる者は、原則として青少年及び青少年の健全育成に関わる者とする。 (公の施設における暴力団の排除) 第10条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、本市の設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の利益になると認めるときは、当該利用を許可しない。 和泉市立青少年センター運営規則第4条から第6条の基準による			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 3 年 4 月 7 日

ID: 64

担当部署: 教育委員会生涯学習部 文化遺産活用課

処分の概要	資料等の利用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市いずみの国歴史館条例 第5条		
例 規 番 号	平成10年条例第27号		
【根拠条文】 (資料等の利用) 第5条 研究その他の教育目的のために、歴史館が管理する郷土の歴史資料及び文化財(以下「資料等」という。)を利用しようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 65

担当部署: 教育委員会生涯学習部 文化遺産活用課

処分の概要	入館の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市いずみの国歴史館条例 第6条第1項		
例 規 番 号	平成10年条例第27号		
【根拠条文】 (入館の許可) 第6条 歴史館に入館しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。 2 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を許可せず、又は退館を命ずることができる。 (1) 歴史館の施設、附属設備及び資料等を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがある者 (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれのある物品又は動物類を携帯する者 (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱す者 (4) めいていしている者 (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められる者 (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従わない者 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 68

担当部署: 教育委員会生涯学習部 文化遺産活用課

処分の概要	入館料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市いずみの国歴史館条例 第7条第4項		
例 規 番 号	平成10年条例第27号		
【根拠条文】 (入館料) 第7条 歴史館の入館料は、無料とする。 2 前項の規定にかかわらず、特別展又は企画展(常設展以外の展示をいう。)を催したときは、入館料を徴収することができる。 3 前項の入館料は、1,000円を超えない範囲において、市長が別に定める。 4 市長は、別に定める特別の理由があるときは、入館料を減額し、又は免除することができる。 5 既納の入館料は、返還しない。ただし、別に定める特別の理由があるときは、その全部又は一部を返還することができる。 【基準】 根拠条文及び和泉市いずみの国歴史館運営規則第9条の規定による。 (入館料の減免) 第9条 条例第7条第4項の規定により特別展等の入館料を減免できる場合及びその額は、別表2のとおりとする。 2 前項の規定により入館料の減免を受けようとする者は、和泉市いずみの国歴史館入館料減免申請書(様式第1号)を委員会へ提出しなければならない。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 69

担当部署: 教育委員会生涯学習部 文化遺産活用課

処分の概要	入館料の返還承認		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市いずみの国歴史館条例 第7条第5項ただし書		
例 規 番 号	平成10年条例第27号		
【根拠条文】 (入館料) 第7条 歴史館の入館料は、無料とする。 2 前項の規定にかかわらず、特別展又は企画展(常設展以外の展示をいう。)を催したときは、入館料を徴収することができる。 3 前項の入館料は、1,000円を超えない範囲において、市長が別に定める。 4 市長は、別に定める特別の理由があるときは、入館料を減額し、又は免除することができる。 5 既納の入館料は、返還しない。ただし、別に定める特別の理由があるときは、その全部又は一部を返還することができる。 【基準】 根拠条文及び和泉市いずみの国歴史館運営規則第10条の規定による。 (入館料の返還) 第10条 条例第7条第5項の規定により特別展等の入館料を返還するときは、次のとおりとする。 (1) 不可抗力により展示室を使用することができないとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、委員会が管理上必要があると認めたとき。 2 前項の規定により入館料の返還を受けようとする者は、その理由を記載した和泉市いずみの国歴史館入館料返還申請書(様式第2号)を委員会へ提出しなければならない。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 71

担当部署: 教育委員会生涯学習部 文化遺産活用課

処分の概要	行為の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市史跡公園条例 第5条第1項		
例 規 番 号	平成12年条例第26号		
【根拠条文】 (行為の制限) 第5条 史跡公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。 (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。 (2) 業として写真、映画等の撮影をすること。 (3) はり紙若しくははり札をし、又は広告を掲示すること。 (4) 興行を行うこと。 (5) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのために史跡公園の全部又は一部を独占して利用すること。 2 委員会は、前項各号に掲げる行為が史跡公園の利用に支障を及ぼさず、かつ、暴力団を利するおそれがないと認められる場合に限り、許可を与えることができる。 3 委員会は、第1項の許可に史跡公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 104

担当部署: 教育委員会生涯学習部 文化遺産活用課

処分の概要	市指定有形文化財の現状変更等の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市文化財保護条例 第16条第1項		
例 規 番 号	平成8年条例第14号		
【根拠条文】 (現状変更の制限) 第16条 市指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置をとる場合又は保存に影響を及ぼす行為については影響が軽微である場合は、この限りでない。 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、委員会規則で定める。 3 委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。 4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、委員会は、当該許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は当該許可を取り消すことができる。 5 第1項の許可を受けることができなかったことにより、又は第3項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 106

担当部署: 教育委員会生涯学習部 文化遺産活用課

処分の概要	市指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市文化財保護条例 第37条第1項		
例 規 番 号	平成8年条例第14号		
【根拠条文】 (現状変更等の制限) 第37条 市指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置をとる場合又は保存に影響を及ぼす行為については影響が軽微である場合は、この限りでない。 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、委員会規則で定める。 3 第1項の規定による許可を与える場合には、第16条第3項及び同条第4項の規定を準用する。 4 第1項の許可を受けることができなかったことにより、又は前項により準用する第16条第3項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 50

担当部署: 教育委員会生涯学習部 美術館

処分の概要	美術品等の利用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市美術館条例 第3条		
例 規 番 号	昭和57年条例第25号		
【根拠条文】 (美術品等の利用) 第3条 研究その他の教育目的のため美術館の管理する美術品等資料を利用しようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	7日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 51

担当部署: 教育委員会生涯学習部 美術館

処分の概要	施設等の使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市美術館条例 第4条		
例 規 番 号	昭和57年条例第25号		
【根拠条文】 (施設等の使用) 第4条 美術館の施設及び設備(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。 【基準】 根拠条文、第9条及び和泉市暴力団排除条例第10条第1項の規定による。 (利用許可の制限) 第9条 委員会は、次の各号の一に該当すると認めるときは、美術館の施設の利用を許可しない。 (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあるとき。 (3) 建物、設備、展示品等を損傷するおそれがあるとき。 (4) 暴力団を利するおそれがあると認められるとき。 (5) その他管理運営上支障があるとき。 (公の施設における暴力団の排除) 第10条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、本市の設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の利益になると認めるときは、当該利用を許可しない。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 53

担当部署: 教育委員会生涯学習部 美術館

処分の概要	入館料等の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市美術館条例 第6条		
例 規 番 号	昭和57年条例第25号		
【根拠条文】 (入館料等の減免) 第6条 市長は、公益上その他特別の理由があるときは、入館料、利用料及び使用料(以下「入館料等」という。)を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文及び和泉市美術館運営規則第10条の規定による。 (入館料等の減免) 第10条 条例第6条の規定により入館料等を減額し、又は免除することができる要件及びその額は、別表のとおりとする。 2 前項の規定により入館料等の減額又は免除を受けようとする者は、入館料等減免申請書(様式第1号)を委員会へ提出しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認める場合は、この限りではない。 【個票に記載されているもの以外に基準や根拠法】 和泉市美術品等資料の利用料の減免に関する基準による。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 54

担当部署: 教育委員会生涯学習部 美術館

処分の概要	入館料等の返還承認		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市美術館条例 第7条ただし書		
例 規 番 号	昭和57年条例第25号		
【根拠条文】 (入館料等の返還) 第7条 既納の入館料等は返還しない。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を返還することができる。 【基準】 根拠条文及び和泉市美術館運営規則第11条の規定による。 (入館料等の返還) 第11条 条例第7条の規定により入館料等の全部を返還することができる事由は、次のとおりとする。 (1) 不可抗力により指定の場所を使用することができないとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、委員会が管理上必要があると認めるとき。 2 前項の規定により入館料等の返還を受けようとする者は、その理由を記載した入館料返還申請書(様式第2号)を委員会へ提出しなければならない。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 56

担当部署: 教育委員会生涯学習部 美術館

処分の概要	特別観覧の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市美術館運営規則 第7条		
例 規 番 号	昭和57年教育委員会規則第4号		
【根拠条文】 (特別観覧) 第7条 美術品、美術工芸品(以下「美術品」という。)について特別研究をしようとする者は、館長の承認を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 57

担当部署: 教育委員会生涯学習部 美術館

処分の概要	寄贈又は寄託の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市美術館運営規則 第8条		
例 規 番 号	昭和57年教育委員会規則第4号		
【根拠条文】 (寄贈又は寄託) 第8条 美術館に美術品等の寄贈又は寄託しようとする者は、委員会に申し出て、その承認を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	10日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 58

担当部署: 教育委員会生涯学習部 美術館

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市市民創作教室条例 第4条		
例 規 番 号	平成11年条例第7号		
【根拠条文】 (使用の許可) 第4条 創作教室を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会(以下「委員会」という。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも同様とする。 【基準】 根拠条文、第5条及び和泉市暴力団排除条例第10条第1項の規定による。 (使用許可の制限) 第5条 創作教室を使用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 (2) 施設、設備等を損傷するおそれがあると認めるとき。 (3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。 (公の施設における暴力団の排除) 第10条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、本市の設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の利益になると認めるときは、当該利用を許可しない。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 61

担当部署: 教育委員会生涯学習部 美術館

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市市民創作教室条例 第9条		
例 規 番 号	平成11年条例第7号		
【根拠条文】 (使用料の減免) 第9条 市長は、公用に供し、又は公益を目的とするもので特別の理由があると認めたときは、その使用料を減免することができる。 【基準】 根拠条文及び和泉市市民創作教室条例施行規則第7条の規定による。 (使用料の減免) 第7条 条例第9条の規定により行う使用料の減免について、和泉市内の学校、幼稚園等が公用又は公益の事業を行うために使用するときは、全額免除とする。 2 前項に規定する使用料の減免を受けようとする者は、和泉市久保惣市民創作教室使用料減免申請書(様式第3号)を委員会に提出しなければならない。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 62

担当部署: 教育委員会生涯学習部 美術館

処分の概要	使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市市民創作教室条例 第10条		
例 規 番 号	平成11年条例第7号		
【根拠条文】 (使用料の還付) 第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。 【基準】 根拠条文及び和泉市市民創作教室条例施行規則第8条の規定による。 (使用料の還付) 第8条 条例第10条ただし書に規定する使用料を還付する場合は、創作教室の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)の責めに帰することができない事由により使用しなかったときとする。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 63

担当部署: 教育委員会生涯学習部 美術館

処分の概要	特別の設備等の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市市民創作教室条例 第11条		
例 規 番 号	平成11年条例第7号		
【根拠条文】 (特別の設備等の承認) 第11条 使用者は、特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 314

担当部署: 上下水道部 経営総務課

処分の概要	行為の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市上下水道部庁舎管理規程 第4条第1項		
例 規 番 号	平成26年上下水道規程第4号		
【根拠条文】 (許可を必要とする行為) 第4条 庁舎において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ管理者に許可を受けなければならない。 (1) 物品の販売、宣伝、保険の勧誘、寄附の募集その他これらに類する物品を掲示し、又は配布すること。 (2) 印刷物、ポスター、旗、のぼり、プラカード、宣伝ビラ、広告物その他これらに類する物品を掲示し、又は配布すること。 (3) テントその他の施設を設置し、又は物件を置くこと。 (4) 市の機関以外の者が主催する集会のため庁舎を使用すること。 (5) 面会、見学等を集団で行うこと。 (6) 危険物を庁舎に搬入すること。 (7) 前各号に掲げるもののほか、庁舎の管理上支障を及ぼすおそれがあると認められる行為をすること。 2 管理者は、前項各号の行為が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるときは、当該行為を許可しない。 3 管理者は、第1項の許可をする場合において必要な条件を付し、又は指示をすることができる。 4 第1項の許可を受けようとする者は、あらかじめ和泉市上下水道部庁舎使用許可申請書(様式第1号)を管理者に提出し、管理者は、許可を決定したときは当該申請人に対し、その旨を和泉市上下水道部庁舎使用許可証(様式第2号)により通知するものとする。ただし、管理者が軽易なものと認めたときは、口頭による申請をもって和泉市上下水道部庁舎使用許可申請書に代えることができる。 5 管理者は、第1項の許可を受けた者が第2項の規定に該当することが判明し、又はその許可の内容若しくは第3項の条件若しくは指示に違反したときは、許可を取り消し、その行為を中止させ、又は当該物件の撤去を命ずることができる。この場合において、物件の撤去を命ぜられた者が物件を撤去しないときは、管理者は当該物件を撤去することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	10日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	平成 27 年 10 月 13 日

ID: 364

担当部署: 上下水道部 経営総務課

処分の概要	使用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市上下水道部行政財産使用許可規程 第4条第1項
例 規 番 号	平成24年上下水道規程第2号
【根拠条文】 (許可の手続) 第4条 行政財産の使用を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ、行政財産の所在地、種別、数量又は面積、使用期間、使用目的及び使用形態を記載した行政財産目的外使用許可申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、管理者の許可を受けなければならない。 (1) 工作物を設置しようとするときは、その設計図、位置図及び工事仕様書 (2) 当該行政財産の使用が隣地の土地、建物等を所有する者又は使用する者に利害関係があると認められるときは、その同意書 (3) その他管理者が必要と認める書類 2 管理者は、行政財産の使用を許可するに当たっては、使用の目的、範囲、期間その他必要な条件を付することができる。 3 管理者は、使用を許可したときは、次に掲げる事項を記載した行政財産目的外使用許可書を申請者に交付するものとする。 (1) 使用を許可する行政財産の表示 (2) 許可の相手方 (3) 使用の理由又は当該使用が行政財産の用途若しくは目的を妨げないと認める理由 (4) 行政財産の使用を許可する期間(以下「使用期間」という。)及び許可条件 (5) 使用料の額 【基準】 根拠条文及び第3条の規定による。 (使用の許可基準) 第3条 水道事業、公共下水道事業及び公共浄化槽事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、行政財産の用途又は目的を妨げない範囲において、その使用を許可することができる。 (1) 国、地方公共団体又は公共的団体等に公用、公共用その他公益上の目的のために使用させるとき。 (2) 電気事業、ガス事業その他公益事業の用に供する目的で使用させるとき。 (3) 当該行政財産を利用する者のための厚生施設を設けるとき。 (4) 災害その他緊急事態の発生により、応急施設として短期間使用させるとき。 (5) 前各号に掲げる場合のほか、管理者が特に必要があると認めるとき。 2 管理者は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものに対して使用許可をしない。 (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。) (2) 和泉市暴力団排除条例(平成24年和泉市条例第1号)第2条第4号及び和泉市暴力団排除条例施行規則(平成24年和泉市規則第41号)第3条に規定する暴力団密接関係者	
標準処理期間	15日
備考	

設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 4 年 4 月 1 日

ID: 318

担当部署: 上下水道部 経営総務課

処分の概要	使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市上下水道部行政財産使用許可規程 第10条ただし書		
例 規 番 号	平成24年上下水道規程第2号		
【根拠条文】 (使用料の還付) 第10条 既に納付した使用料は還付しない。ただし、管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 天災その他使用者の責めに帰することができない事由により、行政財産の全部又は一部を使用することができないとき。 (2) 管理者の指示によって、行政財産の全部又は一部を使用することができないとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	10日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 319

担当部署: 上下水道部 経営総務課

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市上下水道部行政財産使用許可規程 第11条		
例 規 番 号	平成24年上下水道規程第2号		
【根拠条文】 (使用料の減免) 第11条 使用料は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを減額し、又は免除することができる。 (1) 国、地方公共団体又は公共的団体等に公用、公共用その他公益上の目的のために使用させるとき。 (2) 災害その他緊急事態の発生により、応急施設として短期間使用させるとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、公益上の必要に基づき使用させるとき。 2 前項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、行政財産目的外使用料減額・免除申請書(様式第2号)により管理者に申請しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	10日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	平成 28 年 11 月 24 日

ID: 365

担当部署: 上下水道部 経営総務課

処分の概要	許可内容の変更等の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市上下水道部行政財産使用許可規程 第12条		
例 規 番 号	平成24年上下水道規程第2号		
【根拠条文】 (許可内容の変更等) 第12条 使用者は、次に掲げる許可内容の変更をしようとするときは、変更時期前30日までに行政財産目的外使用許可変更申請書を管理者に提出し、変更の許可を受けなければならない。この場合において、管理者は、申請が適当であると認めるときは行政財産目的外使用許可変更許可書を交付するものとする。 (1) 住所又は氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地又は名称) (2) 使用期間 (3) 使用位置 (4) 使用目的物 (5) 使用面積 (6) 使用条件 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	10日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 333

担当部署: 上下水道部 お客さまサービス課

処分の概要	排水設備等の計画の確認及び変更確認		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市下水道条例 第5条(第32条において準用する場合を含む。)		
例 規 番 号	昭和53年条例第2号		
【根拠条文】 (排水設備等の計画の確認) 第5条 排水設備又は前条の排水施設(これらに接続する除害施設を含む。以下これらを「排水設備等」という。)の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規程で定めるところにより申請書に必要な書類を添付して提出し、管理者の確認を受けなければならない。 2 前項の申請書は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による管理者の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を管理者に届け出ることをもって足りる。 【基準】 根拠条文に同じ。 和泉市下水道条例施行規程第2条から第5条までの規定による。			
標準処理期間	未設定		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 334

担当部署: 上下水道部 お客さまサービス課

処分の概要	排水設備等の工事の検査及び検査済証の交付		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市下水道条例 第7条第1項及び第2項(第32条において準用する場合を含む。)		
例 規 番 号	昭和53年条例第2号		
【根拠条文】 (排水設備等の工事の検査) 第7条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から5日以内にその旨を管理者に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、管理者の検査を受けなければならない。 2 管理者は、前項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。 3 前項の検査済証の様式は、規程で定める。 【基準】 根拠条文に同じ。 和泉市下水道条例施行規程第6条の規定による。			
標準処理期間	排水設備等の工事の検査合格後1週間以内		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 335

担当部署: 上下水道部 お客さまサービス課

処分の概要	従来の排水設備等の認定		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市下水道条例 第9条(第32条において準用する場合を含む。)		
例 規 番 号	昭和53年条例第2号		
【根拠条文】 (従来の排水設備等の認定) 第9条 従来の排水設備等を使用する者は、管理者に対して規程で定める排水設備等認定願を提出し、検査を受けなければならない。 2 管理者は、前項の検査をした場合において、その排水設備等が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めたときは、検査済証を交付する。 【基準】 根拠条文に同じ。 和泉市下水道条例施行規程第8条の規定による。			
標準処理期間	排水設備等の工事の検査合格後1週間以内		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 338

担当部署: 上下水道部 お客さまサービス課

処分の概要	使用料等の減免等		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市下水道条例 第23条(第32条において準用する場合を含む。)		
例 規 番 号	昭和53年条例第2号		
【根拠条文】 (使用料等の免除、軽減又は徴収猶予等) 第23条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるものに対しては、使用料又は手数料を免除し、軽減し、又は徴収を猶予することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。 和泉市下水道条例施行規程第20条の規程による。 水道使用料金及び下水道使用料の漏水減免取扱要綱による。 公共下水道使用料に関する事務取扱要領による。 和泉市福祉世帯に対する水道料金及び下水道使用料の助成に関する要綱による。 和泉市福祉世帯に対する水道料金及び下水道使用料の助成に関する事務取扱要領による。			
標準処理期間	請求を受理した日から起算して45日以内		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 343

担当部署: 上下水道部 お客さまサービス課

処分の概要	指定証書の交付及び再交付
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市指定排水設備工事業者規程 第6条第1項及び第2項
例 規 番 号	平成23年上下水道規程第11号
【根拠条文】 (指定証書) 第6条 管理者は、条例第6条の規定により指定した工事業者に対し、指定証書(様式第3号)を交付する。 2 指定業者は、指定証書を損傷又は紛失したときは、直ちに指定証書再交付申請書(様式第4号)を管理者に提出して再交付を受けなければならない。 3 指定業者は、第11条の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく管理者に指定証書を返納しなければならない。また、同条第2項の規定により指定の効力を停止されたときは、その期間は指定証書を返納しなければならない。 【基準】 根拠条文、第3条及び第4条の規定による。 (指定業者の指定) 第3条 条例第6条に規定する排水設備工事を施工することができる者は、次に掲げる要件に適合している工事業者とし、管理者はこれを指定業者として指定するものとする。 (1) 責任技術者が1名以上専属していること。 (2) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。 (3) 大阪府内に営業所があること。 (指定の欠格条項) 第4条 次の各号のいずれかに該当する工事業者は、指定を受けることができない。 (1) 工事業者(法人にあっては代表者)が精神の機能の障害により排水設備工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合 (2) 工事業者(法人にあっては代表者)が破産手続開始の決定を受けて復権していない場合 (3) 工事業者(法人にあっては代表者)が府協会により責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していない場合 (4) 指定業者が、第11条第2項の規定により指定を取り消されてから2年を経過していない場合 (5) 工事業者が下水道に関する法令並びに条例、和泉市下水道条例施行規程(平成23年和泉市上下水道規程第9号)及びこの規程(以下「下水道関係法令等」という。)に違反する行為があった時から2年を経過していない場合 (6) 工事業者がその業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合 (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) (8) 和泉市暴力団排除条例(平成24年和泉市条例第1号)第2条第4号及び和泉市暴力団排除条例施行規則(平成24年和泉市規則第41号)第3条に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団密接関係者」という。) (9) 法人であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者がいる場合 2 前項第4号の規定に該当する場合において、当該指定業者が法人であるときは、その代表者は、同号に掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定を受けることはできない。	

標準処理期間	請求を受理した日から起算して15日以内		
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日

ID: 344

担当部署: 上下水道部 お客さまサービス課

処分の概要	指定の更新		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市指定排水設備工事業者規程 第9条第1項		
例 規 番 号	平成23年上下水道規程第11号		
【根拠条文】 (指定の更新) 第9条 指定業者が、指定の有効期間満了に際し、引き続き指定を受けようとするときは、管理者が定める期日までに指定業者申請書(新規・更新)(様式第1号)を管理者に提出しなければならない。 2 前項の申請書に添付又は提出する書類等については、第5条第2項及び第3項の規定を準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	請求を受理した日から起算して15日以内		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 349

担当部署: 上下水道部 お客さまサービス課

処分の概要	負担金の徴収猶予		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市南部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 第7条		
例 規 番 号	平成元年条例第8号		
【根拠条文】 (負担金の徴収猶予) 第7条 管理者は、次の各号の一に該当する場合においては、負担金の徴収を猶予することができる。 (1) 受益者が当該負担金を納付することが困難であり、かつ、その現に所有し、又は地上権等を有する土地等の状況により、徴収を猶予することが徴収上有利であると認められるとき。 (2) 受益者について災害、盗難、その他の事故が生じたことにより、受益者が当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。 (3) 前各号に掲げるもののほか、その状況により特に負担金の徴収を猶予する必要があると認められるとき。 【基準】 根拠条文及び和泉市南部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第9条の規定による。 (負担金の徴収猶予) 第9条 管理者は、受益者が次の各号の一に該当する場合においてその該当する事実に基づき、別表第1の範囲内においてその徴収を猶予することができる。 (1) 受益者がその財産につき震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったとき。 (2) 受益者又は受益者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。 (3) 受益者がその事業を廃止し、又は休止したとき。 (4) 受益者がその事業につき著しい損失を受けたとき。 (5) その他管理者が特に必要と認めたとき。 2 前項の規定に基づき負担金の徴収猶予を受けようとする者は、下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書(様式第4号)により、管理者に申請しなければならない。 3 管理者は、前項の申請があったときは、その適否を決定し、下水道事業受益者負担金徴収猶予承認、不承認決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。 和泉市南部大阪都市計画下水道事業受益者負担金取扱要綱 生産緑地に指定された農地の受益者負担金等に関する事務取り扱い要綱 下水道事業受益者負担金の賦課に関する事務要領			
標準処理期間	請求を受理した日から起算して15日以内		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 350

担当部署: 上下水道部 お客さまサービス課

処分の概要	負担金の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市南部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 第8条		
例 規 番 号	平成元年条例第8号		
【根拠条文】 (負担金の減免) 第8条 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地については、負担金を徴収しないものとする。 2 管理者は、次の各号の一に該当する受益者の負担金を減免することができる。 (1) 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者 (2) 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者 (3) 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者 (4) 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者 (5) 事業のため土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者 (6) 前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者 【基準】 根拠条文及び和泉市南部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第11条の規定による。 (負担金の減免) 第11条 条例第8条第2項に規定する減免基準は、別表第2に定めるところによる。 2 条例第8条第2項の規定により負担金の減免を受けようとする者は、下水道事業受益者負担金減免申請書(様式第7号)を管理者に提出しなければならない。 3 管理者は、前項の申請があったときは、その適否を決定し、下水道事業受益者負担金減免承認、不承認決定通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。 4 納期の途中で前項の規定による減免承認を行った場合は、徴収する負担金の額及びその納付期日等の通知は、下水道事業受益者負担金変更決定通知書(様式第9号)により行う。			
標準処理期間	請求を受理した日から起算して15日以内		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 353

担当部署: 上下水道部 お客さまサービス課

処分の概要	延滞金の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市南部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 第12条		
例 規 番 号	平成元年条例第8号		
【根拠条文】 (延滞金の減免) 第12条 管理者は、負担金の納付義務者が滞納したことについて、やむを得ない事由があると認める場合においては、延滞金を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文及び和泉市南部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第13条の2の規定による。 (延滞金の減免) 第13条の2 条例第12条に規定するやむを得ない事由があると認める場合は、次のとおりとする。 (1) 災害を受けた場合で、納付することができない事情があると認めるとき。 (2) 貧困により公私の扶助を受けているとき。 (3) 納付の通知の送達の実をまったく知ることのできない正当な事由がある場合で、納付の通知の送達先において、納付に関する事項を処理すべき者がいないとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、特にやむを得ない事由があると認めるとき。 和泉市債権管理条例施行規則第4条の規定による。			
標準処理期間	請求を受理した日から起算して15日以内		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 320

担当部署: 上下水道部 水道施設室 水運用管理担当

処分の概要	給水装置の新設等の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市水道事業給水条例 第5条		
例 規 番 号	平成9年条例第30号		
【根拠条文】 (給水装置の新設等の申込み) 第5条 給水装置を新設し、改造し、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)し、又は撤去しようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 6 年 4 月 10 日

ID: 321

担当部署: 上下水道部 水道施設室 水運用管理担当

処分の概要	設計審査及び工事検査		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市水道事業給水条例 第6条第2項(第38条の2第2項において準用する場合を含む。)		
例 規 番 号	平成9年条例第30号		
【根拠条文】 (工事の施行) 第6条 前条に規定する給水装置の新設等の工事(第38条から第38条の3までを除き、以下「工事」という。)は、管理者又は第9条第1項に規定する指定給水装置工事事業者が施行する。 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。 3 第1項の規定により工事を施行する場合において、管理者が必要と認めるときは、利害関係人の同意書の提出を求めることができる。 4 第2項に規定する設計審査及び工事検査については、それぞれ手数料を徴収する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 6 年 4 月 10 日

ID: 324

担当部署: 上下水道部 水道施設室 水運用管理担当

処分の概要	手数料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市水道事業給水条例 第34条第3項ただし書		
例 規 番 号	平成9年条例第30号		
【根拠条文】 (手数料) 第34条 手数料は、申込者から、申込みの際これを徴収する。 2 手数料の種別及び額は、別表第2のとおりとする。 3 既納の手数料は、還付しない。ただし、管理者において必要と認めるときは、この限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 6 年 4 月 10 日

ID: 327

担当部署: 上下水道部 水道施設室 水運用管理担当

処分の概要	加入金の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市水道事業給水条例 第37条の6第3項ただし書		
例 規 番 号	平成9年条例第30号		
【根拠条文】 (還付又は追徴) 第37条の6 加入金の還付又は追徴は、次のとおりとする。 (1) 工事の申込みの後、工事検査までに工事の申込みを取り消したときは、全額還付する。 (2) 工事の申込みの後、工事検査までに設計変更を行ったため、加入金の額が変更されたときは、その差額を還付し、又は追徴する。 2 建築工事その他の理由により、一時的に水道を使用する臨時用栓については、給水の開始後90日以内に給水装置を廃止したときは、加入金を全額還付する。 3 前2項に定める場合のほか、既納の加入金は、還付しない。ただし、管理者において必要と認めるときは、この限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 6 年 4 月 10 日

ID: 328

担当部署: 上下水道部 水道施設室 水運用管理担当

処分の概要	水道施設等工事施行等の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市水道事業給水条例 第38条		
例 規 番 号	平成9年条例第30号		
【根拠条文】 (水道施設等工事施行の申込み) 第38条 都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発行為その他の事業(以下「開発行為等」という。)により、新たに浄配水施設、送配水管その他水道施設(以下「水道施設等」という。)を必要とする者は、あらかじめ管理者に当該水道施設等の設置の工事の施行を申し込むものとする。 2 前項に規定するもののほか、水道施設等の移設(送配水管の管種変更及び路線変更並びに給水装置の変更を含む。)の工事の必要が生じた場合も同様とする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 6 年 4 月 10 日

ID: 330

担当部署: 上下水道部 水道施設室 水運用管理担当

処分の概要	指定工事業者証の交付
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市指定給水装置工事業者規程 第5条第1項
例 規 番 号	平成10年水道事業管理規程第4号
【根拠条文】 (指定工事業者証の交付) 第5条 管理者は、前条の指定を行ったときは、和泉市指定給水装置工事業者証(以下「指定証」という。)を交付する。 2 前項の指定証は、別記様式第2号のとおりとする。 3 指定工事業者は、事業の廃止を届け出たとき又は第7条の指定の取消しを受けたときは、指定証を管理者に返納するものとする。 4 指定工事業者は、事業の休止を届け出たとき又は第8条の指定の停止を受けたときは、指定証を管理者に提出するものとする。 【基準】 根拠条文及び第4条の規定による。 (指定の基準) 第4条 管理者は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、条例第9条第1項の指定を行う。 (1) 事業所ごとに第11条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。 (2) 次に定める機械器具を有する者であること。 ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具 イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具 ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具 エ 水圧テストポンプ (3) 次のいずれにも該当しない者であること。 ア 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ウ 水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 エ 第7条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者 オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 カ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。) キ 和泉市暴力団排除条例(平成24年和泉市条例第1号)第2条第4号及び和泉市暴力団排除条例施行規則(平成24年和泉市規則第41号)第3条に規定する暴力団密接関係者 ク 法人であって、その役員のうちにアからキまでのいずれかに該当する者があるもの	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 6 年 4 月 10 日
-----------	------------------	---------	-----------------

ID: 425

担当部署: 上下水道部 水道施設室 水運用管理担当

処分の概要	指定の更新		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市指定給水装置工事事業者規程 第5条の2		
例 規 番 号	平成10年水道事業管理規程第4号		
【根拠条文】 (指定の更新) 第5条の2 条例第9条第1項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。 2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。 4 前3条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。 5 前項において準用する前条第1項に規定する場合において、管理者は、指定工事業者から指定証を返納させた上で、新たな指定証を交付するものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	令和 2 年 4 月 7 日	最終変更年月日	令和 6 年 4 月 10 日

ID: 383

担当部署: 上下水道部 下水道整備課

処分の概要	公共浄化槽の設置の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市公共浄化槽条例 第4条第2項		
例 規 番 号	平成27年条例第1号		
【根拠条文】 (公共浄化槽の設置の申請等) 第4条 処理区域内において公共浄化槽の設置を希望する住宅等の所有者(住宅等を建築している場合又は建築しようとしている場合にあっては、建築基準法(昭和25年法律201号)第2条第16号に規定する建築主。以下「申請者」という。)は、規程で定めるところにより、管理者にその旨を申請しなければならない。この場合において、申請者が住宅等の敷地について権原を有しないときは、あらかじめ、当該敷地の所有者その他の権原を有する者の承諾を得なければならない。 2 管理者は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で、公共浄化槽の設置の可否を決定し、申請者に通知するものとする。 3 管理者は、前項の規定により設置を決定しようとするときは、規程で定めるところにより、工事の計画を作成し、申請者と協議するものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 10 月 13 日	最終変更年月日	令和 4 年 4 月 1 日

ID: 384

担当部署: 上下水道部 下水道整備課

処分の概要	公共浄化槽の変更の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市公共浄化槽条例 第8条第2項		
例 規 番 号	平成27年条例第1号		
【根拠条文】 (公共浄化槽の変更) 第8条 公共浄化槽が設置された住宅等の所有者は、当該住宅等の規模又は用途を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を管理者に届け出なければならない。 2 前項の場合において、既設の公共浄化槽の規模を超える公共浄化槽への変更が必要なときは、当該住宅等の所有者は、規程で定めるところにより、管理者にその旨を申請しなければならない。 3 前項の規定による申請に基づく公共浄化槽の変更に要した費用は、当該申請を行った者の負担とする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 10 月 13 日	最終変更年月日	令和 4 年 4 月 1 日

ID: 385

担当部署: 上下水道部 下水道整備課

処分の概要	排水設備の新設等の計画の確認		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市公共浄化槽条例 第12条		
例 規 番 号	平成27年条例第1号		
【根拠条文】 (排水設備の新設等の計画の確認) 第12条 排水設備の新設、増設又は改築(以下「排水設備の新設等」という。)を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が前条の基準に適合するものであることについて、規程で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、管理者の確認を受けなければならない。 2 前項の確認を受けた者がその確認を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による管理者の確認を受けなければならない。ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を管理者に届け出ることをもって足りる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 10 月 13 日	最終変更年月日	令和 4 年 4 月 1 日

ID: 386

担当部署: 上下水道部 下水道整備課

処分の概要	排水設備の工事の検査		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市公共浄化槽条例 第14条		
例 規 番 号	平成27年条例第1号		
【根拠条文】 (排水設備の工事の検査) 第14条 排水設備の新設等を行った者は、その工事が完了したときは、工事の完了した日から5日以内にその旨を管理者に届け出て、その工事が第11条の基準に適合するものであることについて、管理者の検査を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 10 月 13 日	最終変更年月日	令和 4 年 4 月 1 日

ID: 388

担当部署: 上下水道部 下水道整備課

処分の概要	分担金の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市公共浄化槽条例 第16条		
例 規 番 号	平成27年条例第1号		
【根拠条文】 (分担金の減免) 第16条 管理者は、災害、経済的困難、公益上の必要性その他特別の理由があると認めるときは、規程で定めるところにより分担金を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文及び和泉市公共浄化槽条例施行規程第16条の規定による。 (分担金の減免) 第16条 条例第16条に定める分担金の減額又は免除は、次に定める場合に行うことができるものとし、その割合は別表のとおりとする。 (1) 受益者が生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活扶助を受けている場合 (2) 受益者が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による生活支援給付を受けている場合 (3) 自治会等が所有し、又は使用する集会所及びこれに類する施設に公共浄化槽を設置する場合 (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が特に必要があると認める住宅等に公共浄化槽を設置する場合 2 前項の規定により分担金の減免を受けようとする者は、公共浄化槽分担金減免申請書(様式第9号)を管理者に提出しなければならない。 3 管理者は、前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、公共浄化槽分担金減免承認・不承認決定通知書により、当該申請を行った者に通知するものとする。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 10 月 13 日	最終変更年月日	令和 4 年 4 月 1 日

ID: 390

担当部署: 上下水道部 下水道整備課

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市公共浄化槽条例 第20条		
例 規 番 号	平成27年条例第1号		
【根拠条文】 (使用料の減免) 第20条 管理者は、災害その他特別の理由があると認めるときは、規程で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 10 月 13 日	最終変更年月日	令和 4 年 4 月 1 日

ID: 392

担当部署: 上下水道部 下水道整備課

処分の概要	移設等の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市公共浄化槽条例 第25条第2項		
例 規 番 号	平成27年条例第1号		
【根拠条文】 (公共浄化槽の移設等) 第25条 使用者等は、当該使用者等の責に帰すべき理由により、公共浄化槽を移設し、又は撤去する必要が生じたときは、あらかじめ、その旨を管理者に申請しなければならない。 2 管理者は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で公共浄化槽の移設又は撤去の承認について可否を決定し、当該申請を行った者に通知するものとする。 3 前項の規定により承認の通知を受けた者は、管理者の指示に従い公共浄化槽を移設し、又は撤去しなければならない。 4 前項の規定による公共浄化槽の移設又は撤去に要する費用は、第1項の規定による申請を行った者の負担とする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 10 月 13 日	最終変更年月日	令和 4 年 4 月 1 日

ID: 339

担当部署: 上下水道部 下水道整備課

処分の概要	占用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市下水道条例 第26条第1項(第30条及び第32条において準用する場合を含む。)		
例 規 番 号	昭和53年条例第2号		
【根拠条文】 (占用) 第26条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(以下この条において「占用物件」という。)を設け、継続して下水道の施設を占用しようとする者は、占用許可願を提出して管理者の許可を受けなければならない。ただし、占用物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。 2 管理者は、前項の許可を受けた者から占用料を徴収する。ただし、次の各号に掲げる占用物件については、この限りでない。 (1) 公共下水道に下水を排除することを目的とする占用物件 (2) 国の行う事業で一般会計をもって経理するものに係る占用物件 (3) 国の行う事業で特別会計をもって経理するもののうち、企業性格を有しない事業に係る占用物件 (4) 地方公共団体の行う事業で、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占用物件 (5) 水道又はガス等を各戸へ引き込むための私設管等の設置のための占用物件 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 358

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	喫煙等の承認
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市火災予防条例 第23条第1項ただし書
例 規 番 号	昭和37年条例第11号
【根拠条文】 (喫煙等) 第23条 次に掲げる場所で、消防長が指定する場所(以下「指定場所」という。)においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んではない。ただし、特に必要な場合において消防長が火災予防上支障がないと認めたときは、この限りでない。 (1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場(以下「劇場等」という。)の舞台又は客席 (2) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場(以下「百貨店等」という。)の売場又は展示部分 (3) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律第43号)の規定によって重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲 (4) 第1号及び第2号に掲げるもののほか、火災が発生した場合に人命に危険を生ずるおそれのある場所 2 前項の指定場所には、客席の前面その他の見やすい箇所に「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み禁止」と表示した標識を設けなければならない。 3 第1項の消防長が指定する場所(同項第3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。 (1) 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている場合 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該防火対象物内における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置 (2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置(健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない。) 4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。 5 第3項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。 6 前項の喫煙所の床面積の合計は、客席の床面積の合計の30分の1以上としなければならない。ただし、消防長が、当該場所の利用状況等から判断して、火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。 7 第1項の指定場所の関係者は、当該場所で喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に危険物品を持ち込もうとしている者があるときは、これを制止しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。	

標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成26年7月17日	最終変更年月日	令和6年4月10日

ID: 359

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	タンクの水張検査又は水圧検査		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市火災予防条例 第47条の2		
例 規 番 号	昭和37年条例第11号		
【根拠条文】 (タンクの水張検査等) 第47条の2 消防長は、前条の届出に係る指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申出により、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行うことができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 434

担当部署: 議会事務局 総務課

処分の概要	開示請求に対する決定
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市議会の個人情報の保護に関する条例 第24条
例 規 番 号	令和5年条例第16号
【根拠条文】 (開示請求に対する措置) 第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。 2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 【基準】 根拠条文、第18条及び第20条から第23条までの規定による。 (開示請求権) 第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下この章において「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下この章及び第48条において「開示請求」という。)をすることができる。 (保有個人情報の開示義務) 第20条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。 (1) 開示請求者(第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報 (2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報 イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報 ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分 (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健	

康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。 ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの (4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの (5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ア 議長が第24条各項の決定(以下「開示決定等」という。)をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ (部分開示) 第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。 (裁量的開示) 第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。 (保有個人情報の存否に関する情報) 第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。			
標準処理期間	開示請求があった日から14日以内(第25条第1項)		
備考			
設定年月日	令和5年4月13日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 435

担当部署: 議会事務局 総務課

処分の概要	訂正請求に対する決定		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市議会の個人情報の保護に関する条例 第34条		
例 規 番 号	令和5年条例第16号		
【根拠条文】 (訂正請求に対する措置) 第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 【基準】 根拠条文、第31条及び第33条の規定による。 (訂正請求権) 第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下この章において同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 (2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下この章及び第48条において「訂正請求」という。)をすることができる。 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。 (保有個人情報の訂正義務) 第33条 議長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。			
標準処理期間	訂正請求があった日から29日以内(第35条第1項)		
備考			
設 定 年 月 日	令和 5 年 4 月 13 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 436

担当部署: 議会事務局 総務課

処分の概要	利用停止請求に対する決定		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市議会の個人情報の保護に関する条例 第41条		
例 規 番 号	令和5年条例第16号		
【根拠条文】 (利用停止請求に対する措置) 第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 【基準】 根拠条文、第38条及び第40条の規定による。 (利用停止請求権) 第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報that次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下この章において「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 (1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去 (2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。)をすることができる。 3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。 (保有個人情報の利用停止義務) 第40条 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。			
標準処理期間	利用停止請求があった日から29日以内(第42条第1項)		
備考			
設 定 年 月 日	令和5年4月13日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 14

担当部署: 各課

処分の概要	手数料の免除		
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市手数料条例 第5条		
例 規 番 号	昭和31年条例第36号		
【根拠条文】 (非徴収の範囲) 第5条 多機能端末機により証明書を交付する場合を除き、次の各号のいずれかに該当するものは、手数料を徴収しない。 (1) 法律、命令により取扱うもの (2) 官公庁のためにするもの(第2条第1項第28号から第37号までに掲げるものを除く。) (3) 市が設置する施設の建築に係るもの(第2条第1項第17号の6から第17号の15までに掲げるものに限る。) (4) 一般に周知させる必要のある文書の閲覧 (5) 公費をもって扶助せられる者または市長において手数料納付の資力なしと認められる者より請求の証明または閲覧 (6) 第2条第1項第2号に規定する証明のうち規則で定める年金及び恩給の受給のために必要とするもの 2 前項各号に規定するものの外、市長において手数料を徴収することが適当でないと認めた場合には、免除することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	平成 31 年 4 月 9 日